

第2次米子市環境基本計画改定版 兼米子市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) (案)



自然の恵みに感謝し、
ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

令和8年3月(予定)

米子市

**本ページについてはパブリック
コメントが終了し、原案が確
定後に市長あいさつ文を差し
込む予定にしています。**

目次

第1章 第2次米子市環境基本計画の見直しと計画の概要	1
1－1：見直しの基本的方針	2
1－2：計画の概要	3
(1) 計画策定の目的	3
(2) 環境基本計画の位置付け	3
(3) 第2次米子市環境基本計画の期間	5
(4) 第2次米子市環境基本計画の考え方	6
第2章 米子市の現状と課題	11
2－1：米子市の情勢	12
(1) 環境情勢	12
(2) 地理的特性	13
(3) 土地の利用状況	13
(4) 人口・世帯数	14
(5) 産業	15
2－2：米子市の環境に関する市民アンケート調査の結果	16
(1) アンケート調査概要	16
(2) アンケート結果	16
2－3：米子市の環境課題	18
第3章 米子市の目指すべき姿	19
3－1：米子市が目指すべき環境像	20
3－2：第2次米子市環境基本計画における基本目標	22
3－3：基本方針と基本目標との関係	23
3－4：市、市民及び事業者の責務と役割	24
(1) 市民の役割	24
(2) 事業者の役割	24
(3) 本市の役割	24
第4章 具体的施策の内容	25
4－1：本計画における基本目標と施策の柱、個別施策	26
4－2：温対法第21条第3項に関する事項	27
4－3：基本目標①「脱炭素社会」	28
(1) 米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	28
(2) 二酸化炭素排出量削減に関する情勢	29
(3) 二酸化炭素排出量の現状と削減目標	30
(4) 基本目標達成における主な指標	35
(5) 基本目標達成に向けての課題	36

(6) 基本目標達成のための施策の柱.....	38
(7) 施策の柱ごとの個別施策	38
(8) 脱炭素先行地域の取組.....	41
(9) 脱炭素社会に向けたロードマップ.....	43
4－4：基本目標②「循環型社会」.....	44
(1) 現状	44
(2) 基本目標達成における主な指標.....	46
(3) 基本目標達成に向けての課題	47
(4) 基本目標達成のための施策の柱.....	47
(5) 施策の柱ごとの個別施策	47
4－5：基本目標③「自然共生社会」.....	49
(1) 現状	49
(2) 基本目標達成における主な指標.....	50
(3) 基本目標達成に向けての課題	50
(4) 基本目標達成のための施策の柱.....	50
(5) 施策の柱ごとの個別施策	51
4－6：基本目標④「安全・安心社会」.....	53
(1) 現状	53
(2) 基本目標達成における主な指標.....	54
(3) 基本目標達成に向けての課題	55
(4) 基本目標達成のための施策の柱.....	55
(5) 施策の柱ごとの個別施策	56
4－7：基本目標⑤「環境保全社会」.....	58
(1) 現状	58
(2) 基本目標達成における主な指標.....	58
(3) 基本目標達成に向けての課題	59
(4) 基本目標達成のための施策の柱.....	59
(5) 施策の柱ごとの個別施策	60
第5章 環境基本計画の推進に向けて.....	61
5－1：環境基本計画策定の流れ	62
5－2：環境基本計画の進行管理	63
5－3：計画の推進体制	64

第1章 第2次米子市環境基本計画の見直しと計画の概要



<中海>

1－1：見直しの基本的方針

1－2：計画の概要

1－1：見直しの基本的方針

本市では平成23年度（2011年度）に「第1次米子市環境基本計画（平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度））」を策定し、本市の環境施策を推進してきました。令和2年度（2020年度）に計画期間が終了するに当たり、当時の環境を取り巻く社会情勢や市民の声を反映させた環境施策を引き続き実施し、米子市環境基本条例の理念、目的を達成していくために、「第2次米子市環境基本計画（令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））」を策定しています。

令和7年度は第2次米子市環境基本計画の策定から5年目にあたり、環境を巡る社会情勢の変化に合わせ、着実に施策を進めるため見直しを行います。この見直しは計画の実効性を高めるものであることから、骨格である「目指すべき環境像」、「基本目標」及び「施策の柱」については、原則変更しないこととし、これまでの施策の進捗状況の検証結果、市民ニーズの変化、並びに関係法令及び社会情勢の変化などを踏まえて、「施策の柱ごとの個別施策」、「主な指標」を見直しました。

これに加えて、本市では令和5年度（2023年度）には温室効果ガスの実質排出ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を令和3年（2021年）2月に宣言しており、持続可能で活力ある地域社会と脱炭素社会の実現をめざして「米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けられる「ゼロカーボンシティはなごアクションプラン」を策定しています。この計画は第2次米子市環境基本計画の実行計画として、市域CO₂排出量の削減を行う地球温暖化対策の方向性を示すものであることから、この度の中間見直しにおいて環境基本計画中に内包することとしました。「米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、国内外の動向を踏まえ、市民、事業者、行政等の協働をより促進し、市域のさらなる脱炭素の取組を積極的に推進することで「経済と環境の好循環」、「持続可能な社会」の実現を目指しています。

1 - 2 : 計画の概要

(1) 計画策定の目的

本市では自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境を創造し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的に、平成 17 年（2005 年）に米子市環境基本条例を制定しました。本条例において、環境の保全及び創造の基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを具体化し、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となる「環境基本計画」を定めることとしています。

<米子市環境基本条例>

●環境基本計画（第 8 条）

⇒市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。

(2) 環境基本計画の位置付け

本市環境基本計画は、国の「第六次環境基本計画」、県の「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」との整合を図りつつ、本市の環境の保全と創造に関する目標及び施策の方向を示したものです。

また、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）」第 21 条第 4 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）であり、米子市環境基本計画の個別計画として基本計画中に内包し、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等を行うための施策を定める個別計画と位置付けます。

これらの計画は、本市の最上位の行政計画である「第 2 次米子市まちづくりビジョン（第 5 次米子市総合計画及び第 3 期米子市地方創生総合戦略）」や、鳥取県の策定した「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」と整合性を図りながら策定します。

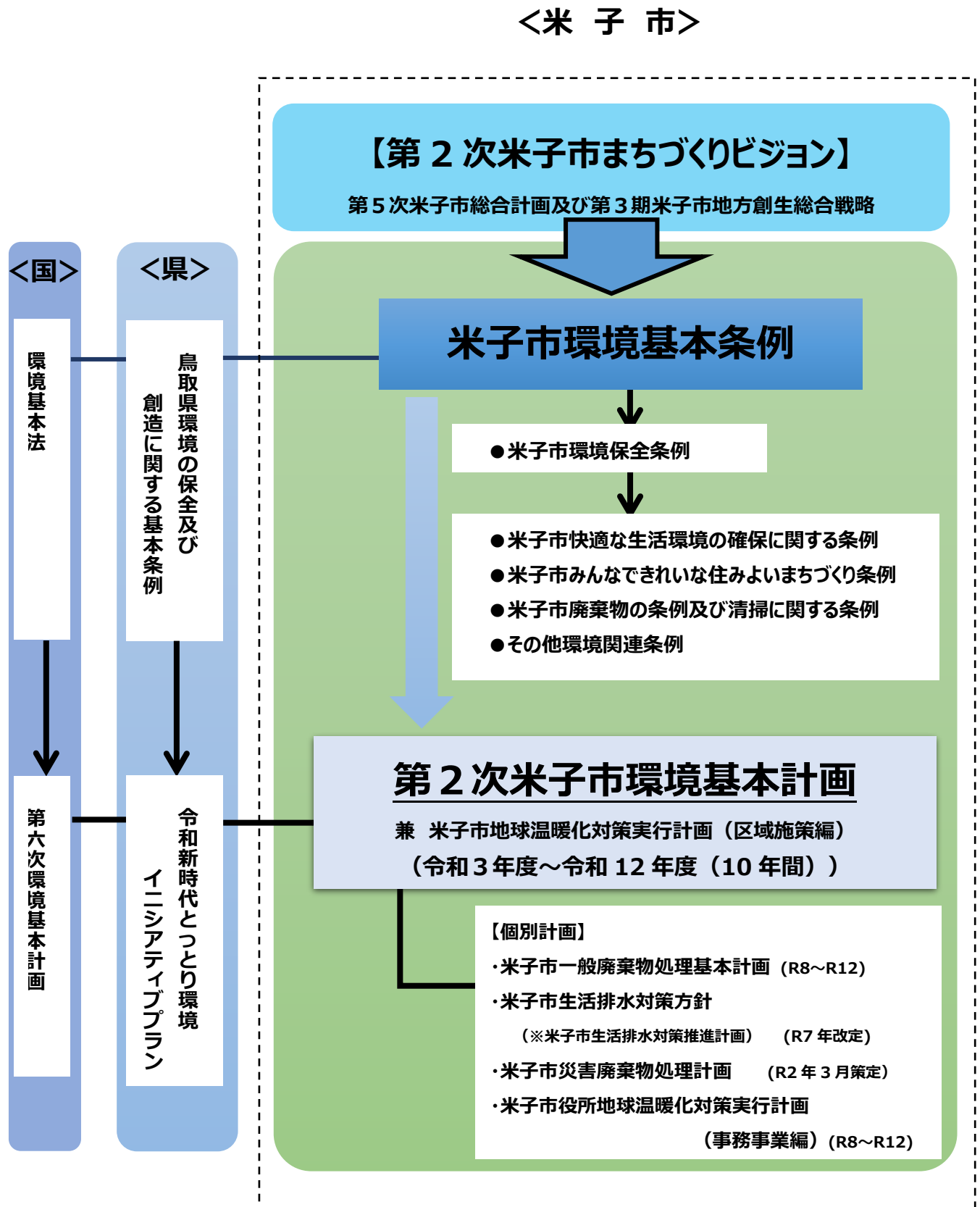


図1 環境基本計画の位置づけ

(3) 第2次米子市環境基本計画の期間

本計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。なお、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間も同様とします。

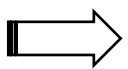
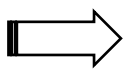
(ア) 計画期間

令和3年度（2021年度） ～ 令和12年度（2030年度）

(イ) 計画の流れ

第1次米子市環境基本計画（平成23年度～令和2年度）				
平成23年度 計画開始		平成28年度 中間見直し		令和2年度 計画終了



第2次米子市環境基本計画（令和3年度～令和12年度）				
令和3年度 計画開始	 (年次報告)	令和7年度 中間見直し	 (年次報告)	令和12年度 計画終了

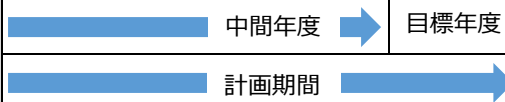
●年次報告（第10条）

＜米子市環境基本条例＞

⇒市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

※ 米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年度と目標年度

なお、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての計画期間の考え方については、国の「地球温暖化対策計画（※1）」を踏まえ、国の長期的目標年である令和 32 年（2050 年）を見据え、本計画の基準年度を平成 25 年度（2013 年度）とし、「第 2 次米子市環境基本計画」と同様に、中間年度を令和 7 年度（2025 年度）、目標年度を令和 12 年度（2030 年度）とします。

平成 25 年	...	令和 元年	...	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	...	令和 7 年	...	令和 12 年
2013 年	...	2019 年	...	2021 年	2022 年	2023 年	...	2025 年	...	2030 年
基準年度	...	現状年度 ※2	...	...	策定年度					目標年度

※1 2021 年 10 月 22 日に閣議決定された地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画。

※2 現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

（4）第2次米子市環境基本計画の考え方

（ア）社会情勢の動向

（i）国際的な動向

近年の国際的な環境対策として、平成 27 年（2015 年）の国連総会で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）が提示されました。同年の COP21 では「パリ協定」が成立し、産業革命前と比べて平均気温上昇を 2℃未満、可能であれば 1.5℃以内に抑えるという国際的な目標が設定されました。また、すべての国が排出削減目標（NDC）を 5 年ごとに更新する仕組みも導入されました。

平成 30 年（2018 年）には IPCC が「1.5℃特別報告書」を発表し、令和 32 年（2050 年）頃までに CO₂排出を実質ゼロにする必要性を示しました。これを受け、各国でカーボンニュートラルの目標設定が進みました。令和 2 年（2020 年）以降はコロナ禍により排出量が一時的に減少しましたが、持続可能な対策の重要性が再認識されました。令和 3 年（2021 年）の COP26 では「グラスゴー気候合意」が採択され、令和 12 年（2030 年）に向けた温暖化対策の加速が強調されました。

近年では食品ロス、海洋プラスチックごみ、生物多様性の保全など、気候変動に限らない地球規模の環境課題に対しても、国際社会による多様な取組が活発化しています。これらの動向は、環境問題が多面的かつ緊急性を要する課題であることを物語っており、国際的な連携と行動の重要性が一層高まっています。

(ii) 国の動向

我が国ではパリ協定を受け、平成 28 年（2016 年）に「地球温暖化対策計画」、平成 30 年（2018 年）に「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。令和 2 年（2020 年）には当時の菅首相が「令和 32 年（2050 年）カーボンニュートラル」を宣言し、これを反映して温暖化対策推進法が改正され、脱炭素社会を基本理念とし、地方自治体にも積極的な行動が求められるようになりました。

令和 3 年（2021 年）には「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、令和 12 年度（2030 年度）までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」をつくること、また太陽光発電や省エネ住宅などの重点対策を全国で推進することが示されました。同年には温暖化対策計画が 5 年ぶりに改定され、令和 12 年度（2030 年度）までに温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）比で 46%削減、さらに 50%に向けて挑戦するという目標が新たに示されました。

こうした動きを背景に、令和 4 年（2022 年）から「脱炭素先行地域」の募集が始まり、ゼロカーボンシティを宣言する自治体は 1182 にまで拡大（R7.6.30 現在）。対象人口は 1 億 1,853 万人を超えました。さらに令和 6 年（2024 年）には「第六次環境基本計画」が決定され、気候変動など地球規模の環境危機に対応し、「循環共生型社会」の実現を目指す方針が打ち出されています。

(iii) 県の動向

鳥取県においては、環境分野における SDGs の達成に向けて、5 つの柱（1：循環型社会の構築、2：脱炭素社会の実現、3：自然・生物との共生、4：生活環境の保全、5：環境活動の協働）で構成された「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を令和 2 年（2020 年）3 月に策定し、持続可能な社会の創造を目指しています。また、令和 4 年（2022 年）1 月には、鳥取県気候非常事態を宣言し、気候問題に関する危機感をあらわにしています。同年 3 月には「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂し、温室効果ガス削減目標を引き上げ、さらに取組を進めることとしています。

(イ) SDGs に関する考え方

SDGs（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）は、平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標です。日本では、平成 28 年（2016 年）に SDGs 実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たって SDGs の要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGs の達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

本計画では、計画中で定める 5 つの基本目標と SDGs の目標との関連を明確にし、本計画の着実な実施により、SDGs の目標達成に取り組みます。



図 2 SDGs ゴール

出典）国連広報センター

(ウ) 地域脱炭素化促進事業について

令和3年(2021年)6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号。以下「改正地球温暖化対策推進法」という。)第21条第5項において、市町村は、地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

地域脱炭素化促進事業については、市域のゾーニングを行い、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)の設定、地域脱炭素化促進事業の目標等の計画について、有識者を含めた関係機関における協議会において策定する必要があること、促進区域の設定は、個別の再エネ事業の実施に先立ち、区域全体の再エネの導入目標等を踏まえながら、まちづくりの一環として区域全体を見渡し、どのようなエリアに再エネが導入されていくことが望ましいか、地域の自然的社会的条件を考慮した上で、土地利用、インフラのあり方も含め、長期的に望ましい姿を考えることが重要です。

よって、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)としては計画の中で促進区域の設定は行わず、推進体制を含め、今後検討していくこととします。

(エ) 気候変動への適応について

地球温暖化対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」の二本柱があります。平成30年(2018年)には、気候変動適応法が制定され、地方公共団体はその地域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動に関する施策を推進するよう努めることとされました。

近年、気候変動の影響によって、これまで体験したことのないような豪雨、台風等による自然災害や熱中症などが全国的に発生し、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。こうした異常気象がさらに頻繁に発生したり、深刻化したりすることが懸念されており、悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠となっています。

地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」だけでなく、既に起こっている気候変動の影響に対して、被害を回避・軽減していく「適応策」も、車の両輪の関係として、社会全体で取り組んでいく必要があります。また、気候変動の影響は地理的条件などの地域特性によって大きく異なるため、気候変動への適応については、地域の特性を十分に踏まえた上で取組を進めていきます。



図 3 緩和策と適応策

出典) 気候変動適応情報プラットフォーム

第2章 米子市の現状と課題



＜米子城址＞

2－1：米子市の情勢

2－2：米子市の環境に関する市民アンケート調査の結果

2-1：米子市の情勢

(1) 環境情勢

米子市では、平成 17 年（2005 年）に「米子市環境基本条例」を制定し、市民・事業者・行政の連携により、健康で文化的な生活を守り、良好な環境を将来世代に引き継ぐことを目指しています。また、「米子市快適な生活環境の確保に関する条例」により落書きや放置自動車対策を進め、「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」（平成 19 年（2007 年）制定）では、空き缶の投棄や犬のふんの放置防止に取り組んでいます。これに基づき、加茂川河口（平成 21 年（2009 年））、上淀廃寺跡周辺（平成 24 年（2012 年））、米子水鳥公園周辺（平成 26 年（2014 年））を環境美化推進区域に指定しました。

平成 18 年（2006 年）には「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、平成 19 年（2007 年）からごみ処理の有料化を導入しました。平成 24 年（2012 年）には「第 1 次米子市環境基本計画」（平成 23 年度（2011 年度）～令和 2 年度（2020 年度））を策定し、平成 28 年（2016 年）に中間見直しを行いました。

また、地球温暖化対策として、平成 28 年（2016 年）に「米子市役所地球温暖化対策実行計画」（平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度））を策定し、令和 3 年（2021 年）には第 2 次計画（令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度））を策定。さらに、令和 3 年（2021 年）の法改正と国の計画改定を受け、令和 5 年（2023 年）には「米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和 5 年度（2023 年度）～令和 12 年度（2030 年度））を策定し、温室効果ガス排出削減目標を新たに設定しました。同年には「第 3 次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和 5 年度（2023 年度）～令和 7 年度（2025 年度））も策定され、令和 8 年度（2026 年度）からは第 4 次計画の実施が予定されています。

また、令和 4 年度（2022 年度）には環境省により第 1 回「脱炭素先行地域」に選定され、市の公共施設等で使用する電力の相当量を再生可能エネルギーで賄う計画が進められています。

(2) 地理的特性

米子市は、鳥取県の西端に位置し、島根県に隣接し、山陰のほぼ中央に位置しています。

市政施行は、昭和2年（1927年）であり、平成17年（2005年）3月31日には隣接する「淀江町」との対等合併により現在の新「米子市」が誕生しました。

南東に中国地方最高峰の大山（だいせん）、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録の汽水湖としては日本で2番目の大きさの中海（なかうみ）があり、市内には皆生温泉を有するなど豊かな自然環境に恵まれた街です。

また、道路、鉄道、空港などの利便性も高く、古くから地域の交通結節点として、人の行き来が盛んな「山陰の商都」として栄えてきました。また、鳥取大学医学部附属病院をはじめ医療機関が充実していることが挙げられ、高齢者にも子育て世帯にもやさしい環境となっています。



● 位置

米子市加茂町一丁目1番地

東経：133度20分

北緯：35度25分

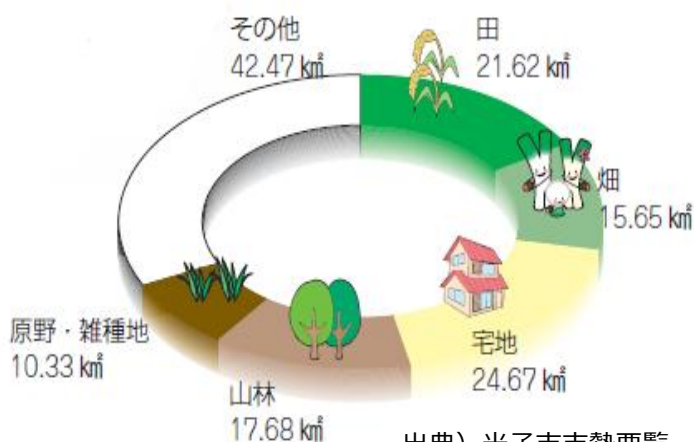
出典）米子市市勢要覧

図4 米子市の位置

(3) 土地の利用状況

● 面積

総面積	132.42km ²
田	21.62km ²
畑	15.65km ²
宅地	24.67km ²
山林	17.68km ²
原野・雑種地	10.33km ²
その他	42.47km ²



出典）米子市市勢要覧

図5 米子市の土地利用状況

(4) 人口・世帯数

人口、世帯数ともに減少傾向にあり、令和2年（2020年）には147,317人、62,134世帯と
なっています。世帯数の減少率に比べて人口の減少率の方が大きいため、世帯当たりの人口も減少傾
向にあり、令和2年（2020年）には2.37人となっています。

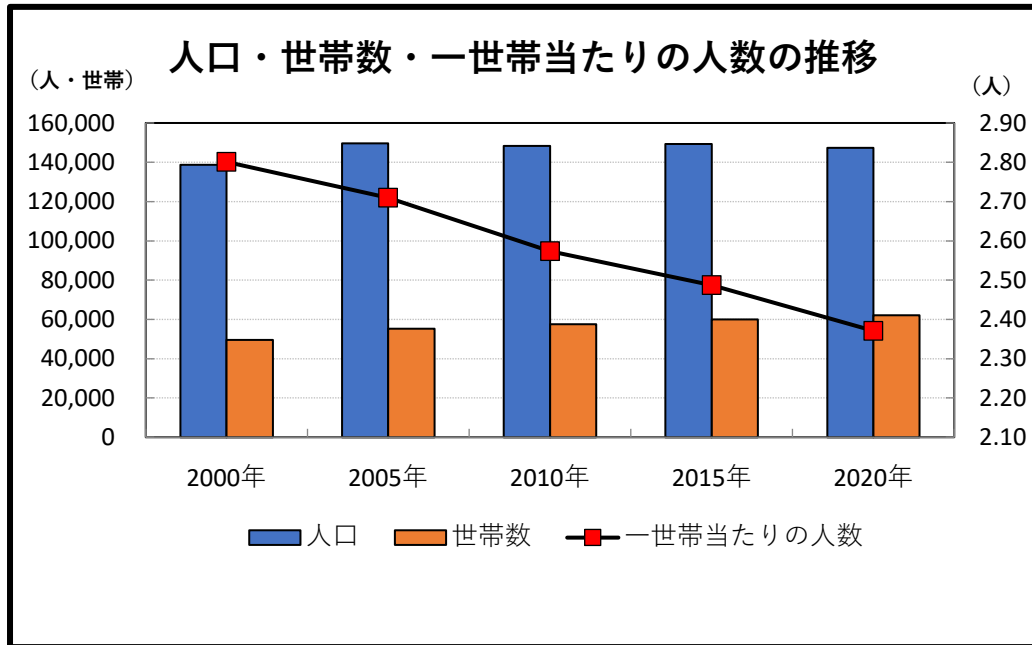


図6 米子市の人口・世帯数推移

出典) 国勢調査

(5) 産業

米子市の令和2年（2020年）産業分類別就業者数では、第三次産業（サービス業）が74.2%を占めており、特に卸売業、小売業の就業者数がそのうち17.8%となっています。

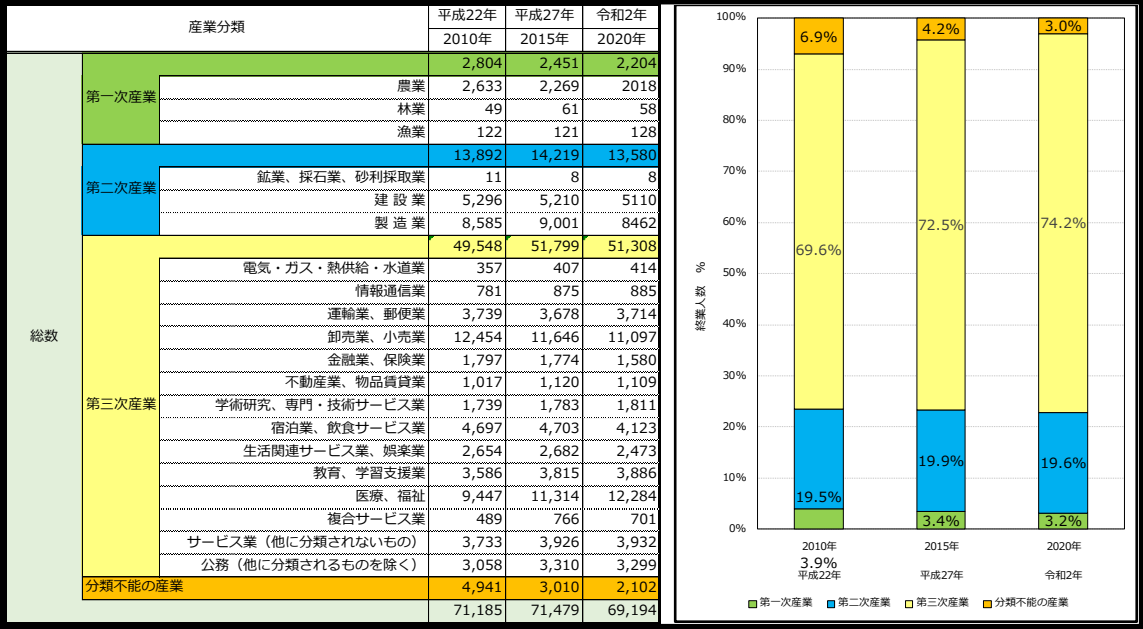


図7 米子市の産業部位別就業者数

出典）国勢調査

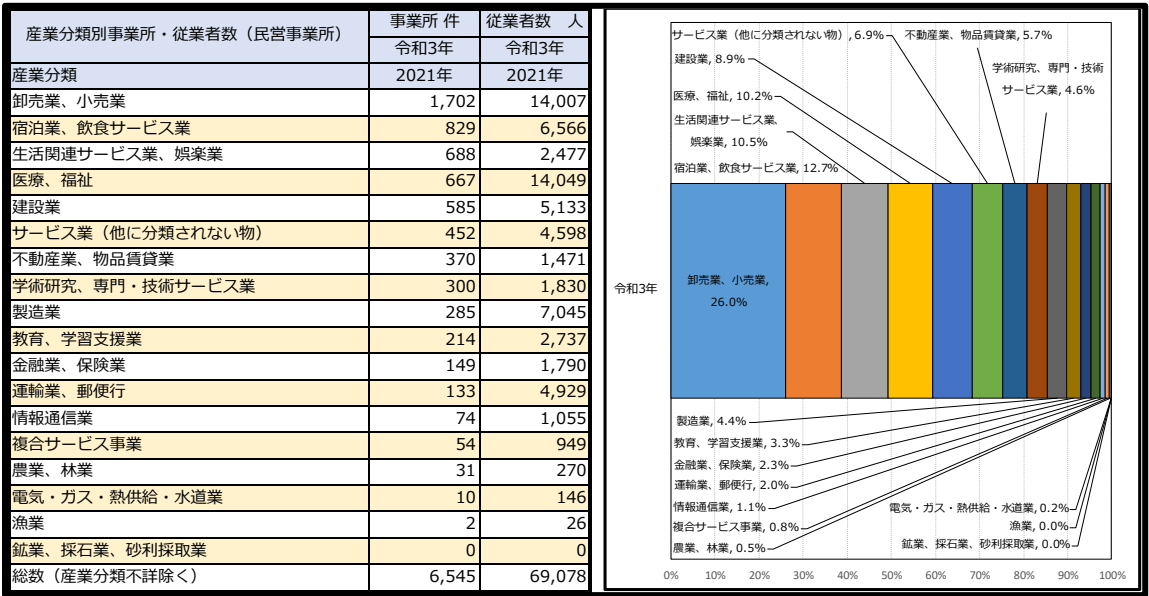


図8 米子市の産業分類別事業所・従業員数

出典）経済センサス

2－2：米子市の環境に関する市民アンケート調査の結果

○本計画の策定に当たり、環境に対する市民意識や家庭における再エネ・省エネの取組状況等の変化を把握することを目的に市民アンケートを実施しました。

(1) アンケート調査概要

アンケートの実施概要は以下のとおりです。アンケートの対象者は市民と事業所に分けて実施しました。

	市民編	事業所編
調査期間	令和 6 年（2024 年）12 月 1 日～12 月 20 日	
調査対象	米子市内居住の 18 歳以上の方から無作為に抽出	米子市内の企業から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収	
配布数	3,000 人	500 社
回収数（回収率）	1,076 人（35.9%）	142 社（28.4%）

(2) アンケート結果

アンケート結果の主な内容は、以下のとおりです。地球温暖化のような世界規模のものから、ごみ捨てマナーのように私達の生活の身近な問題に至るものまで、広範囲に渡る様々な事柄に関心が示されていることが分かりました。

住環境と市民の満足度
市民の多くは、米子市に対して「住みやすい」または「やや住みやすい」と感じており、住みやすさに対する評価は高い。周辺環境に関しても、大多数が満足しており、特に「空気のきれいさ」を重要視する傾向が強い。 将来世代への環境遺産として「空気のきれいさ」の保持が優先されている。課題としては、家庭や公共空間における「ごみ出しやポイ捨て」のマナー改善を求める声が多い。
市民の環境活動への参加意欲と実際の参加状況
市民の約 6 割が環境保全活動に積極的に参加したい意欲を持っているが、参加率としては 4 割程度の参加にとどまっているという結果が出ている。参加意欲が強いほど参加率も高くなる傾向があるため、参加意欲の階層別に参加を促進するための啓発活動や、参加しやすい活動内容の提示の検討が必要。例えば、健康上の理由で参加が難しい層も一定数存在し、体に負担をかけずに貢献できる活動の提案等が考えられる。

脱炭素化と気候変動への関心	市民の約9割が「脱炭素化」という言葉を認知している一方で、過去5年間における脱炭素化に対する意識には一定の変化が見られる。調査結果からは、「生活の安定」と「脱炭素化の取組に対する姿勢」のバランスが以前と比べて変化がみられる。 また、一部の若年層（30代を中心とする層）においては、脱炭素化に関する取組への関心の度合いに特徴があり、情報発信や理解促進の取組が必要と考える。
再エネ・省エネの普及状況	LED照明や断熱住宅、太陽光発電などの再エネ・省エネ設備は、この5年間で普及が進んでいるものの、太陽光発電や蓄電池の導入率そのものは高くはない。鳥取スタイル PPA のPRなど、これらの設備普及を促進するための周知活動がさらに求められる。
事業者や行政に対する期待	事業者に対しては、公害対策や廃棄物の適正処理に加え、環境に配慮した製品の開発が求められている。より現実的な環境保全活動への期待が高まっている。行政に対しては、自然環境の保全や包括的なアプローチを求める声が増えている。
自由記述欄抜粋	市民は脱炭素社会の実現や再生可能エネルギー導入に関心がある一方で、例えば太陽光発電の設置に対する慎重な意見や環境への影響への懸念の声がある。循環型社会に向けてはごみ減量やプラスチック削減を求める声が多く、不法投棄への対策強化も要望されている。さらに、自然環境や生物多様性の保護が重要視され、農地保護や樹木伐採への声もあった。生活環境の向上に関しては、公園整備や水道水の安全性確保、交通インフラや空き家対策が求められており、環境保全活動の一環として青少年教育や市民の意識向上が重要視されている。また、環境の視点を離れた米子市の発展に向けては公共交通機関や道路整備、住みやすい環境づくりが求められ、行政への情報共有や透明性向上、様々な補助金創設の要望も多い。

2-3 : 米子市の環境課題

市民アンケートの結果を考察すると、環境問題への関心がこの5年間で変化していることがうかがえますが、日頃から熱心に取り組まれている方も多く、その努力や姿勢は地域の大きな財産であるといえます。アンケート結果からは、地球規模の地球温暖化や気候変動に関するテーマから、空き家・土地の適正管理や、ゴミ出し、ポイ捨てのマナーについての改善要望まで、市民の環境意識は多種多様で広範囲に及んでいます。

【私たちを取り巻く環境課題】

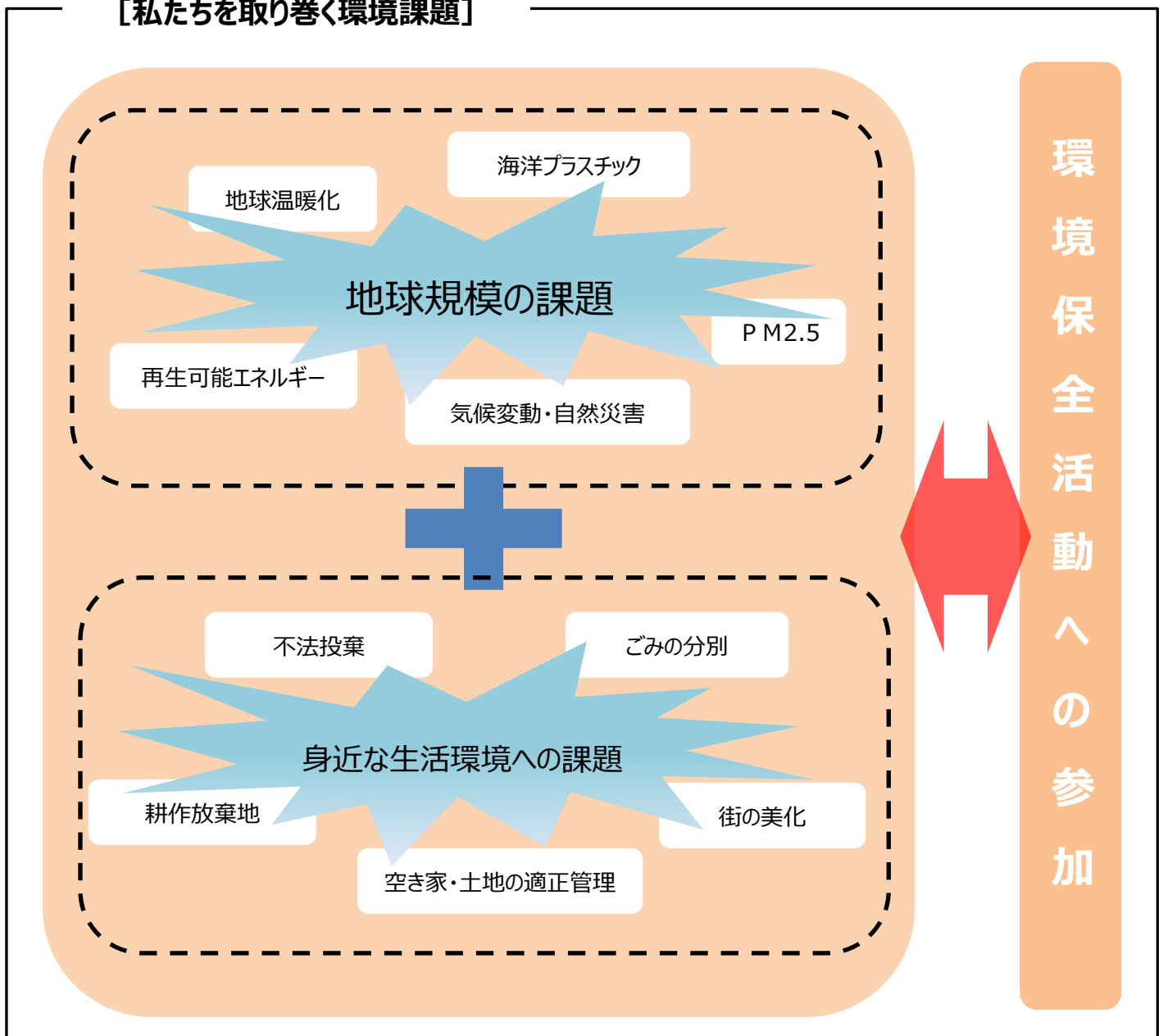


図 9 私たちを取り巻く環境課題

第3章 米子市の目指すべき姿



＜白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース＞

3－1：米子市が目指すべき環境像

3－2：第2次米子市環境基本計画における基本目標

3－3：基本方針と基本目標との関係

3－4：市、市民及び事業者の責務と役割

3-1：米子市が目指すべき環境像

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

本市は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山を仰ぐ恵まれた環境を享受しながら、弓ヶ浜半島の基部に広がる中海圏域の中核都市として発展してきました。また、一級河川日野川やラムサル条約湿地として登録された中海とそこに生息する多様な野生動植物など、豊かで素晴らしい水辺環境を有しています。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものです。しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型における社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態は、私たちの生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしていきます。

本市では、環境基本条例の制定（平成 17 年（2005 年）3 月）により、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、更には、環境都市宣言（平成 18 年（2006 年）3 月）により、循環型社会を形成するために、住民、企業及び自治体が一体となり、環境先進都市を目指しています。

第 1 次計画では、本市の目指す環境像を「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～」とし、本市の特色であり、かつ、宝でもある、豊かな自然を守り、将来の世代を担う子どもたちや未来の米子市民に、より良い環境を引き継いでいくことを目指しました。次の世代に、この素晴らしい環境を引き継いでいくことが、環境基本条例及び環境都市宣言の目的を達成することに繋がることから、第 2 次米子市環境基本計画においても、引き続き、上記環境像を掲げることとします。

なお、第 2 次米子市環境基本計画では、国や県の環境基本計画においても言及されている「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に取り組むこと、また、本市の上位計画となる「米子市まちづくりビジョン」の将来像である“住んで楽しいまちよなご”を環境面から支援していきます。

＜米子市が目指す方向と環境基本計画＞

「第2次米子市まちづくりビジョン」
“住んで楽しいまち よなご”

環境面からの支援

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

第2次米子市環境基本計画（条例：第8条）

兼 米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

【環境施策（条例：第4条）】

⇒環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策

●基本理念（条例：第3条）

- ・市、市民及び事業者が協働し、自然との共生や潤いのあるまちづくりを行い、持続的発展が可能な社会を目指し、地球環境を保全していく。



●基本方針（条例：第7条）

- ①市民の健康の保護、快適な生活環境の確保
- ②人と自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全
- ③地域の特性を生かした景観の形成、自然・文化・産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- ④資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物減量の推進
- ⑤地球環境保全に資する取組の推進

条例：米子市環境基本条例

3-2：第2次米子市環境基本計画における基本目標

米子市の目指す環境像である“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”を実現するために、第2次米子市環境基本計画に5つの基本目標を設定します。

また、この度の見直しに当たり、基本目標①の「低炭素社会」については、国が令和2年（2020年）10月に「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明したことを受け、本市においても令和3年（2021年）2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことから、「脱炭素社会」に変更することとし、令和32年（2050年）までにCO₂の排出量実質ゼロを目指します。

「第2次米子市環境基本計画」 自然の恵みに感謝し、 ともに歩みつづけるまち”	①脱炭素社会	気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会を目指します。
	②循環型社会	4R（Refuse：断る、Reduce：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再生利用する）の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。
	③自然共生社会	本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物の生息環境を保全すると共に、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぐことのできる、緑あふれる社会を目指します。
	④安全・安心社会	公害の防止等を図ることによる生活環境の保全や、街の美化に取り組むことによる美しいまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる社会を目指します。
	⑤環境保全社会	環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

※この5つの基本目標は、国（第六次環境基本計画）や県（令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン：第3次鳥取県環境基本計画）の環境基本計画を踏まえた上で、米子市環境基本条例で定める基本理念（第3条）及び基本方針（第7条）に基づき定めています。

3-3：基本方針と基本目標との関係

米子市環境基本条例第7条で規定する環境施策の5つの基本方針と本計画で定める5つの目標との関係は以下のとおりです。

環境基本条例	環境基本計画				
環境施策の5つの基本方針	5つの目標				
	① 脱炭素社会	② 循環型社会	③ 自然共生社会	④ 安全・安心社会	⑤ 環境保全社会
(1)市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保	☆			☆	☆
(2)人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全			☆		☆
(3)地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造				☆	☆
(4)資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進		☆			☆
(5)地球環境保全に資する取組の推進	☆				☆

＜米子市環境基本条例＞ 環境施策の基本方針 第7条

⇒市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進する。

3-4 : 市、市民及び事業者の責務と役割

第2次米子市環境基本計画における各施策を計画的かつ効果的に推進するためには、市民（個人・NPO 法人・市民活動団体等）、事業者、市それぞれにおける自発的な行動と、連携・協力が必要となります。各主体には以下のような役割が求められます。

（１）市民の役割

市民は、米子市の環境について理解を深めるとともに、日常生活の様々な場面において、環境に配慮した行動をします。また、行政や地域社会等の実施する環境保全活動へ積極的に参加します。

（２）事業者の役割

事業者は、事業活動において、環境に配慮した行動を実践するとともに、事業活動によって発生する環境負荷の低減を図ります。また、従業員への環境教育を推進します。

（３）本市の役割

本市は、環境問題対策を推進していくために、市民・事業者と協働した取組を行います。また、市有施設の省エネや再エネ導入などの環境負荷の低減に率先して取り組みます。

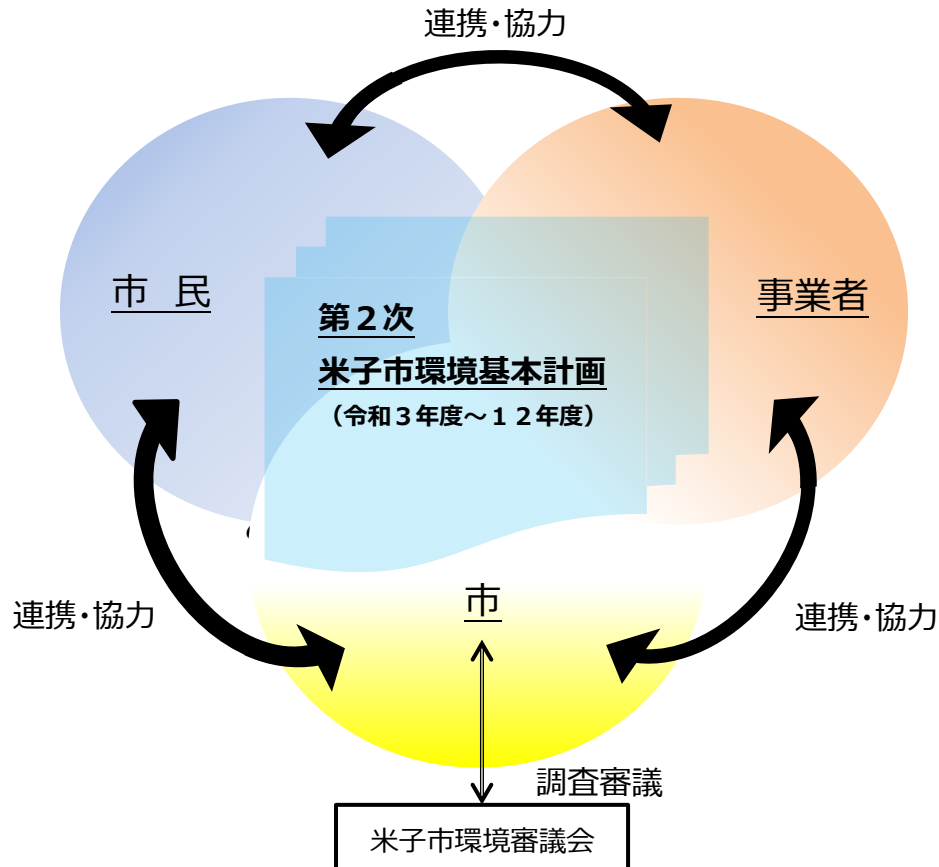


図 10 各主体の責務と役割

第4章 具体的施策の内容



＜湊山公園＞

4－1：本計画における基本目標と施策の柱、個別施策

4－2：温対法第21条第3項に関する事項

4－3：基本目標①「脱炭素社会」

4－4：基本目標②「循環型社会」

4－5：基本目標③「自然共生社会」

4－6：基本目標④「安全・安心社会」

4－7：基本目標⑤「環境保全社会」

4-1：本計画における基本目標と施策の柱、個別施策

本計画では、5つの基本目標達成のために12の施策の柱を設定します。これらは市民・事業者アンケート等を参考に、本市に必要な施策を整理したものです。さらに各柱に基づき個別施策を設定し、目標達成を図ります。個別施策は重点施策とその他施策に分類し、その位置づけを明確にします。

なお、一つの施策が複数の柱に関連する場合もあります。

「第2次米子市環境基本計画」

“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”

①脱炭素社会



- ①-1：省エネルギー化の推進
- ①-2：再生可能エネルギーの導入推進
- ①-3：気候変動適応策の推進

②循環型社会



- ②-1：4Rの推進
- ②-2：食品ロスの削減
- ②-3：廃棄物の適正処理

③自然共生社会



- ③-1：森林・農地・湿地・海の適切な利用
- ③-2：生態系の保全

④安全・安心社会



- ④-1：生活環境の保全
- ④-2：美しいまちづくりの推進

⑤環境保全社会



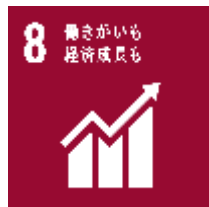
- ⑤-1：環境学習の推進
- ⑤-2：環境活動の協働

4-2：温対法第21条第3項に関する事項

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）では、自然的社会的条件に応じ、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として掲げるべき第1号から第4号までの内容について、本計画との関係を次のように定めています。

地球温暖化対策推進法		基本目標	基本の柱
第1号	太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項	1「脱炭素社会」	①-2 再生可能エネルギーの導入促進
第2号	その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項	1「脱炭素社会」	①-1 省エネルギー化の推進
			①-3 気候変動適応策の推進
第3号	都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項	3「自然共生社会」	③-1 森林・農地・湿地・海の適切な利用
		4「安全・安心社会」	③-2 生態系の保全
			④-1 生活環境の保全
		5「環境保全社会」	④-2 美しいまちづくりの推進
			⑤-1 環境学習の推進
			⑤-2 環境活動の協働
第4号	その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項	2「循環型社会」	②-1 4Rの推進
			②-2 食品ロスの削減
			②-3 廃棄物の適性処理

4-3：基本目標①「脱炭素社会」



気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会を目指します。

（１）米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（ア）脱炭素社会の実現

本市では脱炭素に関わる目標について述べている本章を、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中核部分としても位置付けており、施策を推進することで米子市域の CO₂排出量を削減し、脱炭素社会の実現に向けた施策を推進していきます。

（イ）他の基本目標との関係

なお、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としては、本章の内容のみにとどまらず、第2次米子市環境基本計画中の他の基本目標とも密接に関係しており、相互に補完しながら環境に関する目標を推進していきます。

（ウ）削減対象とする温室効果ガス

米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められている7種類の温室効果ガスのうち、日本では CO₂が全体の9割以上を占めること、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の推進等により、市民や事業者の取組によって削減が可能であることから、CO₂のみを対象とします。

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用

(Ⅰ) 対象範囲

米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、市域全体を対象とし、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門及び廃棄物部門ごとに CO₂の排出量を環境省の提供する「自治体排出量カルテ」により把握します。

部 門	対 象
産 業 部 門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出
家 庭 部 門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出 ※自家用自動車からの排出は運輸部門で計上
運 輸 部 門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
廃 棄 物 部 門	一般廃棄物の焼却に伴う排出

(Ⅱ) 二酸化炭素排出量削減に関する情勢

平成 27 年（2015 年）に開催された COP21 において、令和 2 年（2020 年）以降の国際的枠組みである「パリ協定」が合意されました。これにより、世界の平均気温上昇を産業革命以前より 2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることや、21 世紀後半に温室効果ガス排出と吸収の均衡をとることが目標として掲げられました。

国はこれを受け、平成 28 年（2016 年）に「地球温暖化対策計画」を策定し、令和 2 年（2020 年）には「2050 年カーボンニュートラル」が宣言されました。令和 3 年（2021 年）には 2030 年度までに温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）比で 46%削減、さらに 50%を目指す新たな計画が策定されました。

鳥取県でも、令和 2 年（2020 年）に 2050 年 CO₂排出実質ゼロを表明し、脱炭素化に取り組んでいます。令和元年（2019 年）には「再エネ 100 宣言 RE Action」アンバサダーにも就任し、企業や団体の支援も行っています。

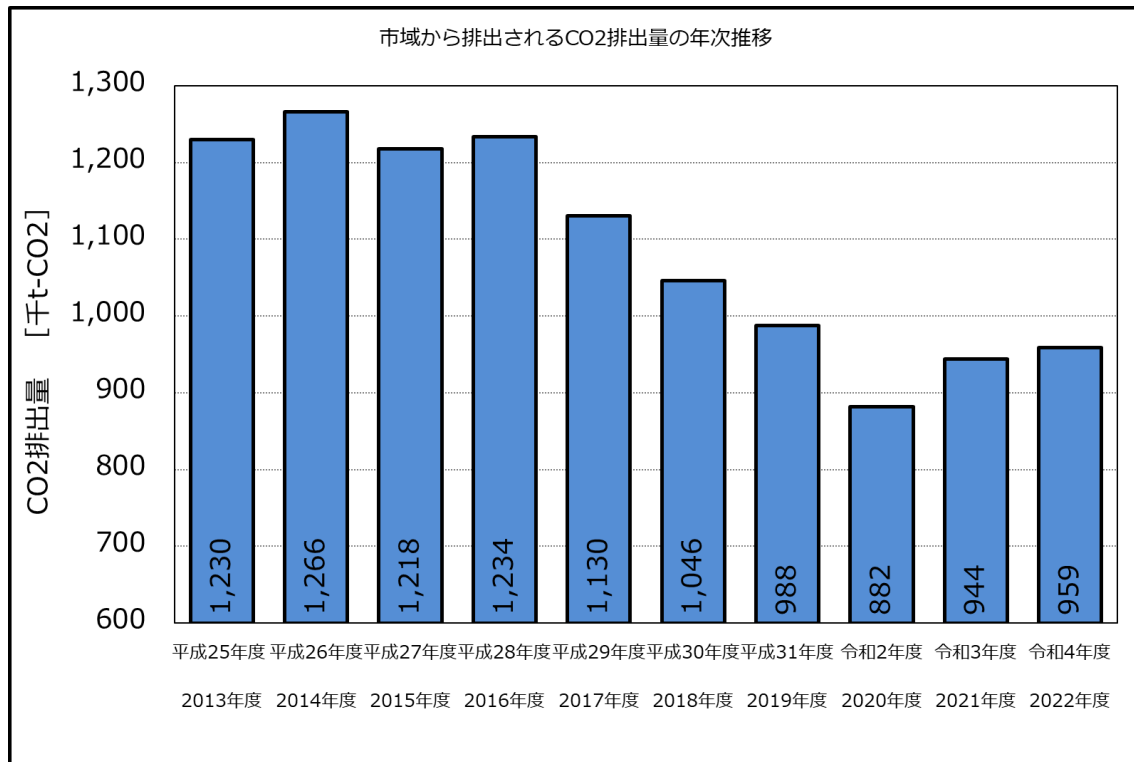
本市では、平成 23 年（2011 年）の「第 1 次米子市環境基本計画」で CO₂削減目標を掲げ、再エネ導入や省エネ啓発に取り組んできました。市域の CO₂排出量は、平成 28 年度（2016 年度）以降減少傾向にあり、コロナ禍による一時的減少を除いても全体として下がっています。

地球温暖化対策としては、平成 28 年（2016 年）に「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、令和 3 年（2021 年）に第 2 次改定、令和 5 年（2023 年）の第 3 次改定を経て、令和 8 年度（2026 年度）からは第 4 次計画を施行予定です。令和 5 年（2023 年）には、「米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」も策定し、地域全体の温室効果ガス削減方針を明示しました。

また、国は温室効果ガスの排出削減（緩和）と同時に、影響を回避・軽減する適応策も重視しており、平成 30 年（2018 年）には気候変動適応法が公布されました。分野ごとの適応策が国の計画に

盛り込まれています。さらに、令和2年（2020年）版の環境白書では、気候変動の深刻化を受けて「気候危機」という表現が初めて使われました。

令和4年（2022年）には、米子市が環境省により第1回「脱炭素先行地域」に選定され、令和5年（2023年）には地域の脱炭素施策の方向性を示す「米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、取組をさらに加速させています。



出典）環境省 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト

図 11 市域から排出される CO 排出量の年次推移

（3）二酸化炭素排出量の現状と削減目標

二酸化炭素排出量目標については、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）制定時の考え方に基づき、平成31年度/令和元年度（2019年度）を現状年として将来の排出目標を定めています。

（ア）二酸化炭素排出量の推移

米子市のCO₂の排出量は、基準年度である平成25年度（2013年度）の1,230千t-CO₂から減少傾向にあり、平成31年度/令和元年度（2019年度）のCO₂排出量は988千t-CO₂となり、平成25年度（2013年度比）で19.7%減少となっています。

平成31年度/令和元年度（2019年度）の部門別の排出構成を見ると、民生部門が53.3%と地域のCO₂排出量の半分以上を占めており、次いで運輸部門が27.3%、産業部門が17.5%、廃棄物部門が1.8%となっています。

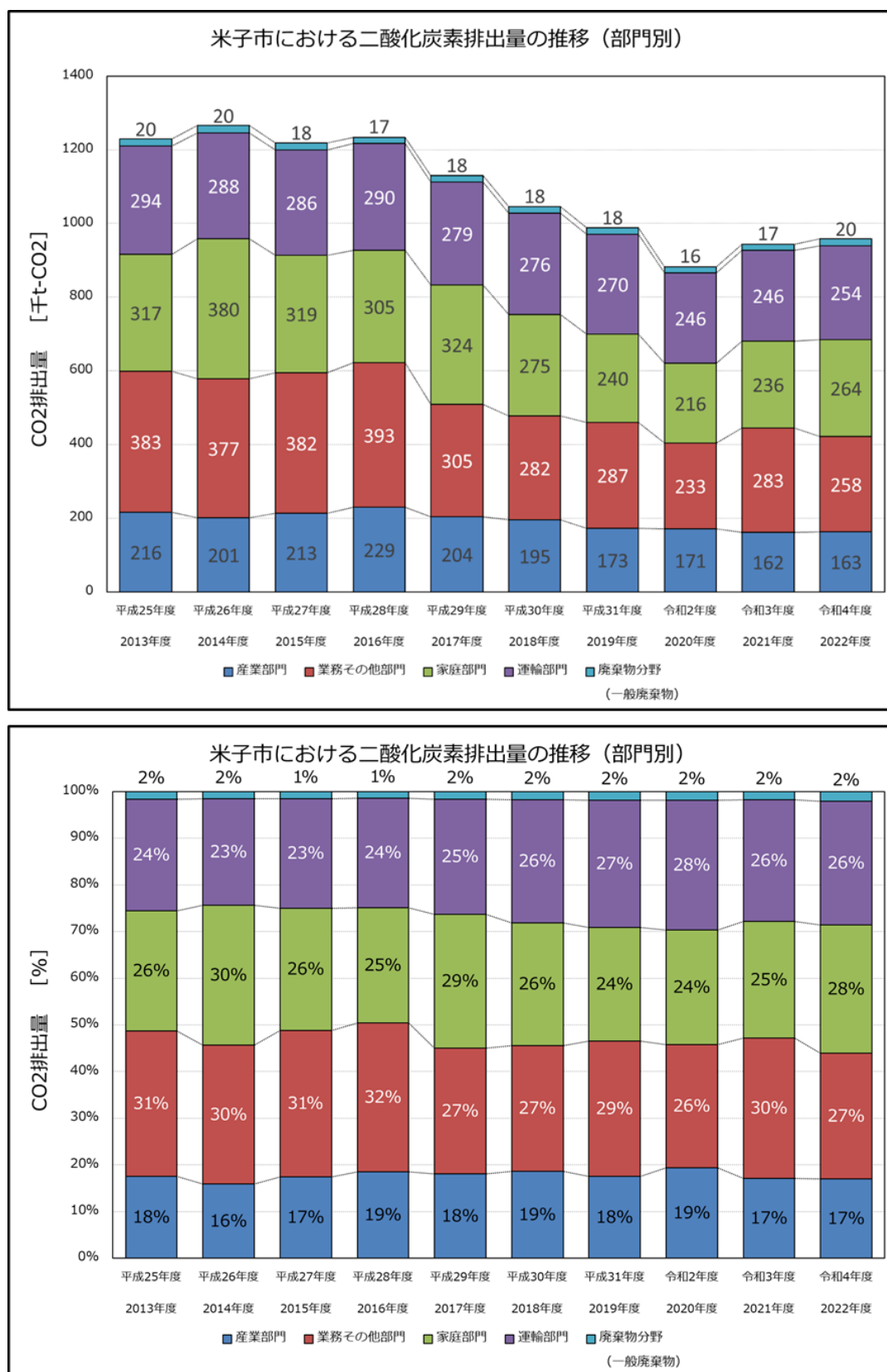


図 12 二酸化炭素排出量の推移

市域全体の CO₂排出量の 98%以上を占める主要 3 部門（産業部門、民生部門、運輸部門）の増減状況を見ると、平成 25 年度（2013 年度）から各年で減少傾向にあります。減少の要因としては、各部門における省エネが進んでいることに加えて、電気の排出係数が低減していることも影響しているものと考えられます。

使用電力における CO₂ 排出係数

電気の排出係数は、電気事業者が一定の電気を作り出す際に排出した CO₂ の量を表す指標です。火力発電は化石燃料を燃やして発電するため、火力発電の割合が高くなると排出係数の値は大きくなります。

$$\text{CO}_2\text{排出量(kg)} = \text{使用電力量(kWh)} \times \text{排出係数(kg-CO}_2\text{/kWh)}$$

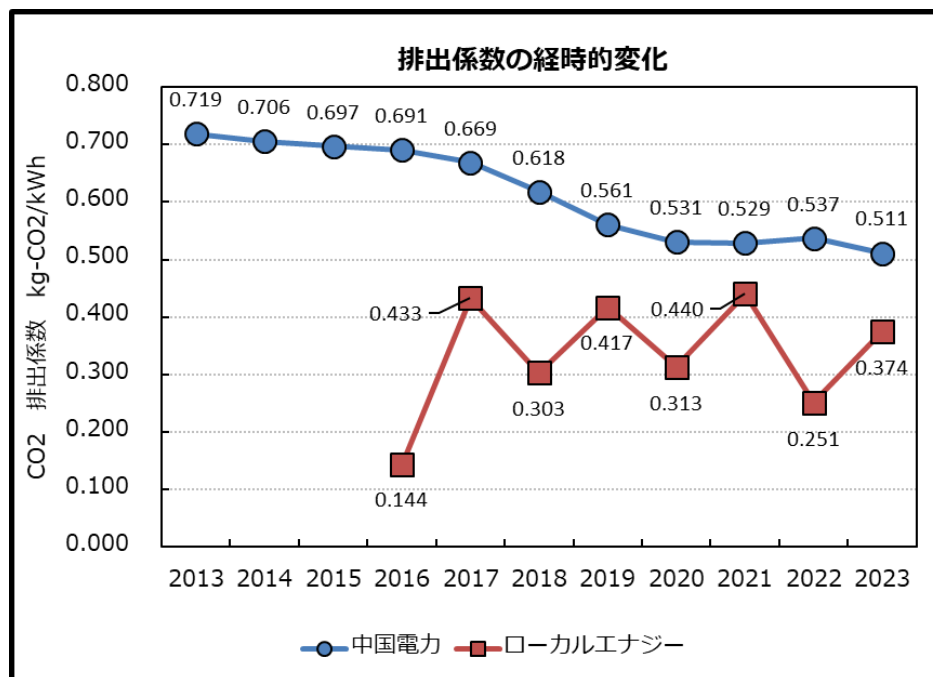


図 13 排出係数の経時的変化

出典) 環境 算定方法・排出係数一覧

(イ) 二酸化炭素排出量の将来推計

本市内から排出される温室効果ガス（CO₂）についての削減目標を検討するため、地球温暖化防止に向けて、今後追加的な対策を見込まない場合における令和12年度（2030年度）の二酸化炭素排出量を推計しました。

BAU（現状趨勢）ケース（※3）では、温室効果ガス排出量は平成25年度（2013年度）と比較すると、令和12年度（2030年度）には約30万t-CO₂減少しますが、平成31年度/令和元年度（2019年度）と比較するとほぼ横這いで推移する見通しです。

平成31年度/令和元年度（2019年度）の市域のCO₂排出量は、市民や事業者の省エネに関する取組が進んだことなどによって、平成25年度（2013年度）比で19.27%の削減となっています。しかし、BAUケースで推計されるとおり、今後さらなるCO₂排出量の削減に取り組んでいかなければなりません。そのため、近年の国内の動向を踏まえた新たな削減目標を設定します。

※3 BAU：Business as usual の略。特段の対策を行うことなく自然体で推移した場合をいう。

単位：t-CO₂

部門等	2013年度	2019年度	2025年度（現状趨勢ケース）		2030年度（現状趨勢ケース）	
	排出量	排出量	排出量	基準年度比増減	排出量	基準年度比増減
エネルギー起源二酸化炭素	1,210,000	970,000	974,935	▲19.43%	965,359	▲20.22%
産業部門	216,000	173,000	173,880	▲19.50%	172,172	▲20.29%
業務その他部門	383,000	287,000	288,460	▲24.68%	285,627	▲25.42%
家庭部門	317,000	240,000	241,221	▲23.91%	238,852	▲24.65%
運輸部門	294,000	270,000	271,374	▲7.70%	268,708	▲8.60%
非エネルギー起源二酸化炭素	20,000	18,000	18,092	▲9.54%	17,914	▲10.43%
合計	1,230,000	988,000	993,027	▲19.27%	983,273	▲20.06%

▲温室効果ガスの将来推計

※環境省の提供する「区域施策編 目標設定・進捗管理支援ツール」により推計

(ウ) 削減目標

国においては、令和2年10月に当時の菅首相が「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言し、続く令和3年（2021年）10月には2050年カーボンニュートラルの実現に向け「地球温暖化対策計画」において「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことを目標としました。本計画における削減目標の設定に当たっては、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標と整合性を図るものとして設定します。

本計画においては、中間年度を令和7年度（2025年度）、目標年度を令和12年度（2030年度）、長期目標年度を令和32年度（2050年度）とし、長期目標である令和32年度（2050年度）に温室効果ガス（CO₂）排出量をカーボンニュートラルとし、中間年度及び目標年度の目標値をバックキャスティング（※4）を基本として、将来的な人口推計値やBAU推計値を基に環境省の提供する「区域施策編 目標設定・進捗管理支援ツール」により、数値目標を設定します。なお、今後計

画の進捗を図る中で、必要に応じて目標値の見直しを行うこととします。

※4 バックキャスティング：最初に目標とする未来像を描き、次にその未来像を実現するための道筋を未来から現在へさかのぼって記述するシナリオ作成手法のこと。

単位：t-CO₂

部門等	2013年度	2019年度	2025年度（中間年度）		2030年度（目標年度）	
	排出量	排出量	排出量	基準年度比増減	排出量	基準年度比増減
エネルギー起源二酸化炭素	1,210,000	970,000	740,353	▲38.81%	626,262	▲48.24%
産業部門	216,000	173,000	137,323	▲36.42%	111,613	▲48.33%
業務その他部門	383,000	287,000	192,131	▲49.84%	185,616	▲51.54%
家庭部門	317,000	240,000	180,581	▲43.03%	154,839	▲51.15%
運輸部門	294,000	270,000	230,318	▲21.66%	174,194	▲40.75%
非エネルギー起源二酸化炭素	20,000	18,000	14,727	▲26.37%	11,613	▲41.94%
合計	1,230,000	988,000	755,080	▲38.61%	637,875	▲48.14%

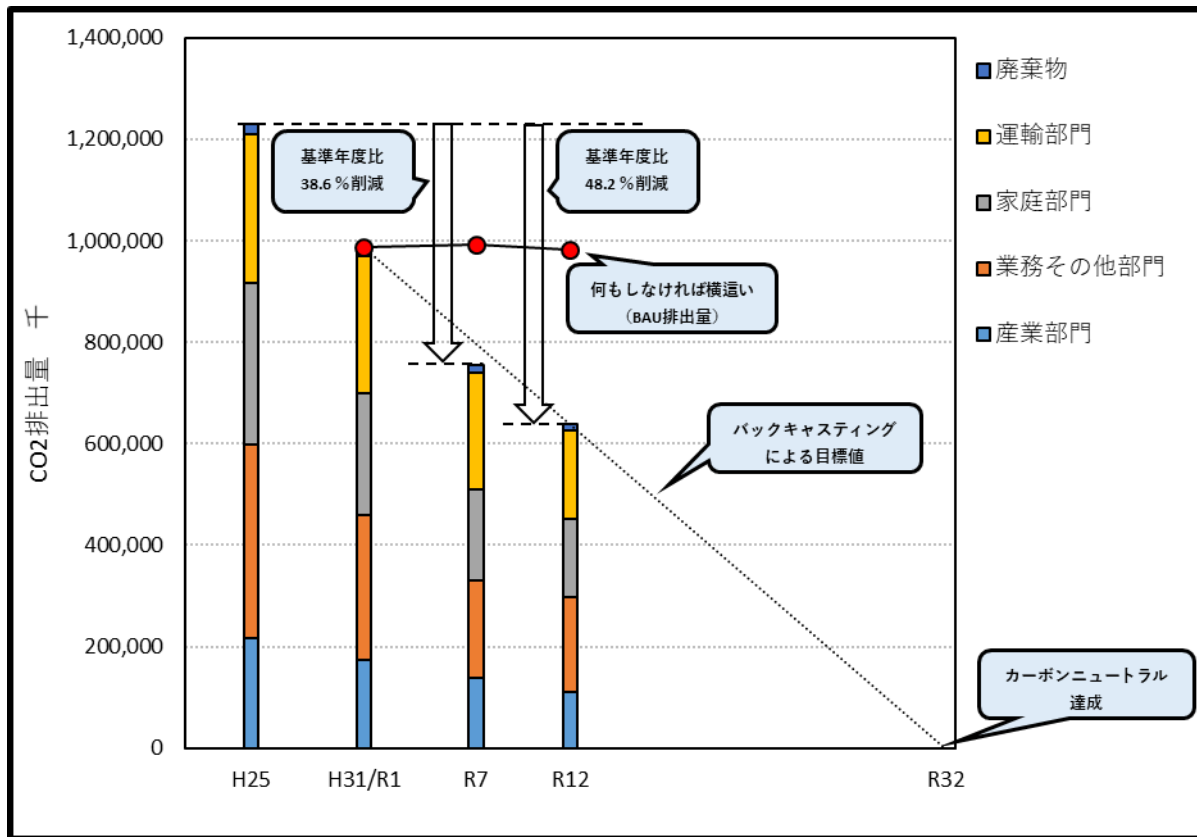


図 14 バックキャスティングによる CO₂ 削減目標

※環境省の提供する「区域施策編 目標設定・進捗管理支援ツール」により設定

削減目標	
令和7年度（2025年度） （中間年度）	2013（平成25）年度比で38%以上削減
令和12年度（2030年） （目標年度）	2013（平成25）年度比で48%以上削減

（4）基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 （令和元年度）	中間指標値 （令和7年度）	指標値 （令和12年度）
1-1	市域から排出される CO ₂ 排出量（千t-CO ₂ ）（※1）	1,230（※2） 平成25年度実績	755 平成25年度比 38%削減	638 平成25年度比 48%削減
1-2	市有施設から排出される CO ₂ 排出量（t-CO ₂ ）（※3）	14,611（※4） 平成25年度比 44%削減	8,135 平成25年度比 69%削減	0 平成25年度比 100%削減
1-3	区域の消費電力に対する 再生可能エネルギー導入比	18%	40%	60%
1-4	PPA（※5）モデル 契約件数	0件	—	15件
1-5	オフサイト型非FIT太陽光 発電導入量	0kW	—	8,000kW
1-6	EVの公用車導入台数	3台	6台	13台
1-7	ノーマイカー運動への 参加人数	1,500人	37,400人※6	—

※1. 各家庭、事業所や公共施設等の米子市全域から排出されるCO₂排出量を意味します。なお、数値は環境省が公表している「部門別CO₂排出量の現況推計」を使用し、この推計は公表時点から2年前のデータが最新となります。

※2. 計画策定当時の値。

※3. 例えば、市役所本庁舎や市立小中学校等の施設が対象となります。

※4. 計画策定当時の値。なお、数値は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、市が算出したものを使用します。

※5. 太陽光発電設備を所有、管理を行う会社（PPA事業者）が、施設所有者の敷地や屋根などのスペースに設置した太陽光発電システムで発電した電力を、その施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。

※6. 令和7年度は運賃無料DAY利用者人数を目標値として設定。

【指標設定理由】

- ・1-1：二酸化炭素削減目標（P33（3）（ウ））の考え方で設定しました。なお、第2次米子市環境基本計画と米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標値を比較すると、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）のほうが厳しい目標を設定します。これは両計画の策定時の情勢の変化を受けたもので、今回の見直しのタイミングで第2次米子市環境基本計画の目標を米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）側に統一しました。
- ・1-2：本市の事務事業におけるCO₂排出量は、2030年度に0（100%削減）と設定し、逆算して中間年度の目標値を設定しています。上記同様に、第3次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標に統一しています。
- ・1-3：自治体排出量カルテに記載されている区域の消費電力に対する再生エネルギー導入比を設定しています。今後、脱炭素先行地域の取組が加速度的に進んでいき、再生可能エネルギーの導入量が増加していくことを見込んで、目標年度令和12年度（2030年）は現状値の3倍である60%としました。
- ・1-4：脱炭素先行地域づくり事業および鳥取スタイルPPAの取組による契約数を指標としています。
- ・1-5：脱炭素先行地域づくり事業中で掲げている、荒廃した農地に設置する太陽光パネル設置規模と同数値としています。
- ・1-6：脱炭素先行地域づくり事業における公用車の電気自動車への移行目標と整合性をとっています。
- ・1-7：運賃無料DAYでは1回当たり3,400人の利用を目指しており、令和7年度は11回の開催を予定していることから、 $3,400 \times 11 = 37,400$ 人を目標としました。なお、この事業は年度ごとに内容を大きく変えていることから、令和12年度時点の目標値は未設定としています。

（5）基本目標達成に向けての課題

- CO₂排出量を現在（最新のデータである令和4年度（2022年度））と令和7年度（2025年度）の目標値で比較すると、204（千t-CO₂）の差があります。令和4年度（2022年度）のCO₂排出量の構成比は、大きい順に「家庭」部門、「業務その他」部門、「運輸」部門、「産業」部門、「廃棄物分野」と並びます。（図16左）。さらに「運輸」部門の内訳は、「旅客自動車」、「貨物自動車」が、「産業」部門では「製造業」が多くの割合を占めています（図16右）。これらのCO₂排出量の多い部門や業種を中心として、施策を検討する必要があります。
- 米子市では、県と協力して太陽光発電システム導入補助「鳥取スタイルPPA」や、「省エネお助け隊」による事業者向けの節電施策のPRを行っています。
- 広島地方気象台が平成31年（2019年）1月に公表した「中国地方の気候変動2017」によると、鳥取県の年平均気温は「上昇している」と評価されており、気候変動への適応策が必要だと考えられます。

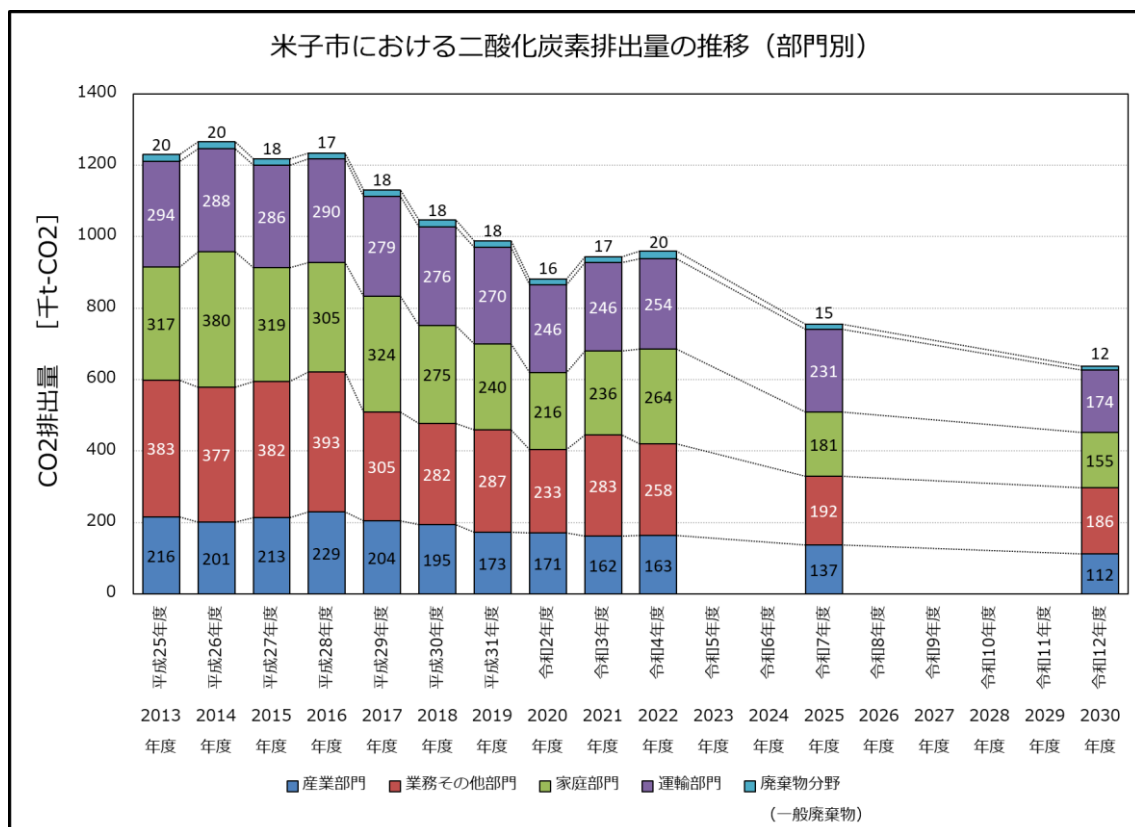


図 15 二酸化炭素排出量の推移再掲

出典) 環境省「部門別 CO₂排出量の現況推計」

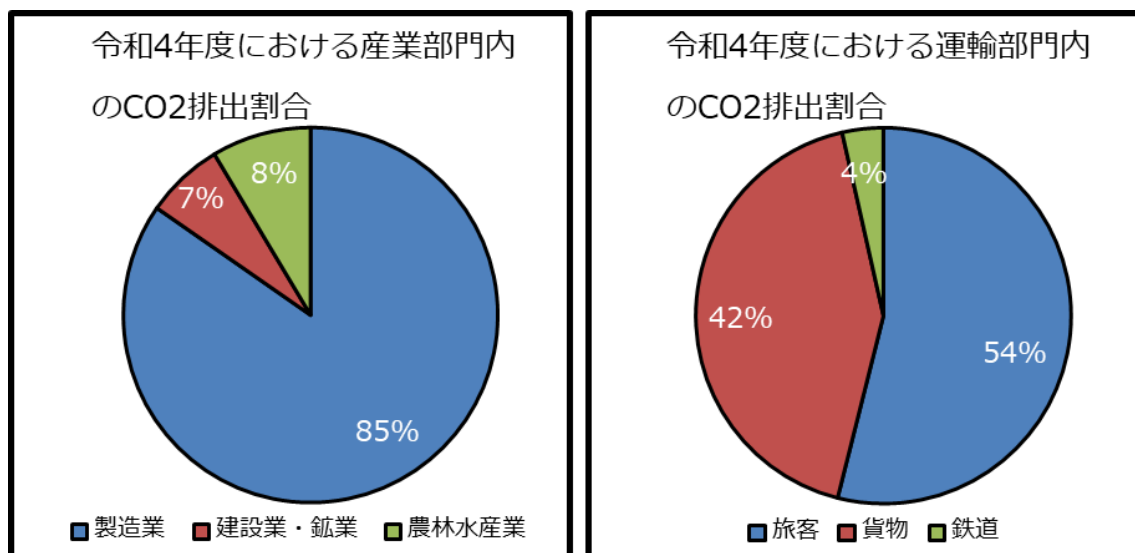


図 16 「産業」部門（左図）及び「運輸」部門（右図）の内訳

出典) 環境省「部門別 CO₂排出量の現況推計」

(6) 基本目標達成のための施策の柱**<①－１：省エネルギー化の推進>**

○使用するエネルギー量を減らすことで、CO₂削減に取り組みます。

<①－２：再生可能エネルギーの導入推進>

○CO₂排出量の少ない太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギーの導入を推進します。

<①－３：気候変動適応策の推進>

○気候変動やこれに伴う影響の発生を前提として、その被害を回避・軽減するための対策を推進します。

(7) 施策の柱ごとの個別施策**<①－１：省エネルギー化の推進>**

区分	個別施策	市民	事業者	市
重	公共交通機関の利用促進	○	○	○
	市域において導入可能な CO ₂ 削減手法の検討			○
	LED 照明や高効率空調などの省エネルギー機器や、エネルギーマネジメントシステム（EMS）の普及促進	○	○	○
	宅配便の再配達の防止や物流業種の集積化による物流体制の効率化の推進	○	○	○
	高気密、高断熱住宅などの省エネルギー住宅の普及促進	○	○	○
	自転車を利用しやすい環境・システムづくりの推進		○	○
	ISO14001 や鳥取県版環境管理システム（愛称「TEAS（テス）」）の普及啓発			○
	まちなかを車中心から歩行者中心へ転換	○	○	○
	アイドリングストップや急発進をしない等エコドライブの推進	○	○	○
	次世代自動車の普及促進	○	○	○
	公共施設を対象とした電気使用量と CO ₂ 排出量の見える化（データプラットフォーム）による省エネ効果の定量化と、市民・事業所への情報公開による取組の周知			○
	省エネルギー行動実践による日常生活における CO ₂ 排出量の削減	○	○	○
	市の実施する事務事業における節電、省エネルギーの率先行動			○
	市のホームページや広報等を活用した省エネルギー化推進の情報発信			○

<①－２：再生可能エネルギーの導入推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	下水処理場における消化ガス発電及び公民館４館における太陽光発電設置等、地域資源を活用したエネルギー事業の推進			○
	鳥取県と協力し「再エネ 100 宣言 RE Action」の普及啓発等、市内事業者へ対し、再生可能エネルギーの導入推進		○	○
	地域の特色を生かした再生可能エネルギー発電システムの導入と普及促進	○	○	○
	オンサイト型・オフサイト型 PPA モデルによる太陽光発電設備の整備と普及促進	○	○	○

<①－３：気候変動適応策の推進>

区分	施策	市民	事業者	市
	ため池決壊を想定した訓練及び防災研修等の実施による地域との取組	○		○
	熱中症予防に係る周知・啓発の取組			○
	水源かん養林の保全及び育成			○
	ハザードマップの作成・周知			○
	警戒レベルを用いた避難情報の発令			○
	市道の除草、河川の浚渫及び側溝の清掃を推進するなど流出水対策の実施			○
	気候変動への適応策に関する情報収集と周知・啓発	○	○	○

市内の再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入状況

再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入量は増加傾向にあります。令和5年度（2023年度）の導入量は、1年間で世帯が使う電気量のおよそ53,016世帯分に上り、これは米子市の世帯数の77%にあたります。

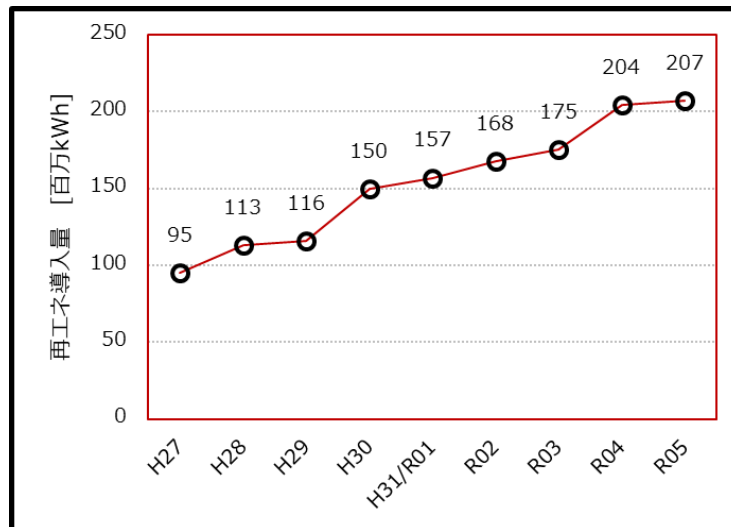


図 17 再生可能エネルギーの導入状況

出典) ①経産省 固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト
 ②環境省 令和5年度 家庭部門の CO2 排出実態統計調査 結果について（速報値）
 ③米子市ウェブサイト

(8) 脱炭素先行地域の取組

米子市は、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、今後、持続可能で活力ある地域社会と脱炭素社会の実現を目指して、様々な取組を行っていきます。

令和4年（2022年）には、環境省が募集する第1回脱炭素先行地域において、境港市、ローカルエナジー株式会社、株式会社山陰合同銀行と共同提案を行った結果、脱炭素先行地域に選定されました。これを機に公共施設を中心とした脱炭素先行地域において脱炭素化に向けた事業を集中的に行うとともに、市域においても脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していきます。

(ア) 脱炭素先行地域づくり事業の全体像

市有施設や荒廃農地に太陽光発電設備を導入するとともに、既存の再エネ設備（クリーンセンター等）で発電した電気を各公共施設へ供給すること等により脱炭素化を図ります。

- ①市有施設や荒廃農地に太陽光発電設備を導入し、公共施設へ再生可能エネルギーを供給します。
- ②既存の再エネ設備（米子市クリーンセンター、米子市内浜処理場）で発電した電気を各施設へ供給します。
- ③再生可能エネルギーを水道施設に供給するとともに、需給調整のための大規模蓄電池を導入し、需給管理を実施します。
- ④市有施設の電力使用量を一元管理、見える化するデータプラットフォームを構築して脱炭素施策の効果検証を行うとともに、データ検証による各施設の脱炭素施策の検討及び職員の行動変容を促進します。

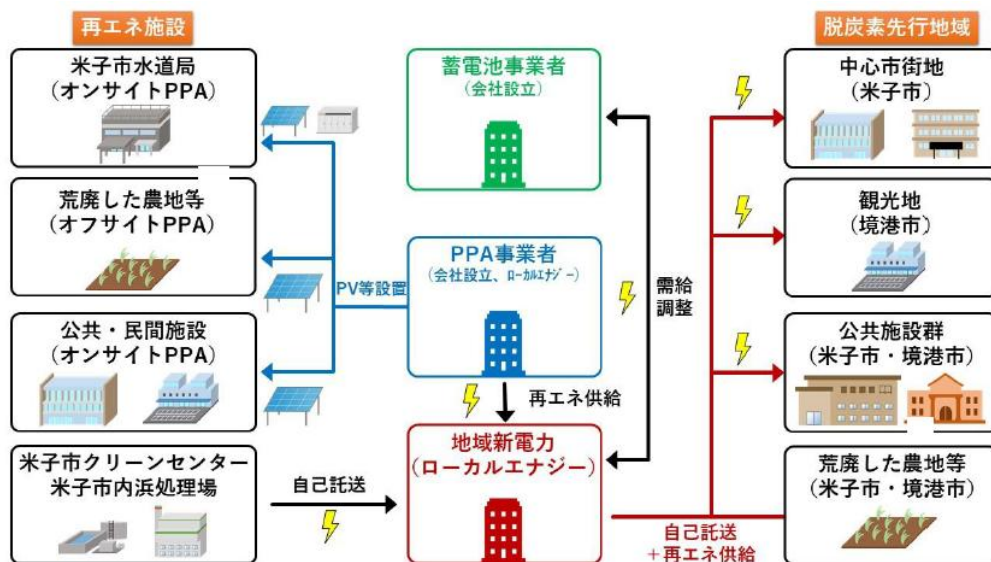


図 18 脱炭素先行づくり事業の概要

＜活用可能な既存の再エネ発電設備の状況＞

○米子市クリーンセンター（卒 FIT 見込み）

米子市クリーンセンターは、米子市及び境港市の一般廃棄物の処理施設であり、蒸気タービン発電機（4,000kW×1 基）により年間 18,316,000 kWh を発電し、売電しています。

○米子市内浜処理場消化ガス発電（非 FIT）

米子市内浜処理場は、米子市の下水処理を行っている施設であり、消化ガス発電機（24.5kW×2 基）により年間 360,000kWh を発電し、ローカルエナジー株式会社に売電しています。本施設は、FIT 認定を受けていないため、全量が再生可能エネルギーです。

（イ）再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、CO₂の排出量を削減します。

- ①水道局の施設用地に、太陽光発電（非 FIT）設備を導入します。
- ②建物の構造上の問題がない公共施設を対象として、太陽光発電設備の導入を検討します。
- ③弓ヶ浜半島に点在する荒廃した農地に太陽光発電（非 FIT）を導入し、必要に応じて農業とのソーラーシェアリングも検討します。

（ウ）再生可能エネルギー需給調整等のための蓄電池導入

太陽光発電設備を設置した施設の BCP 及び再エネ需給調整を目的に、蓄電池の整備を検討していきます。なお、電力の需給調整については地域新電力と連携し、具体的な手法等について協議していきます。

（エ）ICT による脱炭素施策の推進

脱炭素先行地域内の公共施設の電力消費量、再生可能エネルギーの利用率等をグラフや表により可視化（見える化）し、WEB 上で確認することができるシステムを構築します。

このシステムを活用することにより、公共施設への再生可能エネルギー供給事業や省エネルギー化を推進する上で、取組の効果の検証等を行うことが可能となります。

（オ）公用車への次世代自動車の導入検討

公用車への EV 車等次世代自動車の導入について、再生可能エネルギーの技術革新の状況を踏まえながら、屋外駐車場における充電設備、カーシェアリング等の導入手法を検討します。

(9) 脱炭素社会に向けたロードマップ

2050年 脱炭素社会へ向けた将来イメージ
みんなの力で変えていこう！「ゼロカーボンシティよなご」



- 再生可能エネルギーの導入推進
- 太陽光発電システムの導入推進
- PPA モデル事業の促進
- ZEB・ZEH の拡大
- 省エネルギー機器の導入推進
- エネルギーの地産地消
- 電気自動車及び充電設備の普及促進
- CO₂ 吸収源の森林保全



2030 年

2025 年

加速期間

カーボンフリー

2050 年

- グリーン水素エネルギーの普及
- CO₂ 資源化技術の普及

革新的イノベーション
の率先導入

- CO₂ 吸収貯留技術 (CCUS) の普及
- 大気中 CO₂ 回収技術 (DAC) の普及

図 19 脱炭素社会に向けたロードマップ

4-4：基本目標②「循環型社会」



4 R（Refuse：断る、Reduce：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再生利用する）の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。

（１）現状

国では、平成 3 年（1991 年）の再生資源利用促進法（改正後：資源有効利用促進法）の施行以来、各種リサイクル法が制定され、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会から循環型社会への転換を図るための取組が進められています。

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成 18 年（2006 年）3 月に「第 1 次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後、2 回の改定を経て「第 4 次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会への転換をさらに進めていくとともに、脱炭素社会や自然共生社会との統合に配慮した持続可能な循環共生型の地域社会の構築を目指し、取り組んでいます。また、令和 8 年度に「第 5 次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定する予定です。第 1 次から第 4 次の計画に沿って、施策を推進してきた結果、1 人 1 日当たりのごみ排出量及びごみの最終処分率は近年減少傾向にあります（図 25, 26）。

令和 6 年（2024 年）12 月に実施した市民アンケート調査においては、行政に求める施策として、市民、事業所ともに廃棄物の適正処理やごみの減量等、循環型社会の構築に関連する事項が、平成 31 年度/令和元年度（2029 年度）、平成 27 年度（2015 年度）実施アンケートと同様に上位に位置しており、引き続き、行政の役割が望まれているものと考えられます。

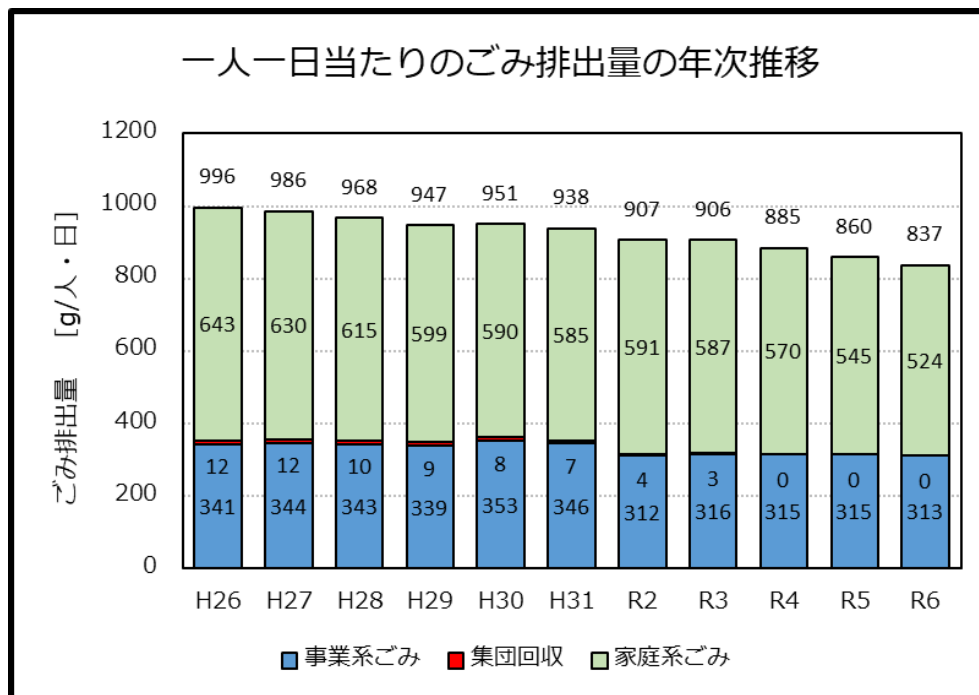


図 20 1人1日当たりのごみ排出量の年次推移

※グラフ上の各項目の数値は四捨五入した値であり、合計値と一致しない場合があります。

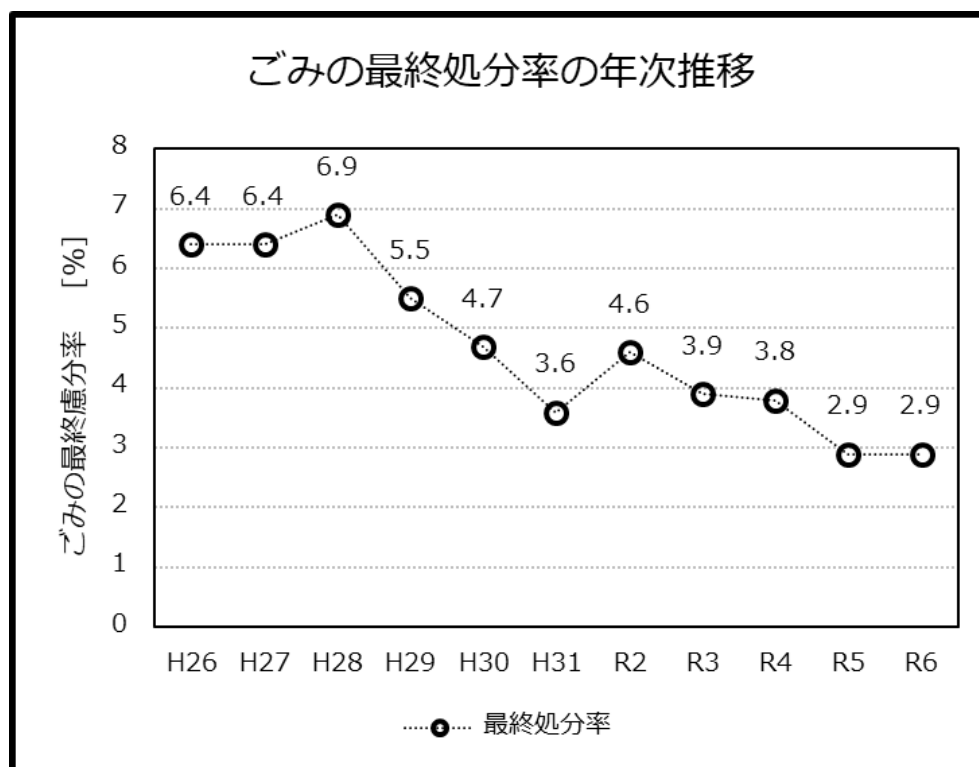


図 21 ごみの最終処分率の年次推移

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
2-1	1人1日当たりのごみ 排出量 (g/人・日)	938	870	810
2-2	ごみの最終処分率 (%)	3.6	3.6	2.9
2-3	小型家電の回収量	47,000kg	77,000 kg	40,000kg
2-4	事業所から排出され る食品残さ、古紙、 刈り草の排出量	食品残さ 1,600 t 古紙 8,000 t 刈り草 1,500 t	食品残さ 1,500 t 古紙 7,000 t 刈り草 1,500 t	食品残さ 1,400 t 古紙 6,000 t 刈り草 1,500 t

【指標設定理由】

2-1：循環型社会の構築に向けて、家庭系ごみ（特に家庭系可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ）、事業系ごみの減量及び再資源化に重点的に取り組みます。指標値は、令和元年度の各ごみの組成（生ごみや紙類など）ごとの排出量を分析し、削減可能性や難易度等を踏まえて決定しました。なお、第5次米子市一般廃棄物処理基本計画（令和8年度（2026年）～令和12年度（2030年））で掲げた目標値と同数値としています。

2-2：最終処分率は比較的低い数値で推移しており、令和12年度（2030年度）は第5次米子市一般廃棄物処理基本計画で掲げた目標値と同数値としています。

2-3：小型家電の回収を推進することで、希少な金属等の資源の有効活用を図り、環境負荷の軽減を目指します。指標値は、これまでの回収実績をもとに、達成可能と見込まれる水準を踏まえて設定しています。

2-4：事業所に対して、ごみの減量、適正排出などを啓発し、事業系ごみの減量、再資源化を促進しています。

(3) 基本目標達成に向けての課題

- 1人1日当たりのごみ排出量について、総排出量及び家庭系ごみは減少傾向です。また、事業系ごみは横ばいに近い減少傾向です。食品ロスについては様々な問題があります。家庭系ごみ、事業系ごみに関わらず食品ロスを低減させていく必要があります。
- ごみの最終処分率については、平成31年度/令和元年度（2019年度）から新たにリサイクルプラザの資源化処理後のプラスチック残さの一部を外部処理したこと、クリーンセンターで焼却後の残さをセメント原料として再資源化したこと及びごみの搬入量の減少に伴い、最終処分量の低下につながりました。引き続き、この水準を維持することに努めます。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<②-1：4Rの推進>

- ごみ排出量を抑制するために、4R（断る、発生抑制、再使用、再生利用）の取組を推進します。

<②-2：食品ロスの削減>

- 我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、米子市の家庭系食品ロス調査によると、可燃ごみ全体の約12%は食品ロスが占めており、このため、ごみ排出量抑制の大きな課題となっています。

<②-3：廃棄物の適正処理>

- 発生した廃棄物については、適正に処理し、不法投棄防止を防ぐ必要があります。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<②-1：4Rの推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	市民や事業者に対し、ごみの発生抑制や物の再利用等の啓発			○
	グリーン購入等を通じて、リユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達の実施	○	○	○
	環境にやさしい製品の開発		○	
	下水道汚泥の資源化による有効利用			○
	プラスチックごみ削減に効果的な製品の選択	○	○	○
	ダンボール堆肥入門キットの配布などによるごみの資源化	○		○
	バイオマス含有のごみ袋の導入と普及促進	○	○	○

＜②－２：食品ロスの削減＞

区 分	施策	市 民	事 業 者	市
	食べきり運動等の普及啓発			○
	生ごみ処理機等の普及啓発			○
	学校給食における食品残さの堆肥化の検討			○
	学校における食育の推進			○

＜②－３：廃棄物の適正処理＞

区 分	施策	市 民	事 業 者	市
重	分別収集によって資源化を図るとともに、ごみの減量化を図り、環境への負荷軽減に努める。	○	○	○
	米子市クリーンセンターからの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。			○
	米子市クリーンセンターの効率的な運用を図る。			○
	不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・対応に努める。			○
	関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品のフロン類について適正な回収・処理の普及啓発を推進する。			○
	家庭から排出された水銀使用廃製品の適正処理を行う。			○
	農薬などの適正処理を推進する。			○
	廃船や漁網などの漁業系廃棄物の適正処理を啓発する。			○

4-5：基本目標③「自然共生社会」



本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物の生息環境を保全すると共に、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぐことのできる、緑あふれる社会を目指します。

(1) 現状

平成 22 年（2010 年）10 月に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県において開催され、生物多様性の損失を止めるための「愛知目標」（2011 年～2020 年の戦略計画）が採択されました。国においては、愛知目標の達成に向けた、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定され、ロードマップが示されました。また、令和 4 年（2022 年）にはカナダ・モントリオールで生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）が開催され、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとることがミッションとされました。これを受け、令和 5 年（2023 年）には「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され令和 12 年（2030 年）に向けたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指しています。

本市においては、ラムサール条約に登録された中海に位置する米子水鳥公園を有効利用し、環境教育を通して生物多様性への取組の発信を検討しています。環境省は、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組として、自然共生サイトの登録を進めています。これは、民間・行政の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定し、その価値を公式に認めるものです。本市では、米子水鳥公園の生物多様性に関する価値を重視し、自然共生サイトへの登録検討を始めます。また、現時点では米子水鳥公園を中心に自然共生サイトへの登録を検討していますが、今後は他の区域についても、生物多様性の保全状況や管理体制等を踏まえ、登録の可能性について引き続き情報収集と検討を行ってまいります。

一方で、生物に関する環境問題としては、特定外来生物であるオオキンケイギクの生息が確認されていることや、令和 6 年度 12 月実施のアンケートからは、前回（平成 31 年度/令和元年度）と同様にスカタ対策が必要であるとの声や耕作放棄地の増加を懸念する声が寄せられています。

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
3-1	米子水鳥公園で実施された環境学習の実施件数	250 件	275 件	300 件
3-2	再生可能な荒廃農地の面積 (※1)	101 ヘクタール	39 ヘクタール (※2) (※ R 6 年度末時点)	7.8 ヘクタール (※令和 11 年度末時点)

※1. 「再生可能な荒廃農地」・・・荒廃農地（現在、耕作がされておらず、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）のうち、整地等による再生を行うことにより、農作業による耕作が可能となる農地。

※2. 再生が可能である荒廃農地を減らすことで、農作業可能な農地を増やす。

【指標設定理由】

・3-1:ラムサール条約湿地に登録された中海に位置する米子水鳥公園の環境学習実施件数を増やすことにより、当公園で実施される各種事業を通じ、生物多様性をはじめ環境保全意識の向上を図ることが期待できます。なお、指標値は、米子水鳥公園の実施可能最大件数を 300 件と設定し、本計画期間の令和 12 年度（2030 年度）末までに年に 5 件増で実施していくことを目指します。

・3-2：市民アンケートの結果から、耕作放棄地の増加を懸念する声が引き続き寄せられています。また、本市の耕作放棄地対策は、最上位計画である第 2 次まちづくりビジョンにも掲げられているため、指標値として設定しました。

(3) 基本目標達成に向けての課題

- 生物多様性の重要性が広く市民に認識されるとともに、官民連携して生物多様性を維持するための持続的な自然環境の保全・再生に取り組む必要があります。

(4) 基本目標達成のための施策の柱**<③－1：森林・農地・湿地・海の適切な利用>**

- 森林・農地・湿地などの適切な利用を図ることによる生活環境保全の向上を図り、自然との共生社会を目指します。

<③－2：生態系の保全>

- 生態系が有する防災・減災機能等の重要性を認識することにより、自然との共生社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<③－１：森林・農地・湿地・海の適切な利用>

区分	施策	市民	事業者	市
重	米子水鳥公園の運営による中海の賢明な利用の促進及び湿地環境の保全を実施する。			○
重	中海及び米子水鳥公園の生態系調査研究により、地域の環境保全意識の向上を図る。			○
重	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する。			○
重	農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する。			○
重	農業振興地域整備計画に基づく農用地域内の耕作放棄地対策事業を促進する。			○
	中海・穴道湖・大山圏域市長会や環境保護団体などと連携して、ラムサール条約湿地である中海の環境保全・再生及び賢明な利用を促進する。			○
	平成 31 年（2019 年）4 月から始まった森林経営管理制度に基づいた森林の経営管理を実施する。			○
	松くい虫等防除事業を推進する。			○
	緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る。	○	○	○
	魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する。			○
	地産地消に関する情報を提供する。			○
	地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める。			○
	鳥取県や J A、学校給食関係事業者と食材の生産・流通などについて情報交換を行う。		○	○
	環境保全型農業直接支援対策の推進による地域の水環境の向上を行う。			○

＜③－２：生態系の保全＞

区 分	施策	市 民	事 業 者	市
重	米子水鳥公園の環境省「自然共生サイト」への登録を検討する。			○
	鳥取県と協力して、希少野生動植物の保護に努める。			○
	生物多様性の重要性を啓発する。			○
	生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する。			○
	特定外来生物の防除啓発及び駆除			○

4－6：基本目標④「安全・安心社会」

公害の防止等を図ることによる生活環境の保全や、街の美化に取り組むことによる美しいまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

（１）現状

令和 6 年度（2024 年度）12 月に実施した市民アンケートにおいては、環境をよくするために行政に期待することとして、公害対策（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動等）を求める声が平成 27 年度（2015 年度）、令和元年度のアンケート結果と同様に多い結果となりました。また、街の美化について、ごみのポイ捨てなどのマナーに関することを懸念する声が年齢、地域を問わず多く寄せられ、管理されない空き家や土地の管理を求める声も多く寄せられました。これらについては、直接、本市の担当部署に市民からの相談等も寄せられている状況です。

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
4-1	市民アンケート結果の回答数（解決・改善したい環境項目：「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」）	55.8 %	50.0 % (※R6年度末時点)	45.0%
4-2	公立保育所の園庭の芝生化	91%	91%	100%
4-3	公立小中学校の校庭の芝生化	小学校2校	小学校10校	順次拡大
＜生活排水処理に関すること＞				
4-4	污水处理人口普及率	90.3%	94.4%	※令和8年4月施行予定の「米子市生活排水対策方針」により、目標管理いたします。
4-5	水洗化戸数率	90.0%	91.8 %	
4-6	浄化槽法定検査受検率	54.3%	56.1%	
4-7	公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積	2516.3ha	2872.5ha	
4-8	合併処理浄化槽補助基数	90基／年	100基／年	
＜空き家等の対策に関すること＞				
4-9	「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な管理がされていない空き家等の改善	13件	10件/年	35件/年
4-10	空き家利活用の推進	－ (令和2年度新設)	空き家バンクへの登録件数 10件／年	空き家バンクへの登録件数 15件／年

【指標設定理由】

- ・4-1：市民の声を反映するため、ごみ出し・ポイ捨てなどマナー改善への関心を示す割合を指標に設定しました。平成 31 年度/令和元年度（2019 年度）は 55.8%、令和 6 年度（2024 年度）は 51.6%と改善傾向にあり、コロナ禍による活動停滞の中でも、環境啓発の効果が見られたと考えます。令和 8 年度（2026 年度）からの期間からは一斉清掃の再開や啓発強化により、令和 12 年（2030 年）時点で 45.0%を目標とします（年 1.2%改善ペース）。
- ・4-2：公立保育所及び認定こども園 11 園中 10 園において園庭芝生化を行っています。今後も園の統廃合にあわせて園庭芝生化を実施し、2027 年には 100%を達成する見込みです。
- ・4-3：公立小中学校の校庭の芝生化については、今後も年間 2 校程度を目標に、順次拡大していく予定です。
- ・4-4～8：生活排水処理に関する目標値については、根拠となる米子市生活排水対策方針が第 2 次米子市環境基本計画の見直し作業時点で改定中のため、今後施行される米子市生活排水対策方針における目標を、事後的に本計画の目標といたします。
- ・4-9, 10：空き家等の対策に関することの指標値 4-9 及び 4-10 は、本市の最上位計画である第 2 次まちづくりビジョンを元に、管理不全空き家等及び特定空き家等の除却件数を年間 35 件、空き家バンクへの登録を年間 15 件としています。

（３）基本目標達成に向けての課題

- ごみ出し・ポイ捨てなどの身近な環境問題から、個人での解決が困難であり、行政が積極的に対応しなければならない問題まで、基本目標達成に向けて幅広い対応が必要となります。

（４）基本目標達成のための施策の柱**＜④－１：生活環境の保全＞**

- 公害の防止等を図ることによる生活環境の保全を図り、安全・安心な社会を目指します。

＜④－２：美しいまちづくりの推進＞

- 環境美化を推進することによる美しいまちづくりを進め、安全・安心な社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<④－1：生活環境の保全>

区分	施策	市民	事業者	市
重	生活排水処理施設の整備 ・公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備 ・公共下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の設置促進 ・下水道整備完了地域における下水道接続の普及促進 ・浄化槽の適正管理の啓発・指導			○
重	スリカ被害対策の推進			○
重	管理不全の土地に関する指導の実施			○
重	犬・猫に対する衛生管理指導の実施			○
	「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進方針」に基づいた水質浄化対策の推進			○
	中国電力に対し、島根原子力発電所の最新の知見の基づく安全対策の充実と立地自治体との安全協定内容に変更が生じた際には、同等の内容への改定を求める。			○
	家庭ごみの野外焼却禁止について啓発の実施			○
	大気汚染緊急時（光化学オキシダント、PM2.5）における市民への注意喚起			○
	水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する。			○
	生活環境に関する市民からの苦情・相談に対する対応（騒音・振動・悪臭）			○
	国・県などと連携した環境放射線モニタリング情報の入手及びモニタリング結果の公表			○
	地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理の推進			○
	環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進		○	○
	アスベスト撤去支援事業の推進			○
	水源の更新や開発の推進			○
	鳥取県持続可能な地下水利用協議会と連携した地下水源の適正利用			○

<④－２：美しいまちづくりの推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	様々な歴史的文化遺産についての調査研究の推進			○
重	有形・無形の文化財を適切に保護及び保存し次世代に継承していくために、指定文化財の保護及び保存の充実並びに未指定文化財の保護及び文化財指定の促進			○
重	米子市都市計画マスタープランに基づく、効率的かつ計画的な土地利用の推進			○
重	米子市空き家等対策計画に基づく、空き家等に関する対策の総合的かつ計画的な実施			○
重	空き家等に係る現状調査の実施、所有者等による空き家等の適切な管理の促進、住民等からの空き家等に関する相談の実施及び管理不全な空き家等への対応並びに支援の実施			○
	安心・安全に利用できる公園施設の確保			○
	市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化の推進			○
	米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設などの届出審査、公共事業における通知制度などによる良好な景観の創出			○
	米子市都市景観施設賞などによる、景観形成に関する市民への情報提供・啓発			○
	魅力ある景観形成のため、鳥取県屋外広告物条例の許可申請の周知・啓発			○

4-7：基本目標⑤「環境保全社会」



環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

(1) 現状

令和6年（2024年）12月の市民アンケートでは、環境保全活動への参加について約6割程度の方が参加したいと回答していましたが、実際に環境保全活動へ参加した方は4割程度にとどまり、このギャップの解決が課題です。また、環境に対する個々人の意識が大切であるとの声が多く寄せられています。

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
5-1	中海・穴道湖一斉清掃（米子会場）の参加人数	1,163人	1,300人	1,300人
5-2	シーサイドクリーンアップ弓ヶ浜（米子会場）の参加人数※1	—	(230人)	300人
5-3	市民アンケート結果による環境保全活動・環境教育の場への参加実績	—	60.0%	60.0%

【指標設定理由】

5-1：平成 17 年（2005 年）11 月に中海がラムサール条約に登録されて以降、中海アダプトプログラムへの支援をはじめ、官民一体となった環境保全活動が継続的に実施されています。こうした取組の一環として、本計画では、中海の湿地環境の保全・再生およびその賢明な利用を促進する活動の一つである「中海・宍道湖一斉清掃（米子会場）」の参加人数を目標指標の一つとして位置づけています。令和 6 年度には、会場の収容上限である 1,300 人の参加を達成しており、今後もこの水準を維持していくことを目指します。

5-2：境港市と米子市で隔年で担当しているシーサイドクリーンアップ弓ヶ浜の米子会場への参加人数を指標とします。ただし、境港会場の参加者については参考値として扱います。ほかにも海岸清掃活動としては、計画見直し現在（令和 7 年度）で、「新伯耆国クリーン大作戦」や「皆生海岸美化清掃ボランティア活動」などがあり、これ以外についても様々な団体、自治会等の組織による活動は存在していますが、ここでは地方公共団体が主催する事業に関する指標を設定しました。なお、シーサイドクリーンアップ以外のボランティア活動についても実態の把握に努めます。

5-3：市民アンケートの結果から、環境保全活動への参加実績を把握します。なお、指標値は、平成 31 年度/令和元年度（2019 年度）に実施の市民アンケートの結果において、環境保全活動に参加したいとの回答が約 6 割あったことを参考に設定しています。しかしながら、令和 6 年度（2024 年度）12 月に実施した市民アンケートでは、実際に環境保全活動に参加した方の割合は約 4 割にとどまり、環境保全活動への参加意欲を実際の参加率へとつなげることが課題です。第 2 次米子市環境基本計画改定版では、環境保全活動への参加率は 60%に据え置き、受講者を想定した環境教育コンテンツを作成することで環境保全活動への参加につなげることとしました。具体的な取組についても、計画の実行と伴走しながらよりよい中身を検討してまいります。

（３）基本目標達成に向けての課題

- より多くの市民が環境保全活動に参加できる体制づくり（活動の場の確保、教育の機会の設定、周知）の実施が必要となります。

（４）基本目標達成のための施策の柱**＜⑤－１：環境学習の推進＞**

- 個々人の環境に対する意識を向上させることにより、環境保全社会を目指します。

＜⑤－２：環境活動の協働＞

- 環境保全活動に参加できる体制づくりを進め、環境保全社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<⑤-1：環境学習の推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	市民への環境学習の機会の提供			○
重	広報誌、ごみカレンダー、ホームページ、よなご環境 Ch.などを活用した環境情報、環境問題への取組の積極的な発信			○
	自然と環境の保全に向けた啓発活動の推進			○

<⑤-2：環境活動の協働>

区分	施策	市民	事業者	市
重	地域住民、環境美化団体などと連携して環境イベントを開催し、環境に関する啓発を実施することにより広く市民の環境意識の向上を図る。	○	○	○
重	「ラムサール条約湿地中海・穴道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動の実施			○
重	中海・穴道湖・大山圏域市長会と連携して、中海の水質改善・利活用の促進			○
重	地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコツーリズム・スポーツツーリズムなど地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興		○	○
	環境美化に貢献した個人・団体を顕彰する。	○	○	○
	市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動の促進			○
	米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例に基づく、ごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止の啓発			○

第5章 環境基本計画の推進に向けて



<小学校での環境教育>

5－1：環境基本計画策定の流れ

5－2：環境基本計画の進行管理

5－3：計画の推進体制

5-1：環境基本計画策定の流れ

本計画の策定に当たっては、環境基本条例に基づき設置した「米子市環境審議会」において、市長の諮問に応じ調査審議を行いました。また、市民アンケートの実施、計画（案）に対するパブリックコメントを実施し、市民・事業者の声を本計画に反映しました。なお、この度の中間見直しにおいても、同様の手続きを行いました。

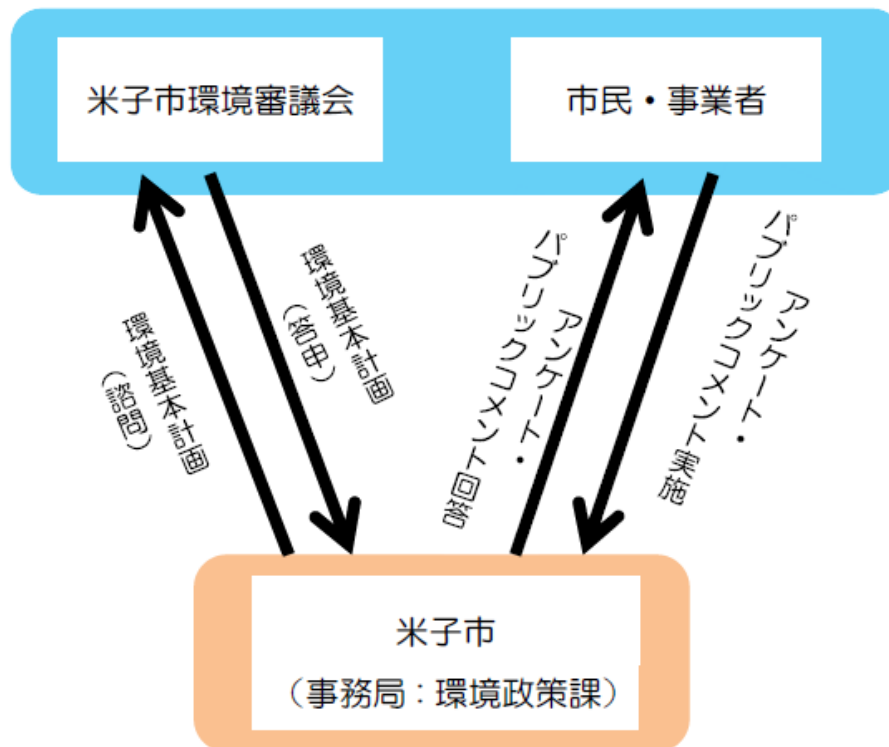


図 22 審議会・市民・市の関係

<米子市環境基本条例>

●設置及び所掌事務（第19条）

⇒環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会を置く。

⇒米子市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項を調査審議する。

5-2：環境基本計画の進行管理

本計画の実施状況については、毎年度、年次報告書を作成し公表します。また、同報告書について、米子市環境審議会の調査審議を経ることとし、必要に応じて計画の見直し（変更）を行います。

毎年度、PDCAサイクル（①「策定」、②「実行」、③「評価」、④「改善」）を繰り返すことにより、計画の実効性を確実なものとしします。

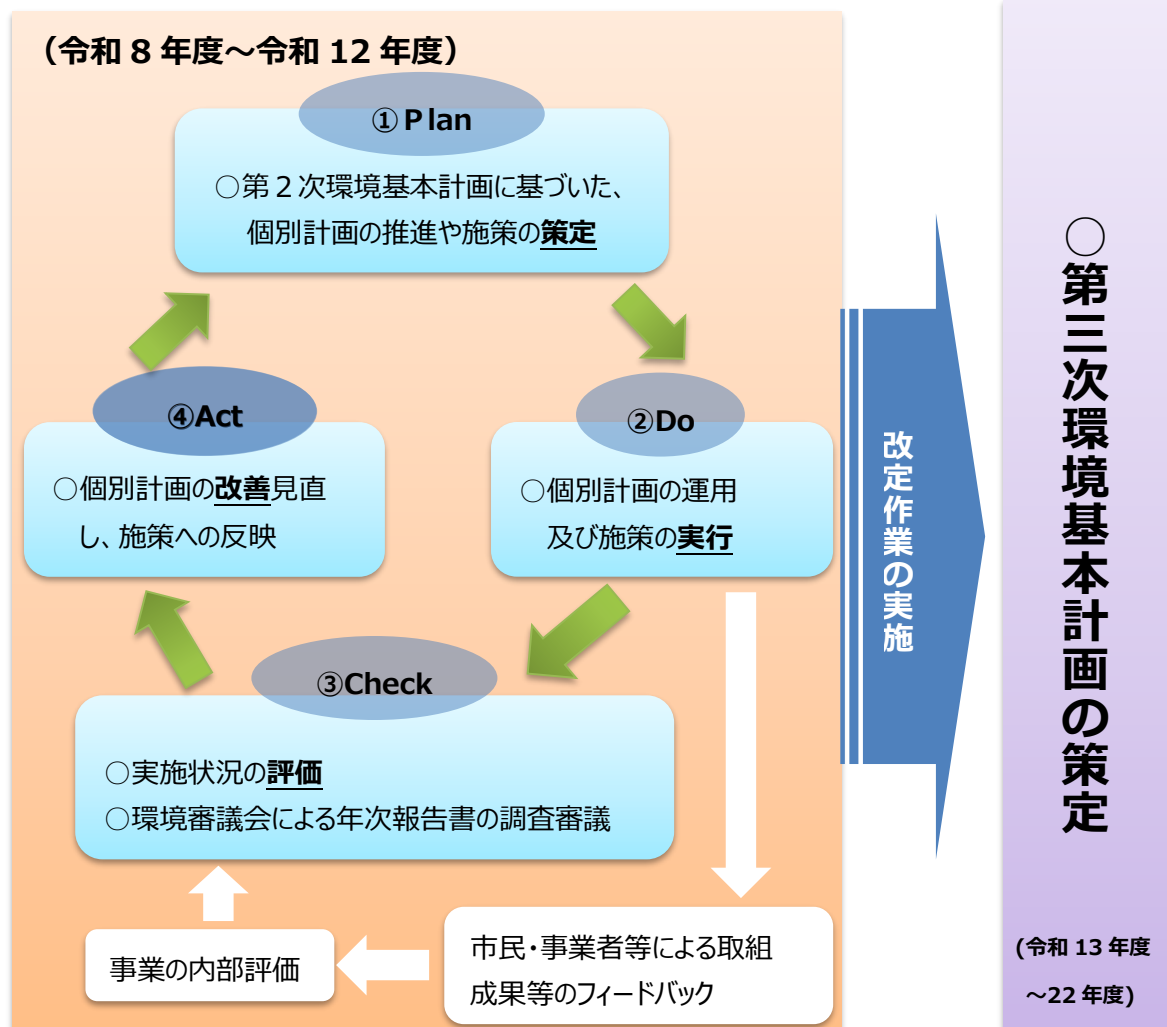


図 23 進行管理の流れ

<米子市環境基本条例>

●年次報告（第10条）

⇒市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

5-3：計画の推進体制

本計画を円滑かつ効果的に推進するためには、市民・事業者・市の各主体が連携・協働し、一体となって取り組む必要があります。国、県の施策や環境関連の技術革新の動向を踏まえながら、市の施策の検討や市民・事業者に向けた啓発を行うため、市の担当課である環境政策課を中心に、庁内関係課と連携し、以下の体制により本市の取組を推進していきます。

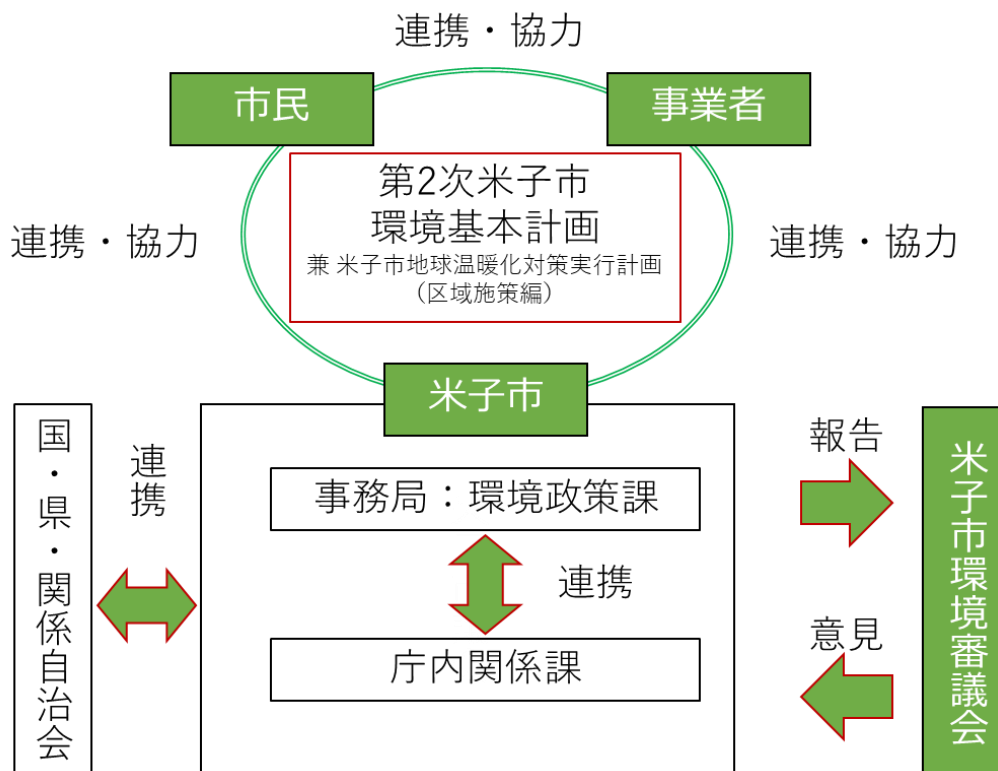
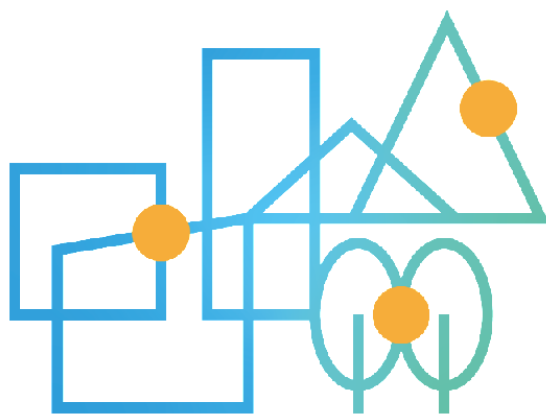


図 24 計画の推進体制



脱炭素先行地域

鳥取県米子市

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体が、地域脱炭素に向けた取組を普及させることを目的として、環境省が作成した「脱炭素先行地域ロゴマーク」です。

用語	フリガナ	解説
3R	3R	リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)のこと。
4 R	4R	RFUSE(リフューズ=不要なものを断る)、REDUSE(リデュース=発生抑制)、REUSE(リユース=再利用) RECYCLE(リサイクル=再生利用)の略。
BAU	BAU	Business as usualの略。特段の対策を行うことなく自然体で推移した場合をいう。
BOD	BOD	Biochemical Oxygen Demandの略で、日本語では生物化学的酸素要求量。河川の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。
COD	COD	Chemical Oxygen Demandの略で、日本語では化学的酸素要求量。湖沼・海域の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。
COP	COP	国連気候変動枠組条約締約国会議のこと。1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意し、同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が1995年から毎年開催されている。
DO	DO	Dissolved Oxygenの略で、日本語では溶存酸素。水の汚染状態を示す一つの指標で、水に溶けている酸素量のことをいう。汚染度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになる。
EMS	EMS	「Energy Management System」の略で、EMSを導入することで電気製品の電力使用量をリアルタイムで計測し、不要なエネルギーは使用しないよう自動的に監視・制御をすることができる。
ESD 教育	ESD キョウイク	Education for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」の意味。
EV	EV	Electric Vehicleの略で、日本語では電気自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電気を充電した蓄電池の電力でモーターを動かすことで車を駆動させる。
EV100	EV100	2030年までに事業利用における車両の100%を電気自動車にするなど目標を掲げた、企業による電気自動車の利用や環境整備促進を目指す国際ビジネスイニシアティブ。
FCV	FCV	Fuel Cell Vehicleの略で、日本語では燃料電池自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、燃料電池自動車は、水素を燃料とする燃料電池で発電した電力でモーターを動かすことで車を駆動させる。
FIT	FIT	【固定価格買取制度】再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。
IPCC	IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、日本語では国連気候変動に関する政府間パネル。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。
ISO14001	ISO14001	国際標準化機構（ISO）による企業・法人・団体の環境マネジメントと監査に関する国際規格。企業・法人・団体の活動に伴う環境影響を継続的に改善していくための活動を管理・監査するシステム（参照環境マネジメント）
J-クレジット制度	J-クレジットセイド	省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
MaaS	MaaS	Mobility as a Serviceの略で、ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレス(途切れのない、繋ぎ目のない)に繋ぐ新たな「移動」の概念。
PHV（PHEV）	PHV（PHEV）	Plug-in Hybrid（Electric）Vehicleの略で、日本語では、プラグインハイブリッド自動車。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時にCO2や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。
PPA	PPA	太陽光発電設備を所有、管理を行う会社（PPA事業者）が、施設所有者の敷地や屋根などのスペースに設置した太陽光発電システムで発電した電力を、その施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。太陽光発電設備が電力を供給する施設の敷地内にあるかどうかでオンサイト型（敷地内）とオフサイト型（敷地外）に分けられる。
RE100	RE100	Renewable Energy100%の略。企業自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟する国際的なイニシアティブ(消費電力量10GWh以上の企業を対象)。
Renewable	Renewable	「再生可能な」という意味。
RPF	RPF	Refuse derived paper and plastics densified Fuelの略で、主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料。

用語	フリガナ	解説
SDGs	SDGs	Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標のこと。平成27年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のこと。
Society5.0	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。IoTで全ての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、今までに無い新しい価値を生み出すことで、課題や困難を克服。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要なときに提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。
TEAS	TEAS	県内の中小企業等の環境配慮活動への取組を容易にするため、環境配慮行動を審査登録・公表する県独自の制度として定めた鳥取県版環境管理システムのこと。
V2H	V2H	Vehicle to Homeの略で、「クルマ (Vehicle) から家 (Home) へ」を意味するこの言葉は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等に蓄えられた電力を、家庭用に有効活用する考え方のこと。
VPP	VPP	Virtual Power Plantの略で、日本語では仮想発電所。多数の小規模な発電所や、電力の需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。
ZEB	ZEB	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略で、快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。
ZEH	ZEH	Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略で、住まいの快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下となる住宅。
アイドリングストップ	アイドリングストップ	駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることをやめること。
アジェンダ 21	アジェンダ 21	「環境と開発に関する国連会議」において、採択された「持続可能な開発のための人類の行動計画」をいう。今後、各国政府をはじめ、地方公共団体、労働界、産業界、科学的・技術団体、NGO等のいろいろな社会構成主体が、21世紀に向けてともに連携しつつ、着実に実行に移していくべき様々な課題が40章にわたって述べられている。
アダプトプログラム	アダプトプログラム	市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。
一般廃棄物	イッパンハイキブツ	産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。
エコツーリズム	エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
エコドライブ	エコドライブ	ゆっくり加速、ゆっくりブレーキ。車間距離にゆとりを持つなど、燃料消費量やCO2排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる”運転技術”や”心がけ”のこと。
エシカル消費	エシカルショウヒ	地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動。
温室効果ガス	オンシツコウカガス	太陽からの光で暖められた地球の表面から、地球の外へ放出される赤外線を吸収し、地球の表面へ再放出し、地球の表面附近の大気を温める効果を持つガス。二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF6)、三ふっ化窒素(NF3)の7種類をいう。
カーボン・オフセット	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方。
カーボンニュートラル	カーボンニュートラル	ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロになることを指す。
化石燃料	カセキネンリョウ	動植物の死骸などの有機物が長い年月をかけて変質し、資源として採掘され使用されている物質の総称。石炭・石油・天然ガスなどが該当。
合併処理浄化槽	ガッペイショリジョウカソウ	し尿と、台所や風呂から出る雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。
環境家計簿	カンキョウカケイボ	ライフスタイルの見直しを目指して、日々の生活において、環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや資源の消費量、廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿等がその例。

用語	フリガナ	解説
環境基準	カンキョウキジュン	環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。
環境基本法	カンキョウキホンホウ	平成5年11月19日に公布、施行された法律。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない継続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境保全に係る責務を明らかにしている。
環境施設帯	カンキョウシセツタイ	高速道路・国道など幹線道路に隣接する地域の生活環境を保全するために、騒音・振動・大気汚染等の道路交通に起因する障害に対処するため、道路用地として確保される一定幅員の空間をいう。
環境推進員制度	カンキョウスイシンインセイド	環境保全に関する活動を推進するため、普及啓発活動の地域リーダーとなる市民を育成する制度。
環境と開発に関する国連会議 (地球サミット)	カンキョウトカイハツニカ ンスルコクレンカイギ (チキユウサミット)	地球環境問題が国際的な課題となる中、持続可能な発展をキーワードに多くの政府関係者、科学者、NGO等が参加して平成4年6月にブラジルで開催された。多くの国家元首が参加して地球環境問題等について議論が行われたため「地球サミット」ともいわれている。会議の成果として、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21」の採択等が行われた。
環境美化推進区域	カンキョウビカスイシンク イキ	きれいな住みよいまちづくりを推進し環境美化意識の一層の向上を図るため、特に必要と認められる区域として、市が指定した区域。（加茂川河口周辺、上淀廃寺周辺、米子水鳥公園周辺を指定した。）
京都議定書	キョウトギテイショ	平成9年に京都で開催された「気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3）」で採択された議定書。地球温暖化防止のため温室効果ガス削減に向けた目標値や手法などについて定めている。日本は平成2年を基準として平成20年から12年の間に、温室効果ガス6%削減することを約束している。
クールシェア	クールシェア	エアコンの利用により電気の使用量が多くなる夏の昼間、節電のために暑さを我慢するのではなく、涼しい場所にみんなで集まり、家庭や地域で楽しみながら省エネ・節電に繋げる取組。
グリーンインフラ	グリーンインフラ	自然環境の持つ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。
グリーンカーテン	グリーンカーテン	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。
グリーン購入	グリーンコウニュウ	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンコンシューマー	グリーンコンシューマー	環境を大切に商品やサービスを選択する消費者。あらゆる買い物について少しでも環境への影響の少ないものを選ぶことで、エコロジーな生活を実現していくとともに、「商品の選択」という消費者の力でメーカーや流通業などの環境への取り組みを促し、社会全体のエコロジー化をすすめることを目的としている。
コージェネレーション	コージェネレーション	熱電供給システムとも呼ばれ、燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その排熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房に使用するシステム。ビルの所有者などが冷暖房の熱源を得ると同時に電力を発生させることを目的にする場合と、電力会社が電力を発生すると同時に排熱を利用することを目的とする場合がある。
固形燃料化（RDF）	コケイネンリョウカ（RDF）	ごみなどの廃棄物から可燃性成分を選別し、粉碎・粒度調整・成型固化などの加工を施して固形化した燃料。暖房や発電の燃料として使用する。
サーマルリサイクル	サーマルリサイクル	廃プラスチックを含む廃棄物を直接燃焼して、その熱をスチームあるいは電力として回収する方法。
再エネ 100 宣言 RE Action	サイエネ 100 センゲン RE Action	自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量10GWh未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ100%化宣言を表明しとにも行動していくイニシアティブ。
再生可能エネルギー	サイセイカノウエネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱など、永続的に利用することができるエネルギー。

用語	フリガナ	解説
産業廃棄物	サンギョウハイキブツ	工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。産業廃棄物は、事業者自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務がある。
自然公園	シゼンコウエン	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。自然公園法（昭和32年）により、国立公園と国定公園は国が指定、環境省主管、都道府県立自然公園は都道府県が条例によって指定。いずれも、自然の風景地を保護し、利用の促進、国民の保健、休養、教化に役立てる目的である。
食品ロス	ショクヒンロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
スポーツツーリズム	スポーツツーリズム	スポーツを「観る（観戦）」「する（楽しむ）」ための移動だけではなく、周辺の観光要素や、スポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイル。
スマートグリッド	スマートグリッド	エネルギー需要を把握して、電力の流れを供給側・需要側の両方から制御最適化し、効率よく電気を送電するしくみのこと。
生物多様性	セイブツタヨウセイ	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
ソーラーシェアリング	ソーラーシェアリング	営農を続けながら太陽光発電を行う設備。「営農型太陽光発電システム」と呼ばれることもある。
ダイオキシン類	ダイオキシnlイ	塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副合成物として生成する。
大腸菌群数	ダイチョウキングンスウ	人畜の排泄物等による水質汚濁の指標の一つ。河川水等では100ml中に存在する最も確からしい数（MPN：Most Probable Number）
脱炭素先行地域	ダツタンソセンコウチイキ	2050年カーボンニュートラル実現に向けて、他地域に先駆けて重点的に脱炭素化に取り組む地域であり、国から選定・支援を受ける自治体のこと。米子市・境港市は第1回脱炭素先行地域に選定。
地域循環共生圏	チイキジュンカンキョウセイケン	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
鳥獣保護区	チョウジュウホゴク	環境大臣または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るために必要があると認めるときに設定することができるもので、鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設を設置する。
低公害車	テイコウガイシャ	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。電気自動車や燃料電池自動車などに代表される。
特定フロン	トクテイフロン	フロンガスのうち、オゾン層破壊効果が有り、温室効果が大きい、CFC(クロロフルオロカーボン)及びHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)を特定フロンという。
鳥取県グリーン商品認定制度	トットリケングリーンショウヒンニンテイセイド	県内で発生した循環資源（廃棄物や間伐材等）を原材料として県内で製造、または加工されている商品について、一定の要件に適合するものを「鳥取県認定グリーン商品」として認定している。
生ごみたい肥化（コンポスト化）	ナマゴミタイヒカ（コンポストカ）	台所から出る野菜くずや茶がらなどの生ごみをコンポスト容器で微生物の働きによって堆肥（コンポスト）化し土に還元すること。
熱回収	ネツカイシュウ	廃棄物を焼却する際の熱エネルギーを回収し、利用すること。
パークアンドライド	パークアンドライド	従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するように誘導するシステム。パーク＆ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。
バイオディーゼル燃料（BDF）	バイオディーゼルネンリョウ（BDF）	食用として使用済みの植物油、動物油を精製して作るディーゼル燃料。軽油を用いる通常のエンジンに改造なしで流用可能。排気ガス中にSOxが発生せず、二酸化炭素も黒鉛も軽油より少ないことに加え、植物起源の原料（＝バイオマス）であることから、カーボンニュートラルとみなせ、地球温暖化対策としても注目を集める。
バイオマス	バイオマス	動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源。
バイオマスプラスチック	バイオマスプラスチック	生物資源(バイオマス)から作られた合成樹脂(プラスチック)。
バックキャスティング	バックキャスティング	最初に目標とする未来像を描き、次にその未来像を実現するための道筋を未来から現在へさかのぼって記述するシナリオ作成手法のこと。
パリ協定	パリキョウテイ	第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催されたパリにて、平成27年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）
風致地区	フウチチク	都市計画の中の地域の一つ。都市の風致を維持するためにつくられる地区である。風致地区といった場合、自然の景勝地、公園、寺社苑、水辺、公園慰楽地、歴史的な土地、樹林地、眺望地、昔からの別荘などが該当する。

用語	フリガナ	解説
フード・マイレージ	フード・マイレージ	食糧（＝food）の輸送距離（＝mileage）という意味。輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもので、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送に係る燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食糧消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる
フードシェアリング	フードシェアリング	ICT等での情報共有により、賞味期限切れや売れ残り食品を減らしたい事業者と、安価においしい料理が購入できるという消費者をマッチングし、食品ロスを削減するサービス。
フードドライブ	フードドライブ	家庭などで余った食品等、家庭から福祉施設等へ無償で提供する活動。
フードバンク	フードバンク	食品の製造工程で発生する規格外品等、企業から福祉施設等へ無償で提供する活動。
星空ライトダウンキャンペーン	ホシゾラライトダウンキャンペーン	必要のない照明を消すことを呼びかけ、美しい星空を仰ぐなどスローな夜を楽しみ、環境問題について関心を高める取組。
マイクロプラスチック	マイクロプラスチック	環境中に存在する微細なプラスチックごみのこと。海洋に流出したプラスチックごみが紫外線等の作用により微細化し、海洋生物への影響が懸念されている。
メタンハイドレート	メタンハイドレート	メタンと水が結合して結晶化した固体で、温室効果ガスの排出量が石油や石炭に比べ少ないとされている。
モーダルシフト	モーダルシフト	貨物や人の輸送手段の転換を図ること。
ライフサイクル	ライフサイクル	経済社会の物質フローにおける、原材料調達、生産、流通、使用、廃棄に至るまでの全過程のこと。
ラムサール条約	ラムサールジョウヤク	特に水鳥の生息地として大切な湿地の保全と賢明な利用を目的とした国際条約で、イランのラムサールという町で取り決められたので、その名前をとってラムサール条約と呼ばれている。
緑地協定	リョクチキョウテイ	「都市緑地保全法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするものである。都市計画区域内の一定区域または一定区間の土地の所有者等全員の合意により、緑地協定区域、樹木等の種類とその植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市町村長の許可を得て締結される。
ワンウェイプラスチック	ワンウェイプラスチック	1回使用されたあと、ごみ又は資源として回収されるプラスチックのこと。

年	米子市	国・鳥取県・その他	社会経済など
平成23年度 (2011)	・「第2次米子市総合計画」策定 ・「米子市環境基本計画」策定 ・「米子市市民自治基本条例」制定 ・大山町の一部地域の可燃ごみを米子市クリーンセンターに受入	・「水質汚濁防止法」改正 ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」制定 ・中海市長会で公用電気自動車（EV）導入	・台風12号による被害
平成24年度 (2012)	・「第2次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「米子市自治基本条例」施行 ・メガソーラーの設置及び運営に関する協定書調印 ・「上淀廃寺跡・伯耆古代の丘公園周辺」を環境美化推進区域に指定 ・省エネルギー・再生可能エネルギー等検討委員会の設置	・「第四次環境基本計画」閣議決定 ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 ・「小型家電リサイクル法」制定 ・「第13回国際マンガサミット鳥取大会」開催	
平成25年度 (2013)	・「空き家等の適正化に関する条例」施行 ・市有施設の屋根貸による太陽光発電普及事業（第1回）	・エコツアー国際大会2013in鳥取が開催 ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「第64回全国植樹祭」が鳥取県で開催	
平成26年度 (2014)	・ノーカー運動の実施 ・使用済み小型家電リサイクル開始 ・「米子水鳥公園周辺」を環境美化推進区域に指定	・「鳥取県環境教育等行動計画」策定	・消費税率8%に改正
平成27年度 (2015)	・「第3次米子市総合計画」策定 ・「米子がいな創生総合戦略」策定 ・「第3次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・米子水鳥公園開園20周年記念事業を実施 ・市有施設の屋根貸による太陽光発電普及事業（第2回） ・米子市クリーンセンター灰溶融設備の休止	・第21回気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）開催、パリ協定採択 ・持続可能な開発のための2030アジェンダ採択（SDGsを含む） ・「第8次鳥取県廃棄物処理計画」策定 ・「第6期中海に係る湖沼水質保全計画」策定	
平成28年度 (2016)	・「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定 ・「米子市環境基本計画」中間見直し ・レジ袋削減推進に関する協定を締結 ・米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事着工（H28～H31） ・米子市クリーンセンターの焼却灰のセメント原料化 ・境港市の可燃ごみを米子市クリーンセンターに受入	・「第8期鳥取県分別収集促進計画」策定	・鳥取中部地震 ・熊本地震
平成29年度 (2017)	・米子市クリーンセンターの長期包括的運営事業開始	・「水銀に関する水俣条約」発効 ・アメリカ合衆国がパリ協定からの離脱を表明	
平成30年度 (2018)	・機構改正に伴い、環境事業課をクリーン推進課に改組 ・伯耆国「大山開山1300年祭」の関連行事として、「第3回『山の日』記念全国大会in鳥取」を鳥取県、大山町と協力し開催 ・「米子市生活排水対策方針」策定 ・ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を配信開始	・「第五次環境基本計画」閣議決定 ・「鳥取県災害廃棄物処理計画」策定 ・「鳥取県星空保全条例」施行	・北海道胆振東部地震 ・台風21号による災害
令和元年度 (2019)	・「米子市まちづくりビジョン」策定 ・「米子市災害廃棄物処理計画」策定 ・「米子市都市計画マスタープラン」策定	・「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」策定 ・「鳥取県廃棄物処理計画」（鳥取県食品ロス削減推進計画）策定 ・「中海に係る湖沼水質保全計画（第7期）」策定 ・「鳥取県生物多様性地域戦略」策定 ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定 ・鳥取県が2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す旨を表明	・消費税率10%に改正 ・台風15号、19号による災害
令和2年度 (2020)	・「第2次米子市環境基本計画」策定 ・「第4次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「第2次米子市生活排水対策推進計画」策定 ・「業務改善から始まるCO2削減計画」（第2次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編））策定 ・米子水鳥公園開園25周年記念事業を実施 ・米子水鳥公園におけるCO2排出量ゼロ電気（RE100電気）の導入 ・ゼロカーボンシティ宣言	・プラスチック製買物袋の有料化を7月1日から全国一斉にスタート ・ラムサール条約登録15周年記念事業を実施 ・鳥取県「カーボンニュートラル宣言」	・COVID-19 ・東京オリンピック2020開催延期

年	米子市	国・鳥取県・その他	社会経済など
令和3年度 (2021)	・未利用エネルギー活用VPP事業の導入 ・ESG地域金融促進事業との連携 ・ペット防災手帳作成 ・食品ロスダイアリー作成 ・「米子市空き地の適切な管理に関する条例」制定	・「地球温暖化対策計画」閣議決定 ・気候変動サミットにおいて、温室効果ガスを2030年度までに2013年度比46%減を表明 ・「地球温暖化対策推進法」一部改正 ・地域脱炭素ロードマップの策定 ・「プラスチック資源循環促進法」制定 ・アメリカ合衆国がパリ協定に復帰 ・鳥取県西部広域「一般廃棄物処理施設整備基本構想」策定 ・鳥取県が「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂 ・鳥取県が、2030年度の温暖化ガス排出削減目標を13年度比60%に改訂	・東京2020オリンピック開催（1年延期、無観客） ・COVID-19 ワクチン接種開始
令和4年度 (2022)	・「米子市まちづくりビジョン」改定 ・ヌカカ発生抑制対策費用補助事業の実施 ・環境省「第1回脱炭素先行地域」に米子市・境港市が選定 ・混合粗大ごみ処理実証事業を実施 ・YouTube「よなご環境ch.」開設 ・ゼロカーボンシティよなごアクションプラン策定 ・ゼロカーボン米子市役所アクションプラン策定 ・狂犬病予防法の特例制度への参加	・生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択 ・「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定 ・30by30ロードマップ公表 ・「GX実現に向けた基本方針」閣議決定 ・「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」開始 ・気候変動適応法の一部を改正する法律案 ・改正エネルギー使用合理化法制定	・ロシアのウクライナ侵攻開始
令和5年度 (2023)	・ドローンを活用したヌカカ発生抑制対策の実施 ・「4R推進日めくりカレンダー」の製品化 ・(株)ジモティーとリユース促進に係る協定の締結を締結 ・淀江どんぐりこども園へ太陽光発電設備を設置(脱炭素先行地域づくり事業) ・伯仙地区農業集落排水施設へ太陽光発電設備を設置(脱炭素先行地域づくり事業)	・G7札幌・気候・エネルギー・環境大臣会合 ・国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）の開催	・G7広島サミット開催 ・ガザ情勢の激化 ・COVID-19 5類感染症へ移行
令和6年度 (2024)	・高齢者等のごみ出し支援PT(実証事業、アンケート調査、簡易版ごみ出しガイド作成) ・「置き配普及促進事業」の実施 ・家庭系ごみの収集区分・収集方法の変更 (「白色発泡スチロール・トレイ」、「缶・ビン類」を月2回の収集に統一。「牛乳パック」、「再利用ビン」の区分を廃止し、「牛乳パック」は「古紙類」の日に収集、再利用ビンは「缶・ビン類」として収集。) ・(株)マーケットエンタープライズとリユース促進に係る協定を締結 ・弓ヶ浜半島の荒廃農地へ太陽光発電設備を設置(脱炭素先行地域づくり事業)	・「第六次環境基本計画」閣議決定 ・「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「鳥取県西部地域循環型社会形成推進地域計画（第3期）」策定	・能登半島地震 ・マイナス金利が解除

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(市民編)

第2次米子市環境基本計画の策定に当たり、環境に対する市民意識や家庭における再エネ・省エネの取組状況等の変化を把握することを目的に、令和元年度に実施したアンケートと同様(一部内容を追加または修正)の内容でアンケートを実施しました。

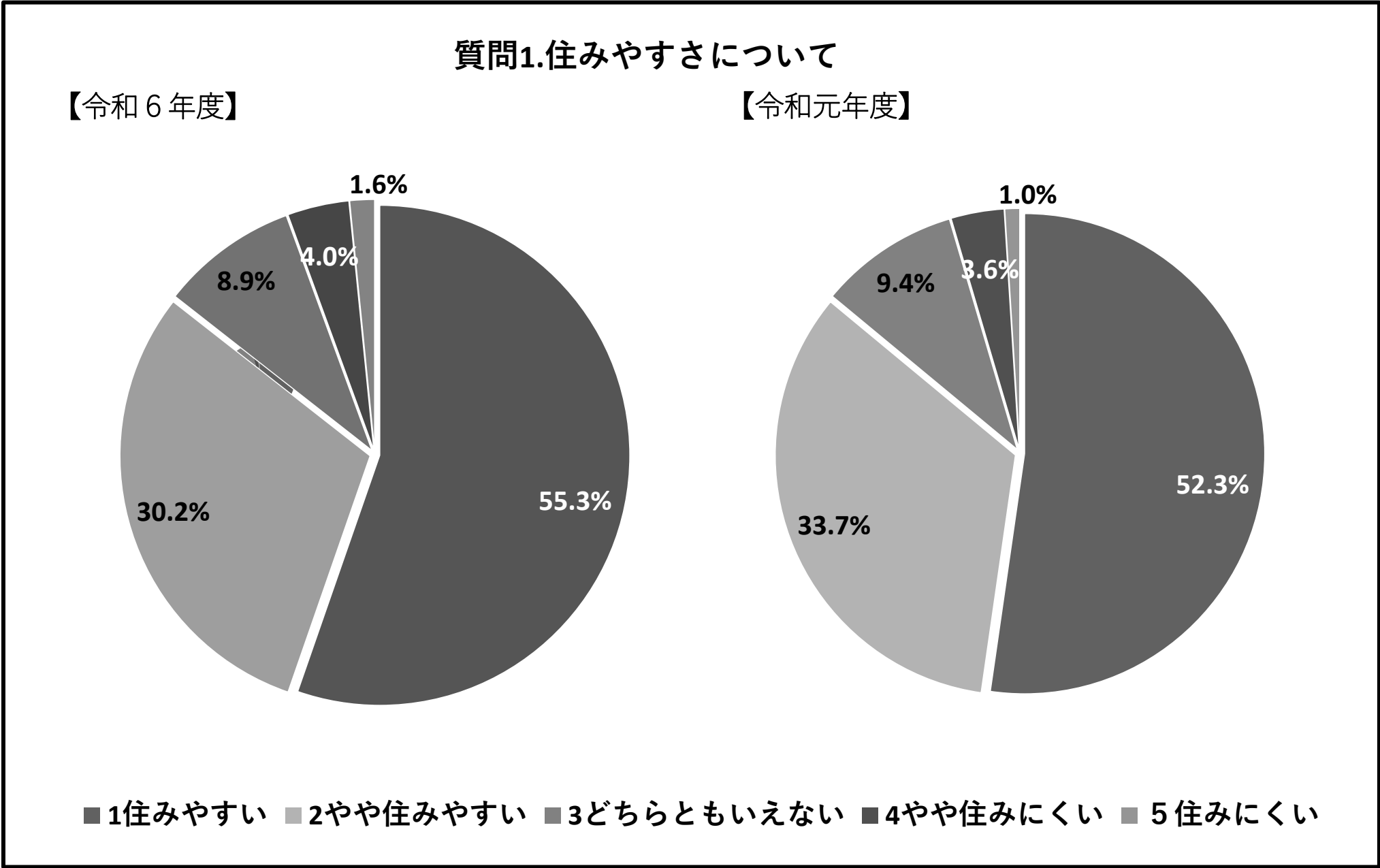
●調査概要●

調査期間	令和6年12月1日～12月20日
調査対象	米子市内居住の18歳以上の方から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収及び電子申請による回答
配布数	3, 000人
回収数(回収率)	1, 076人(35. 9%)

【身近な環境の様子について】

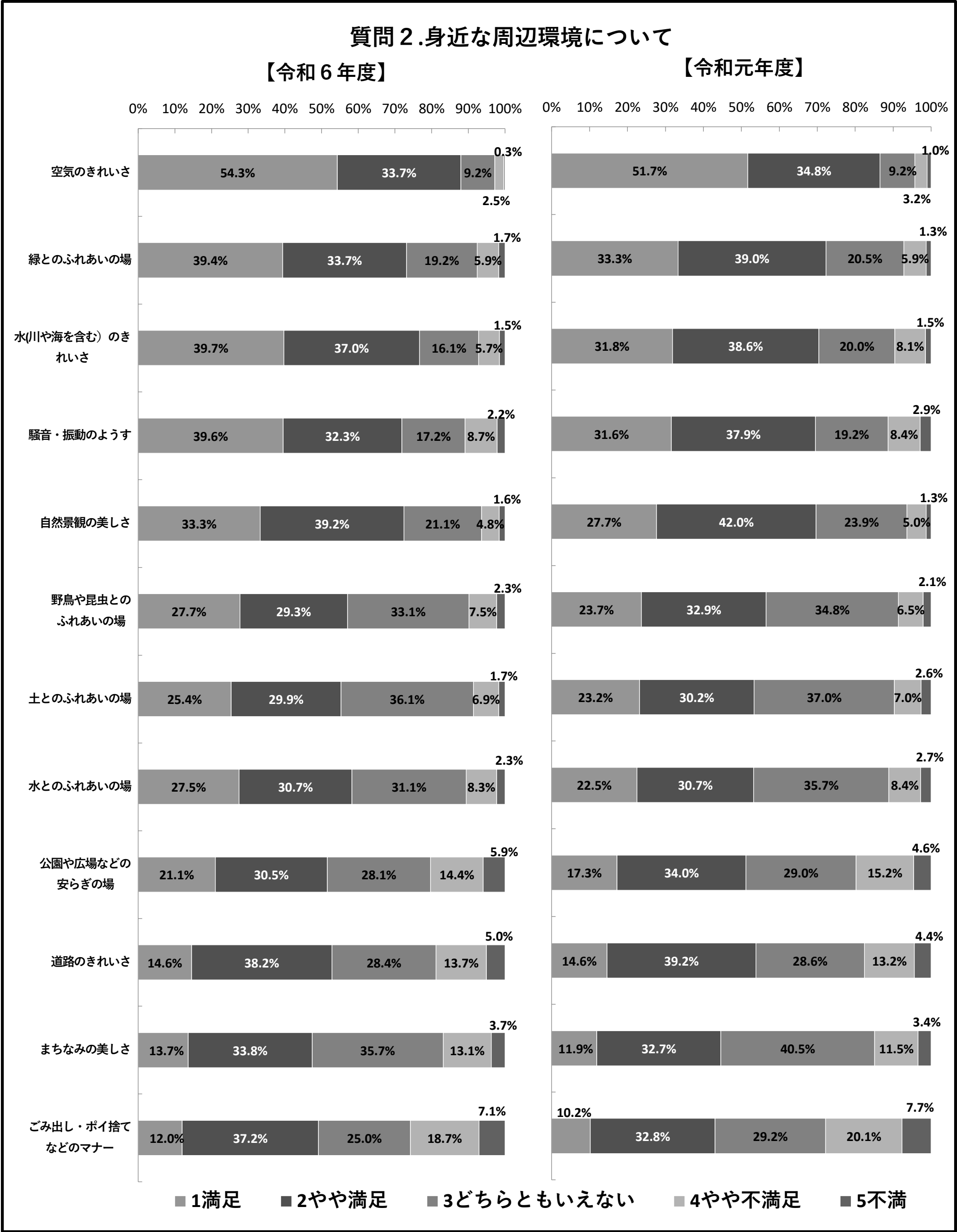
質問1. 住みやすさについて(有効回答数: 1, 005人)

数値の増減はあるものの、全体の傾向として令和元年度と同様の傾向でした。「住みやすい」または「やや住みやすい」の割合は合わせて85. 5%で、多数が住みやすいと感じていると傾向は維持しています。



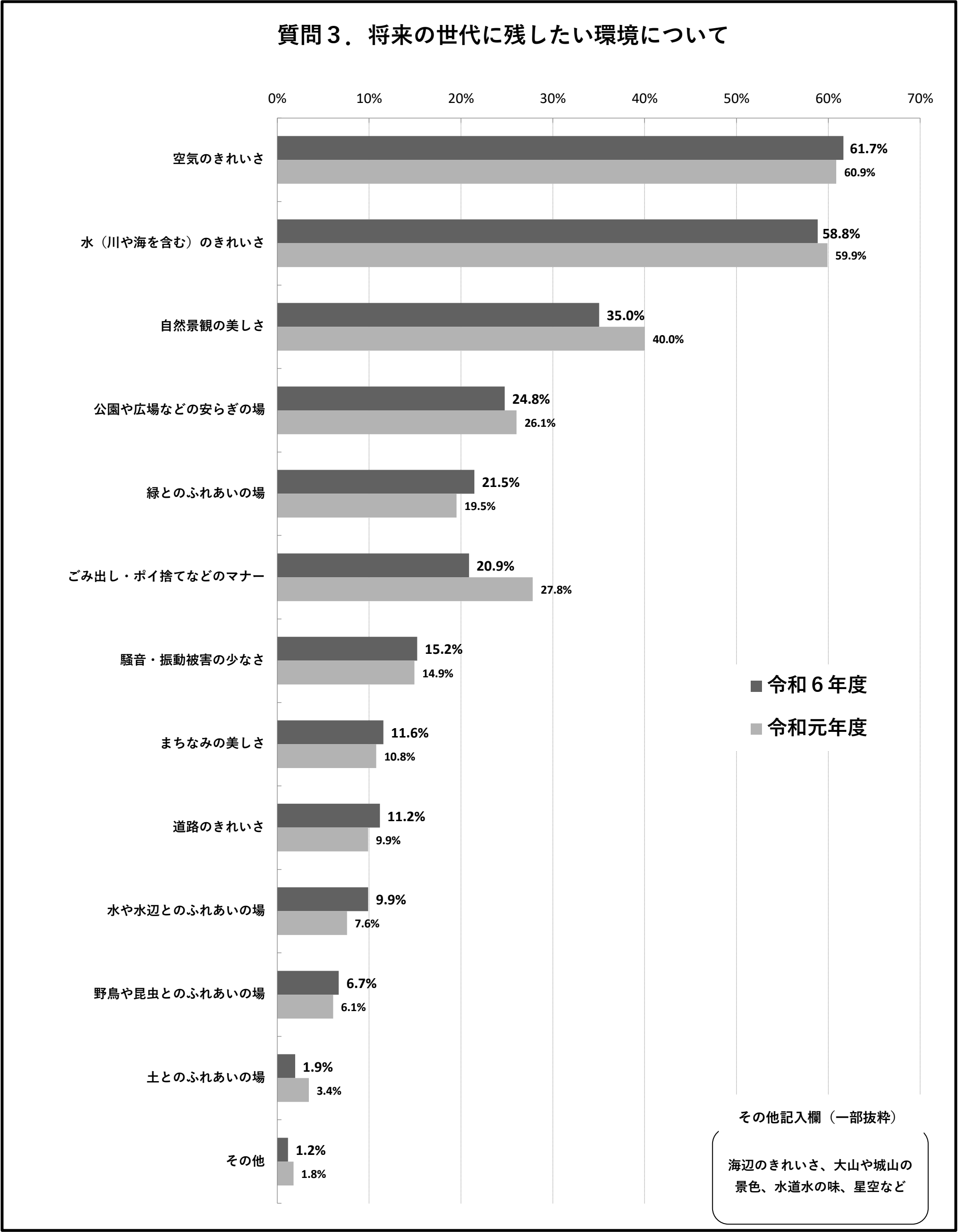
質問2. 身近な周辺環境について(複数回答あり)(有効回答数は本調査結果の末尾に表示)

多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向でした。「満足」、「やや満足」の割合を合わせると多くの項目で5割を超えました。



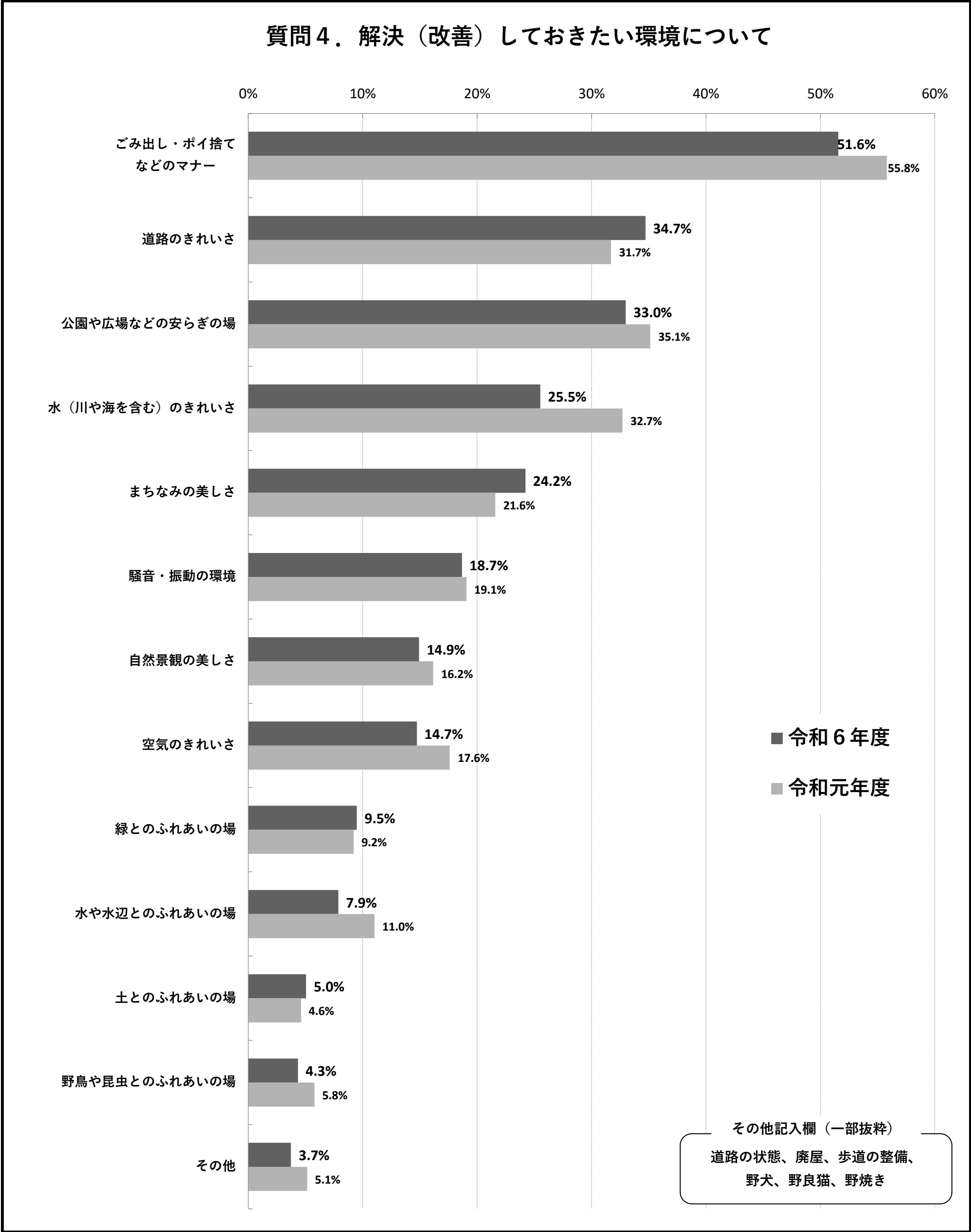
質問3. 将来の世代に残したい環境について(複数回答あり)(有効回答数:1,030人)

多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向となっており、特に「空気のきれいさ」について、将来の世代に残したいと考えていることが分かりました。

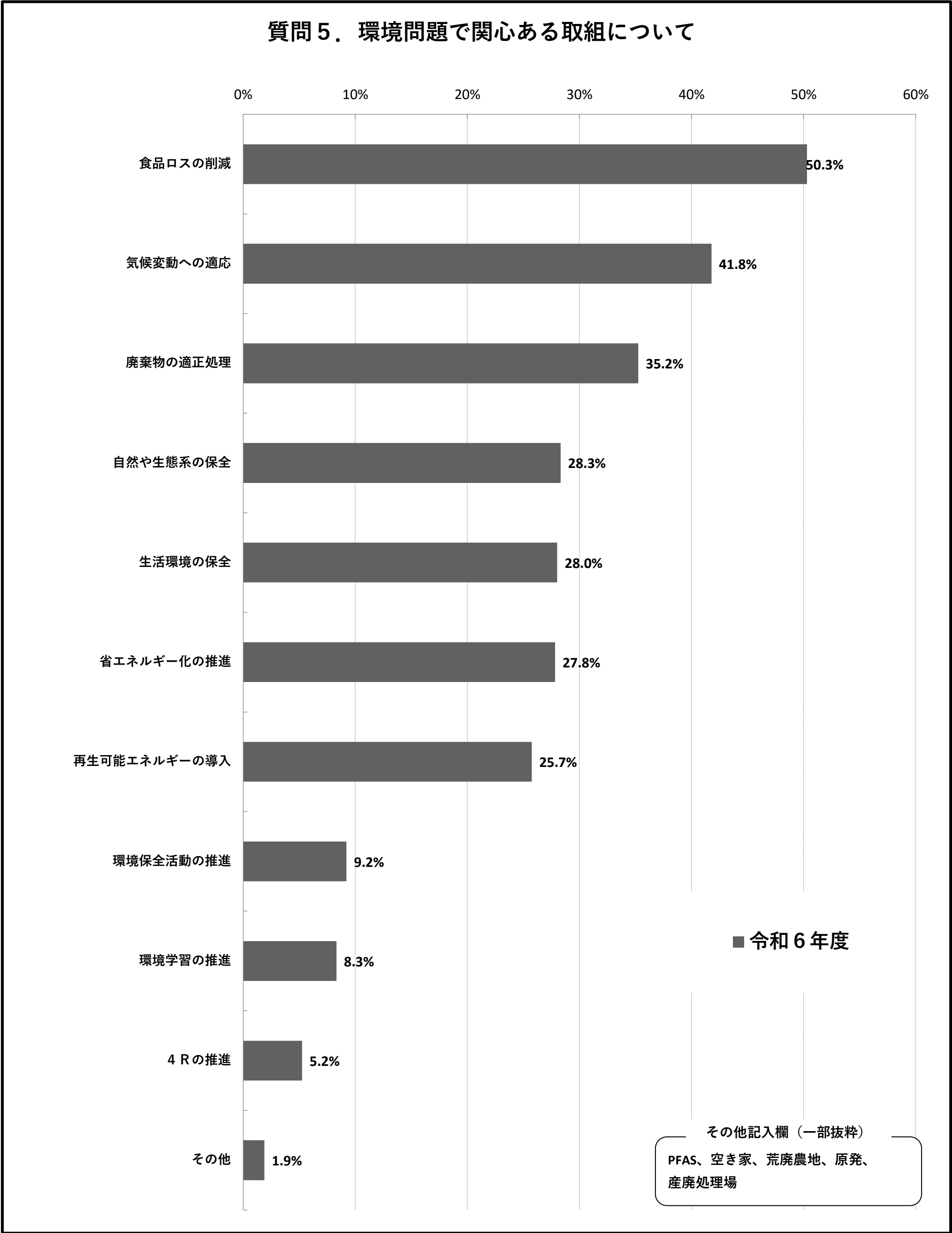


質問4. 解決(改善)しておきたい環境について(複数回答あり)(有効回答数:991人)

多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向でした。「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」について、5割以上が改善したいと考えています。



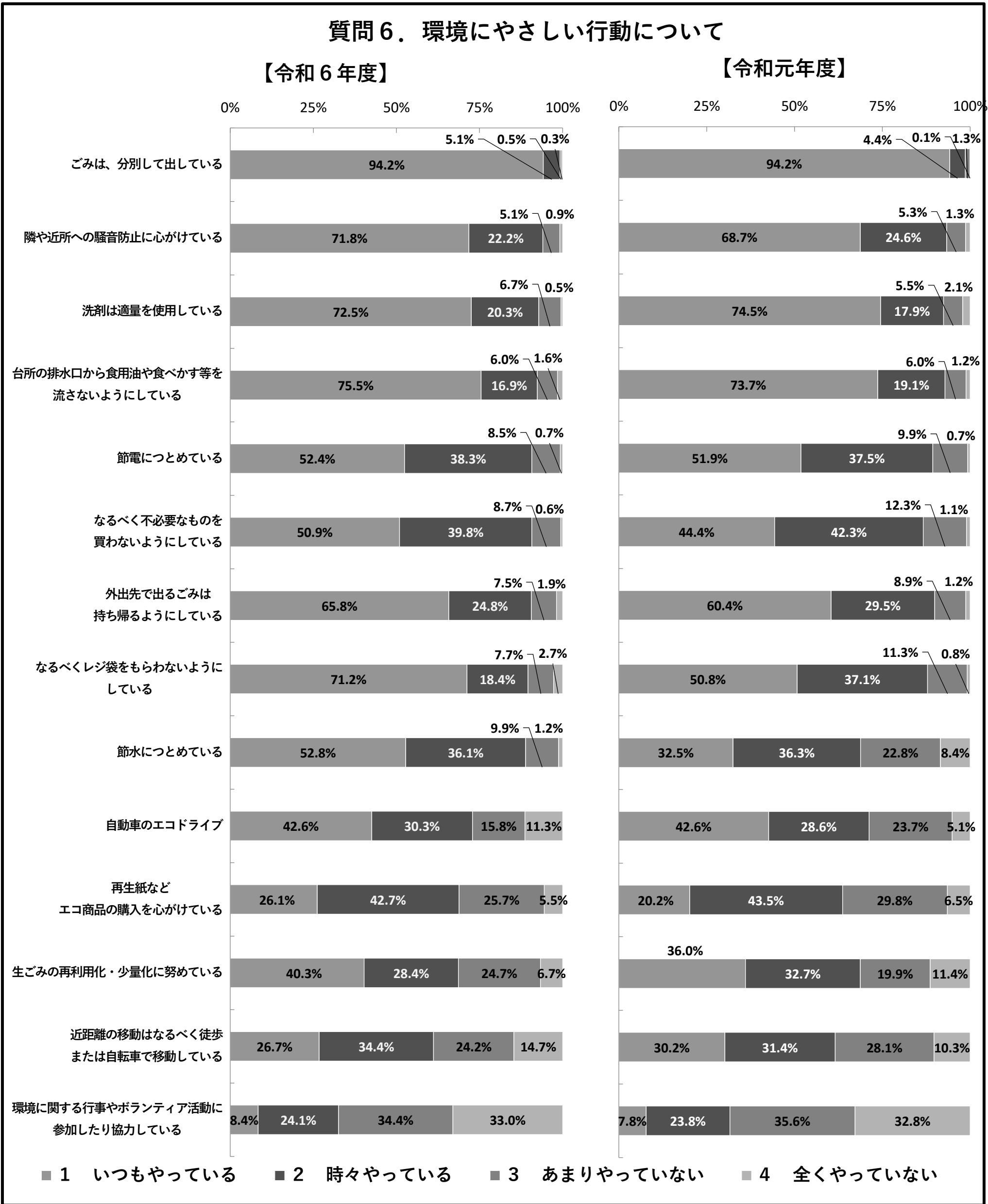
質問5. 環境問題で関心ある取組について(有効回答数:1,010人) ※令和6年度新規項目
上位に食品ロスや、気候変動、廃棄物が入っていることから、ニュースや新聞等で頻繁に取り上げられる問題や近年の猛暑等の地球温暖化への危機感が、高い関心に自然と繋がったものと考えます。



【環境に対する取組について】

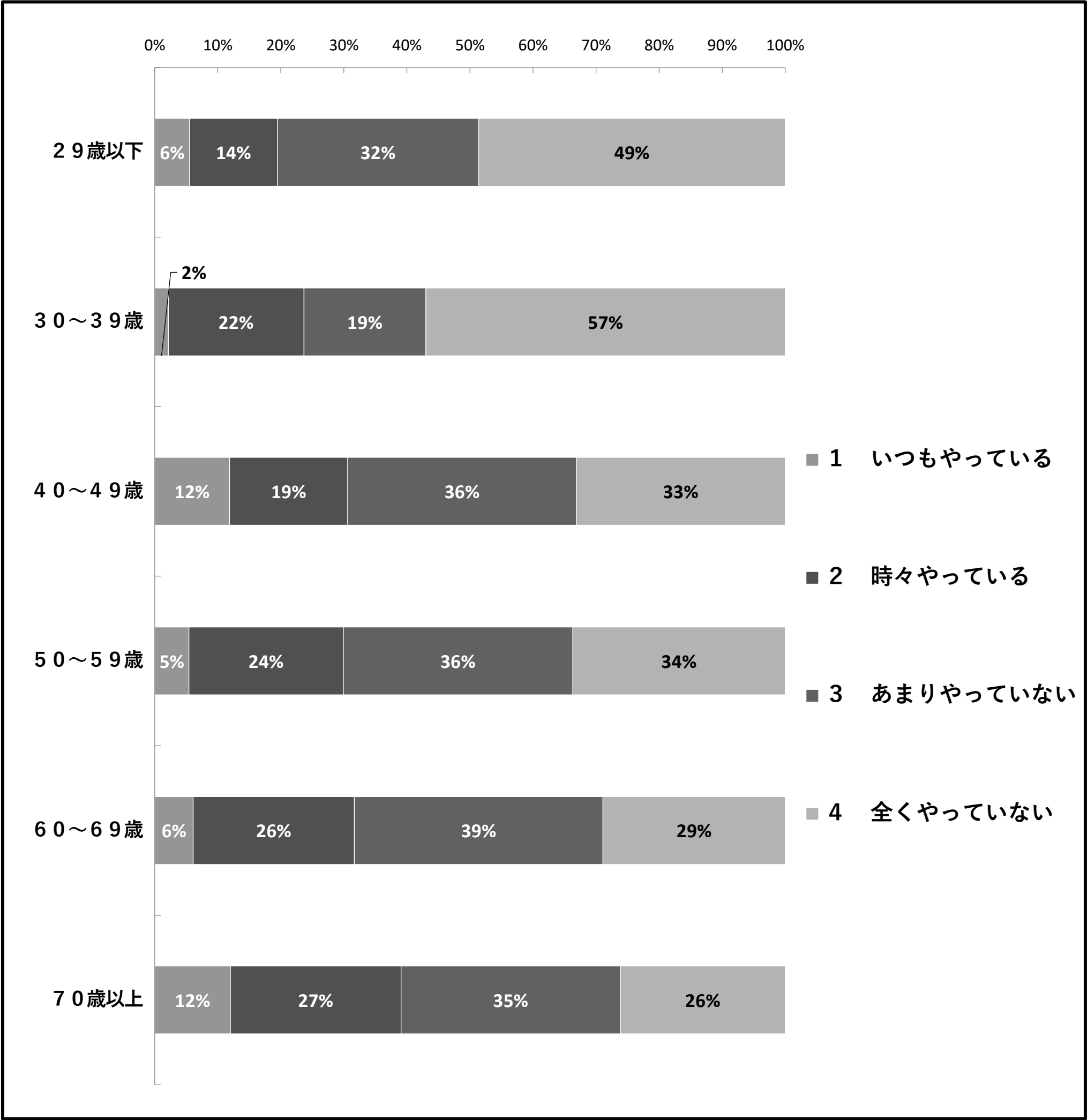
質問6. 環境にやさしい行動について(有効回答数は本調査結果の末尾に表示)

上位8項目までは「いつもやっている」、「時々やっている」を含めて90%の方が実践しています。
身近な取組ほど実践しやすいことが見受けられます。



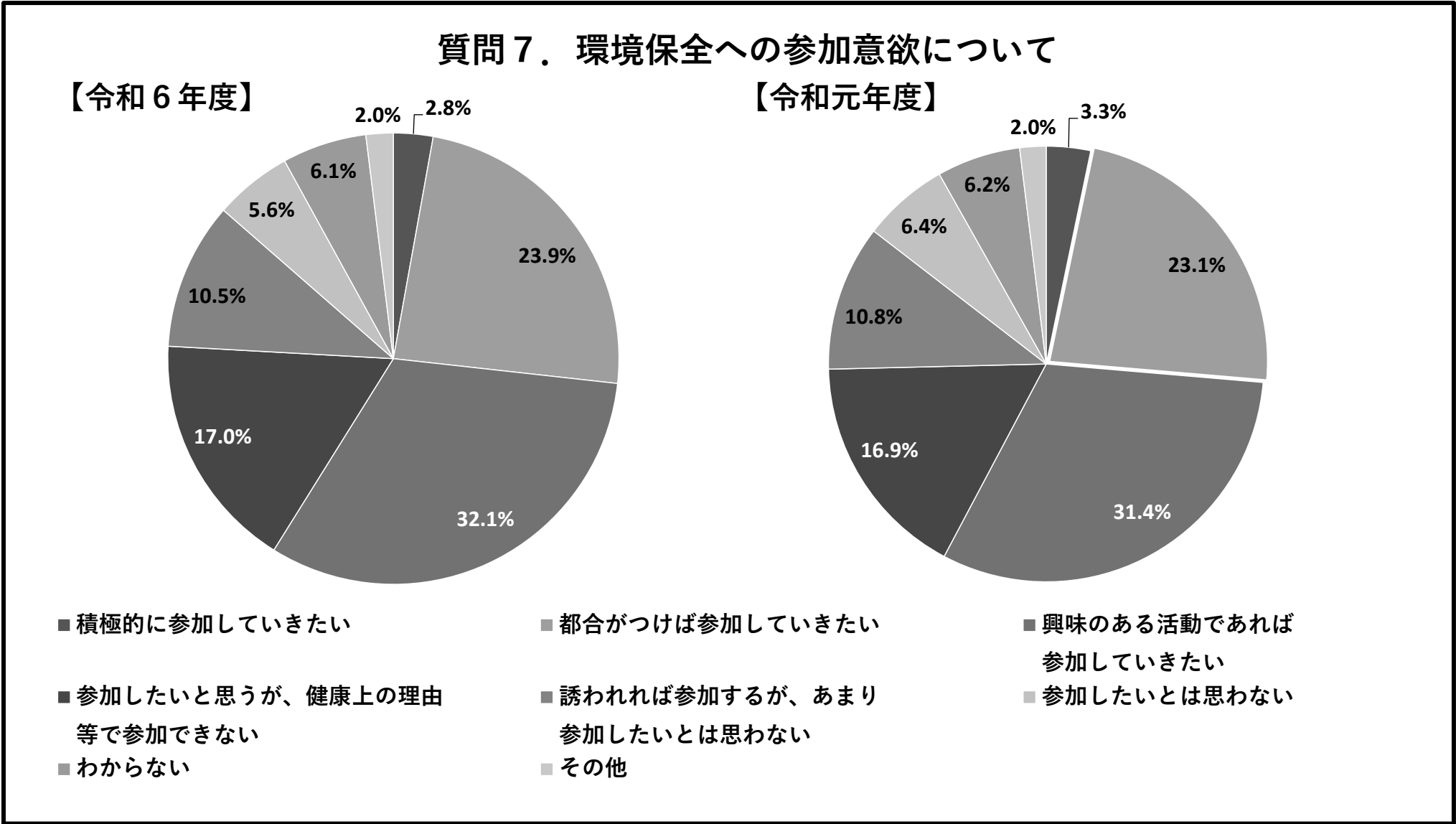
質問6のうち最も実施率が低かった「環境に関する活動」について、年齢ごとに実施率を分析すると、年齢が上がるほど実施率が高くなることがわかります。

質問6の項目「年齢別の環境に関する行事やボランティア活動に参加したり協力している」における年齢別の割合

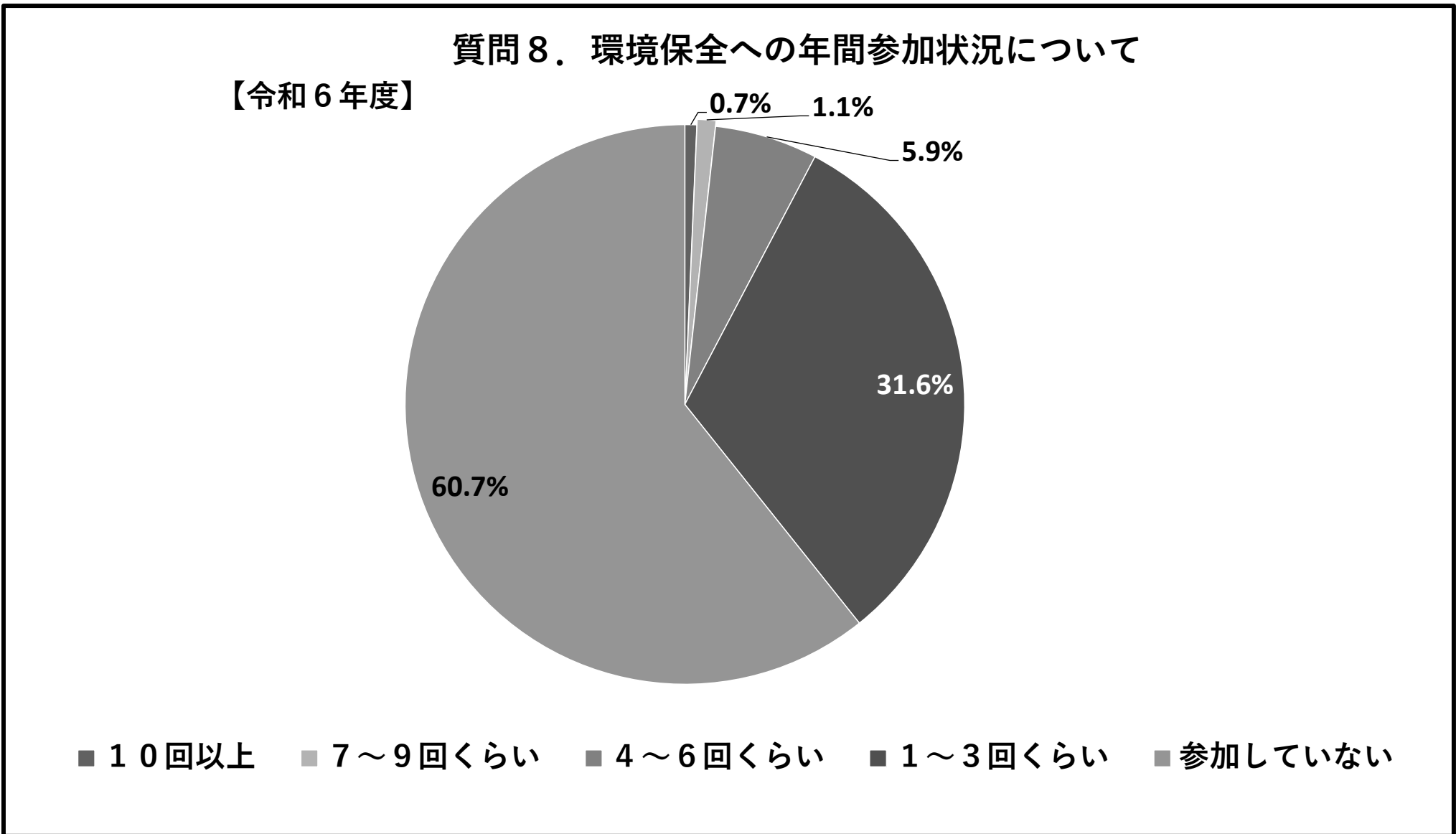


質問7. 環境保全への参加意欲について(有効回答数: 1, 024人)

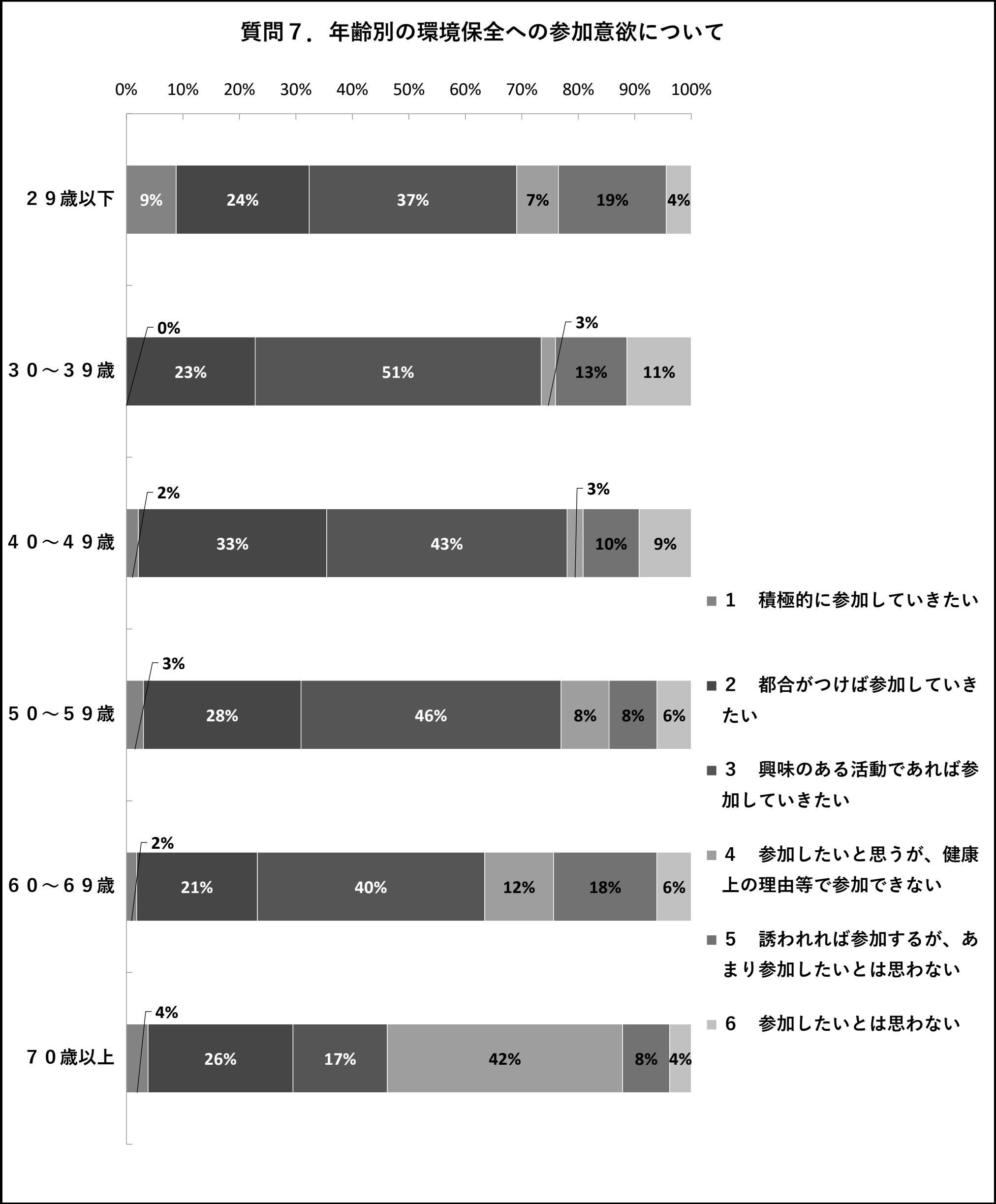
多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向となっており、5割以上が参加の意欲を持っています。



質問8. 環境保全への年間参加状況について(有効回答数: 1, 026人) ※令和6年度新規項目
市民の4割の方が、年に最低1回は参加していることがわかります。

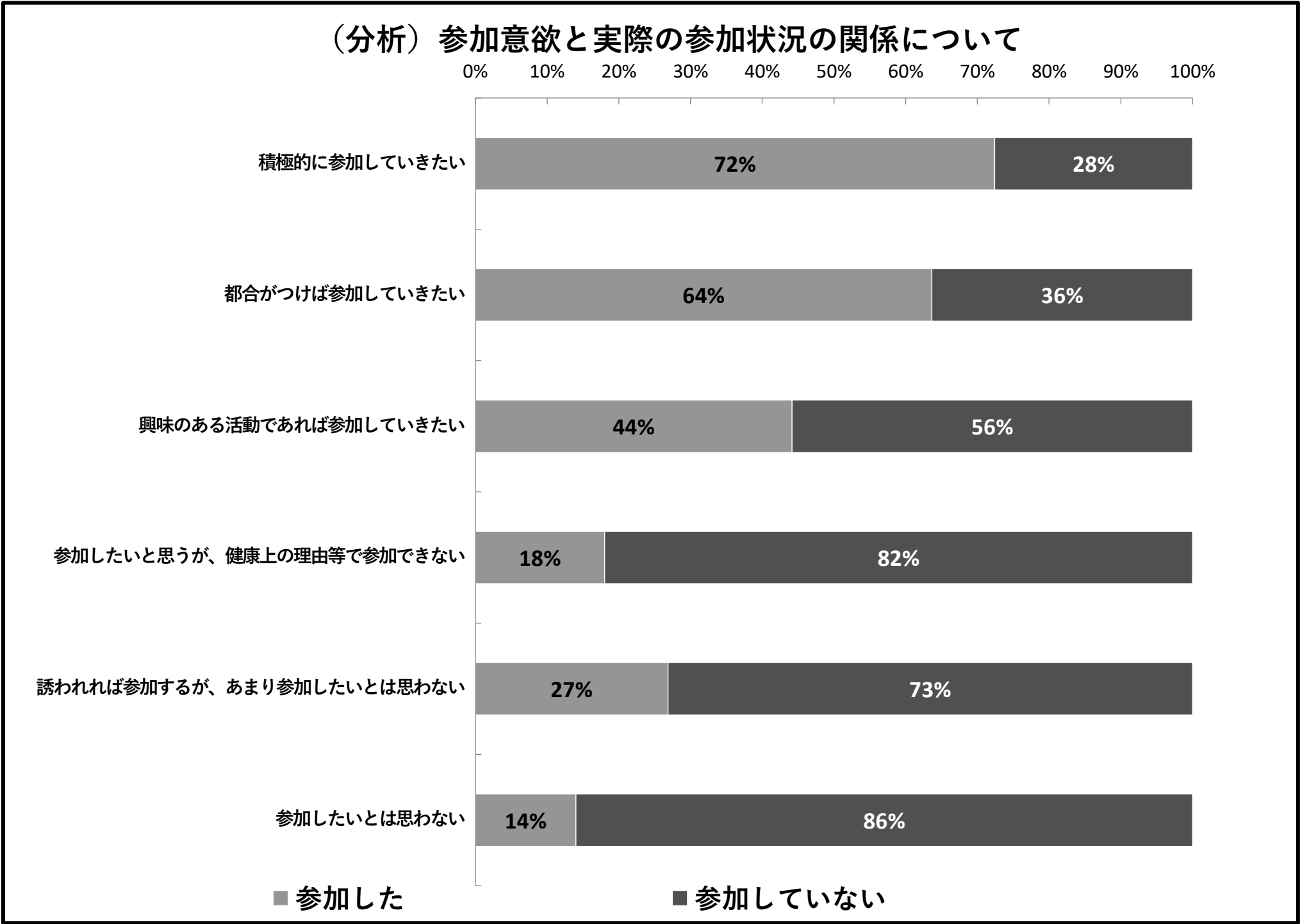


活動への参加意欲は、「興味があれば参加したい」までを含めると70歳未満で6割以上の方が参加の意欲を持っていることがわかります。



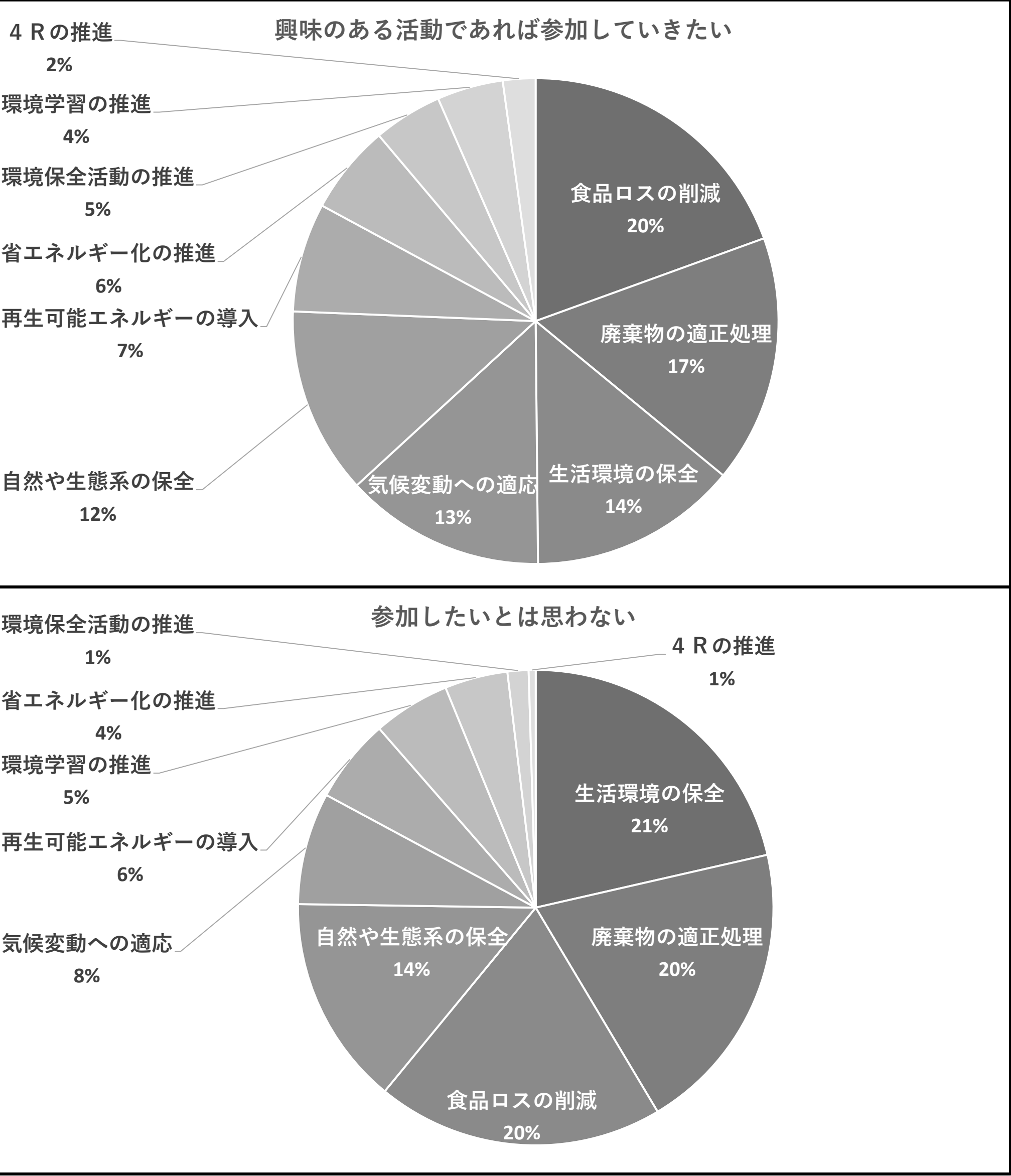
（分析）環境保全への参加意欲（質問7）と実際の参加状況（質問8）の関係について

参加意欲と実際の参加率について分析すると、参加意欲が高いほど参加率も高いことがわかりました。例えば、「積極的に参加していきたい」と思っている人の72%が参加し、「参加したいとは思わない」と考えている人の86%は参加していません。また、健康上の理由などで参加できない人も一定数存在していますが、全体的に意欲と参加率の間には相関関係が見られます。



それぞれの層の特徴と考えられる施策の方向性例				
参加意欲	参加	不参加	特徴・課題	施策の方向性
積極的に参加していきたい	72%	28%	参加の意思もあり、参加率も高い層。	積極的な参加者として、参加の感想などの発信を行う側に回ってもらう。
都合がつけば参加していきたい	64%	36%	時間的な制約や他の予定との兼ね合いで参加が難しい層。	身近で取り組める環境保全活動を発信する。
興味のある活動であれば参加していきたい	44%	56%	興味関心を引けば、参加につながる可能性がある層。	実際の活動内容や活動の意義を発信する。
参加したいと思うが、健康上の理由等で参加できない	18%	82%	健康や体力的な問題により、参加のハードルが高い層。	体に負担をかけずに環境に貢献できる取組を発信する。
誘われれば参加するが、あまり参加したいとは思わない	27%	73%	他者からの誘いには応じる可能性がある層。	意欲ある参加者に身近な人への声掛けを促す発信する。
参加したいとは思わない	14%	86%	環境保全活動への関心が薄い層。	環境問題の重要性について啓発活動を行う。

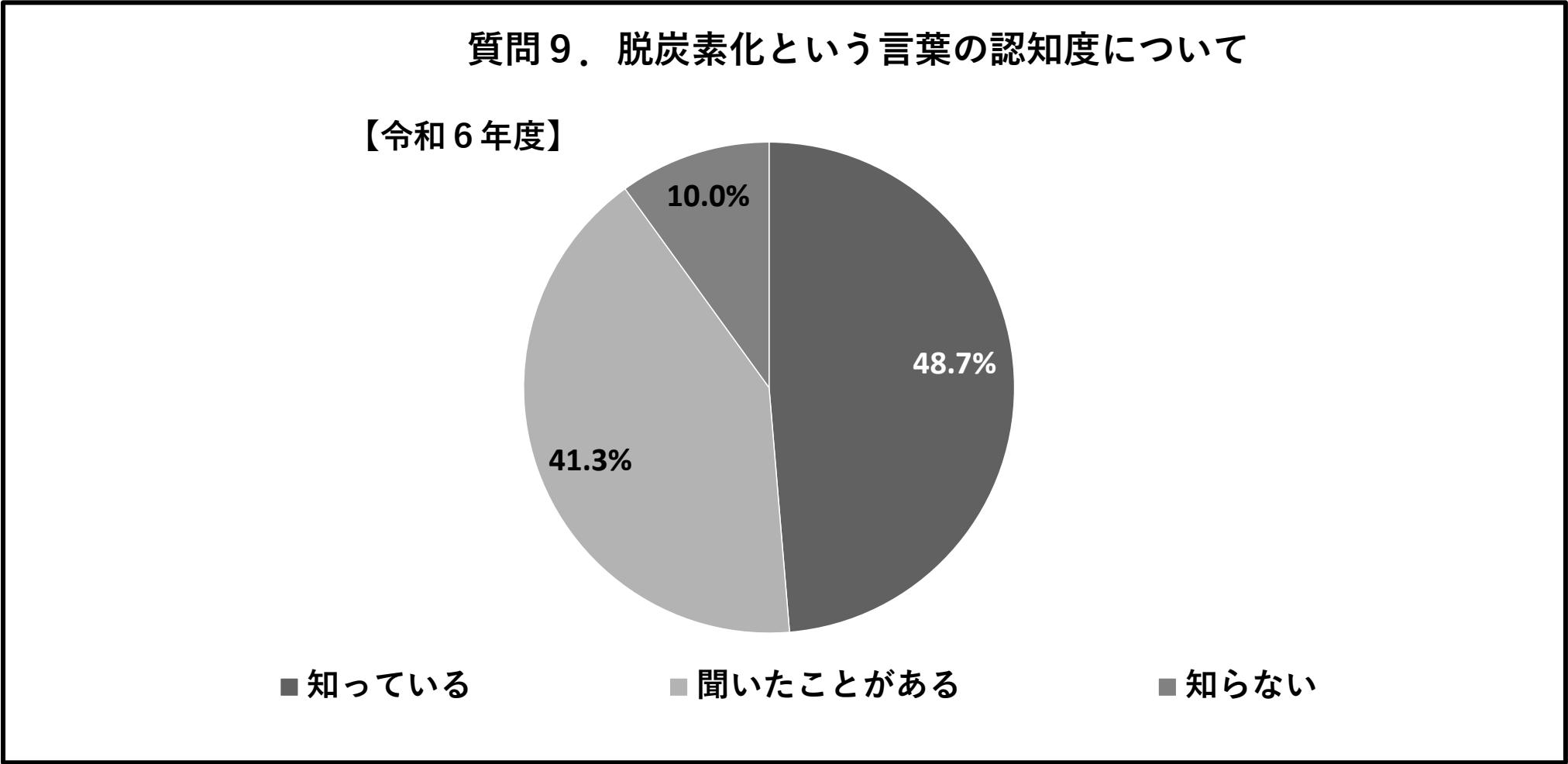
さらに、質問7で「興味のある活動であれば参加したい」「参加したいと思わない」と答えた方が、質問5で関心ある取組と答えたものを整理すると、特に食品ロスの削減、廃棄物の適正処理、生活環境の保全等、項目の中でも特に日々の生活で身近に感じられるものへの関心が高いことがわかりました。



【地球温暖化問題について】

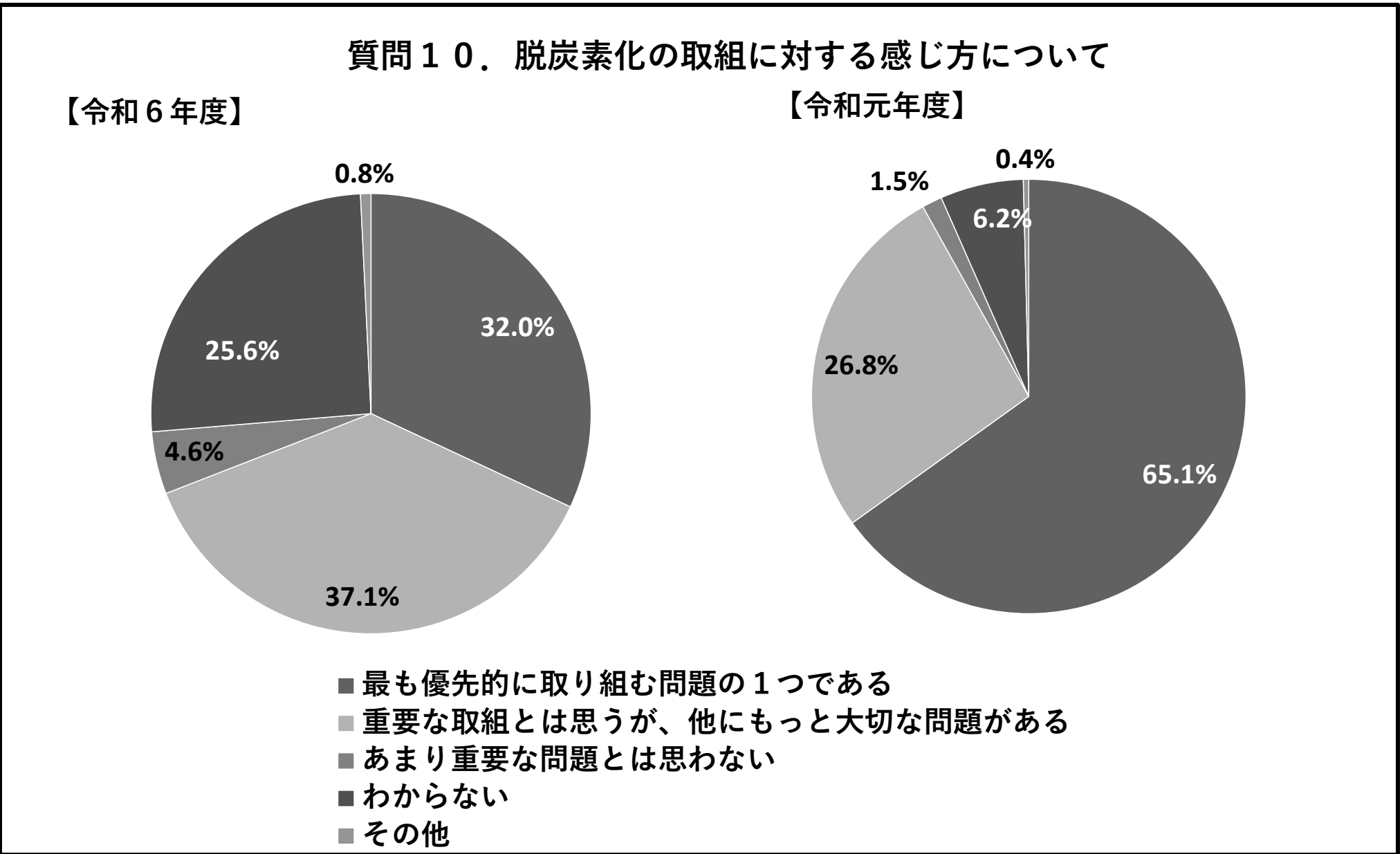
質問9. 脱炭素化という言葉の認知度について(有効回答数:1, 052人)

9割の方が「脱炭素化」という言葉を認知していることがわかりました。



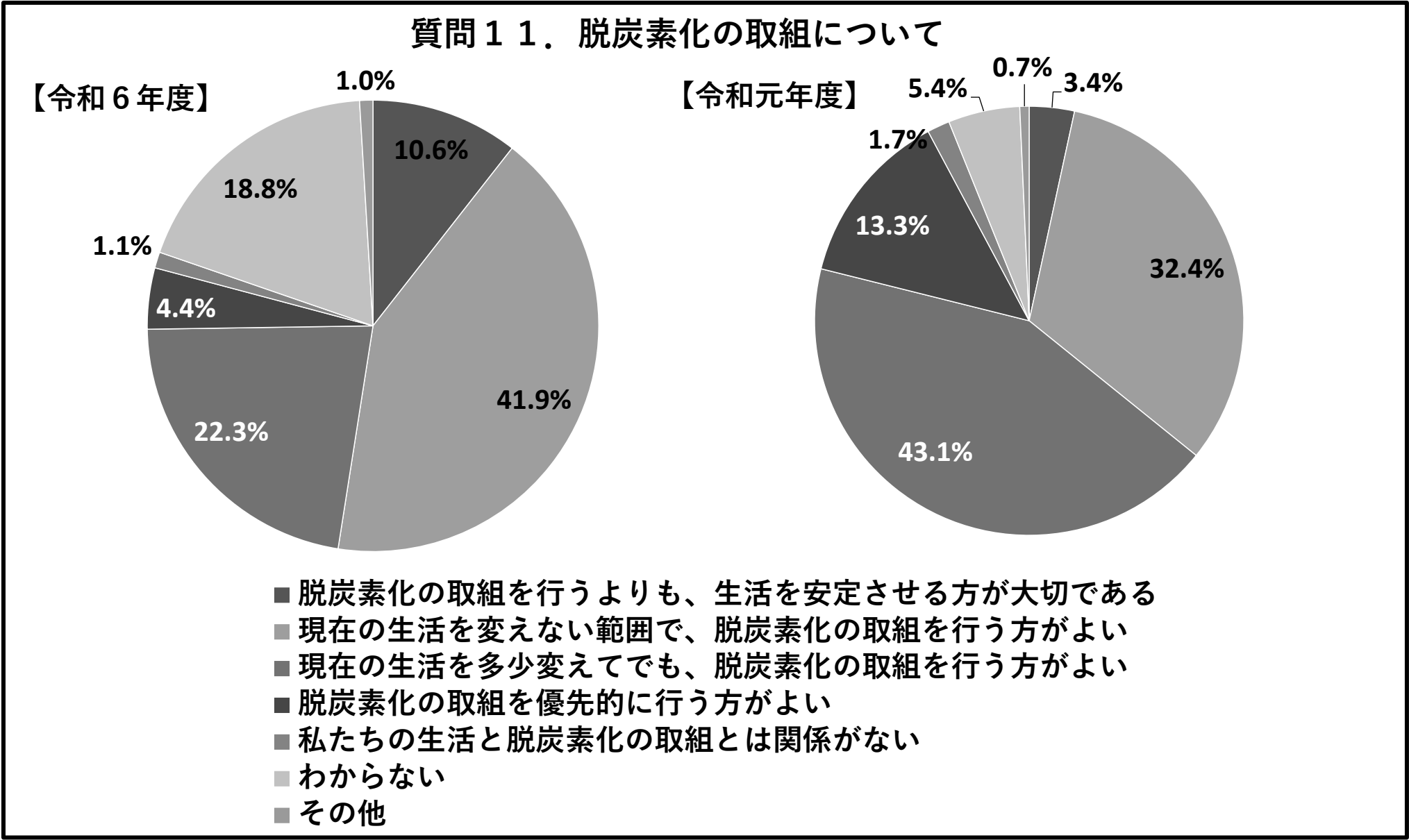
質問10. 脱炭素化の取組に対する感じ方について(有効回答数:1, 045人)

令和元年度は「地球温暖化対策」としてアンケートしました。令和元年時点と比較して最も優先的に取り組む問題の1つの回答が33ポイント減り、わからないという回答が19ポイント増えました。この5年間にコロナ禍、経済状況の変化、世界情勢の不安定化などが生じ、脱炭素に対する捉え方が大きく変化したことがうかがえます。

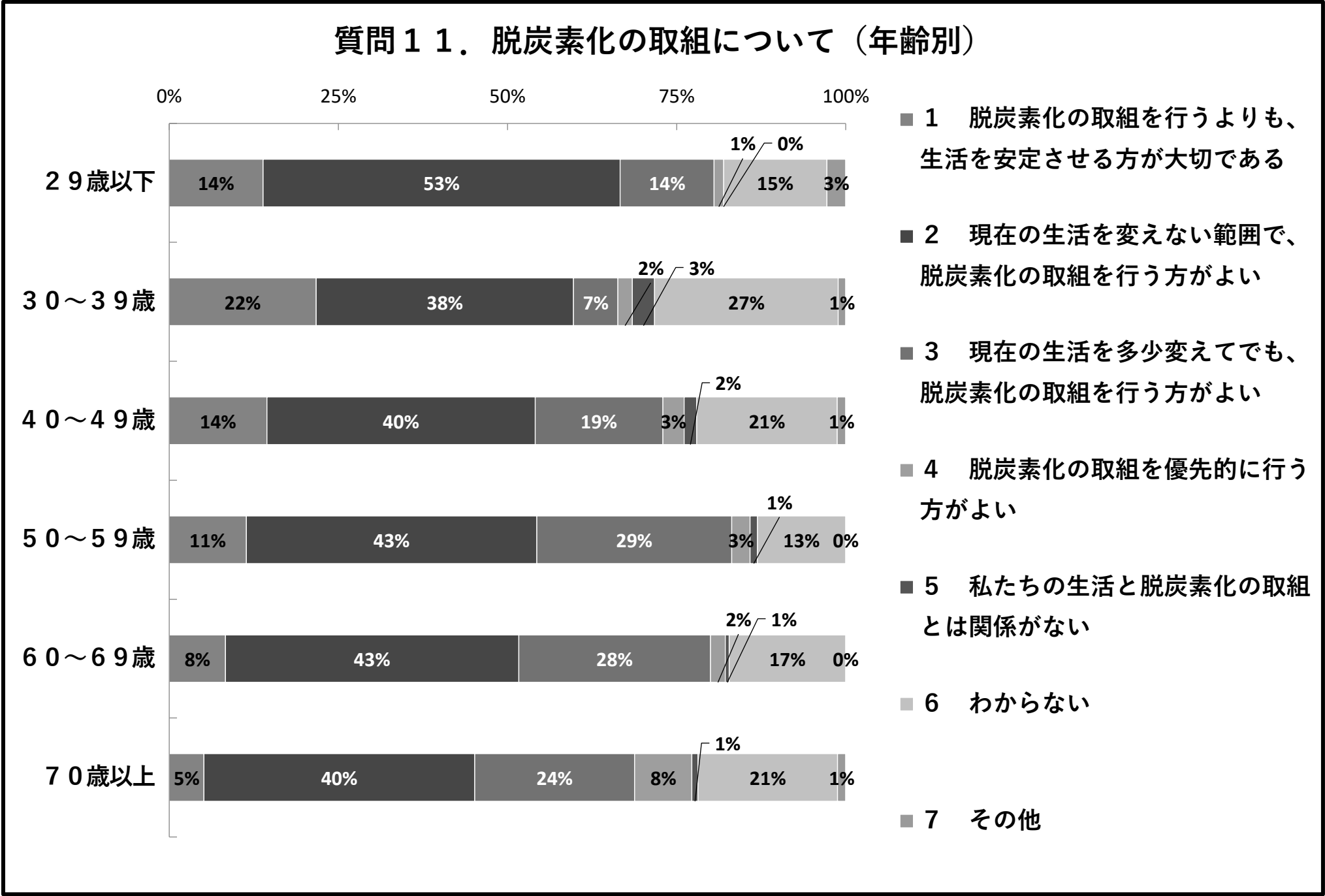
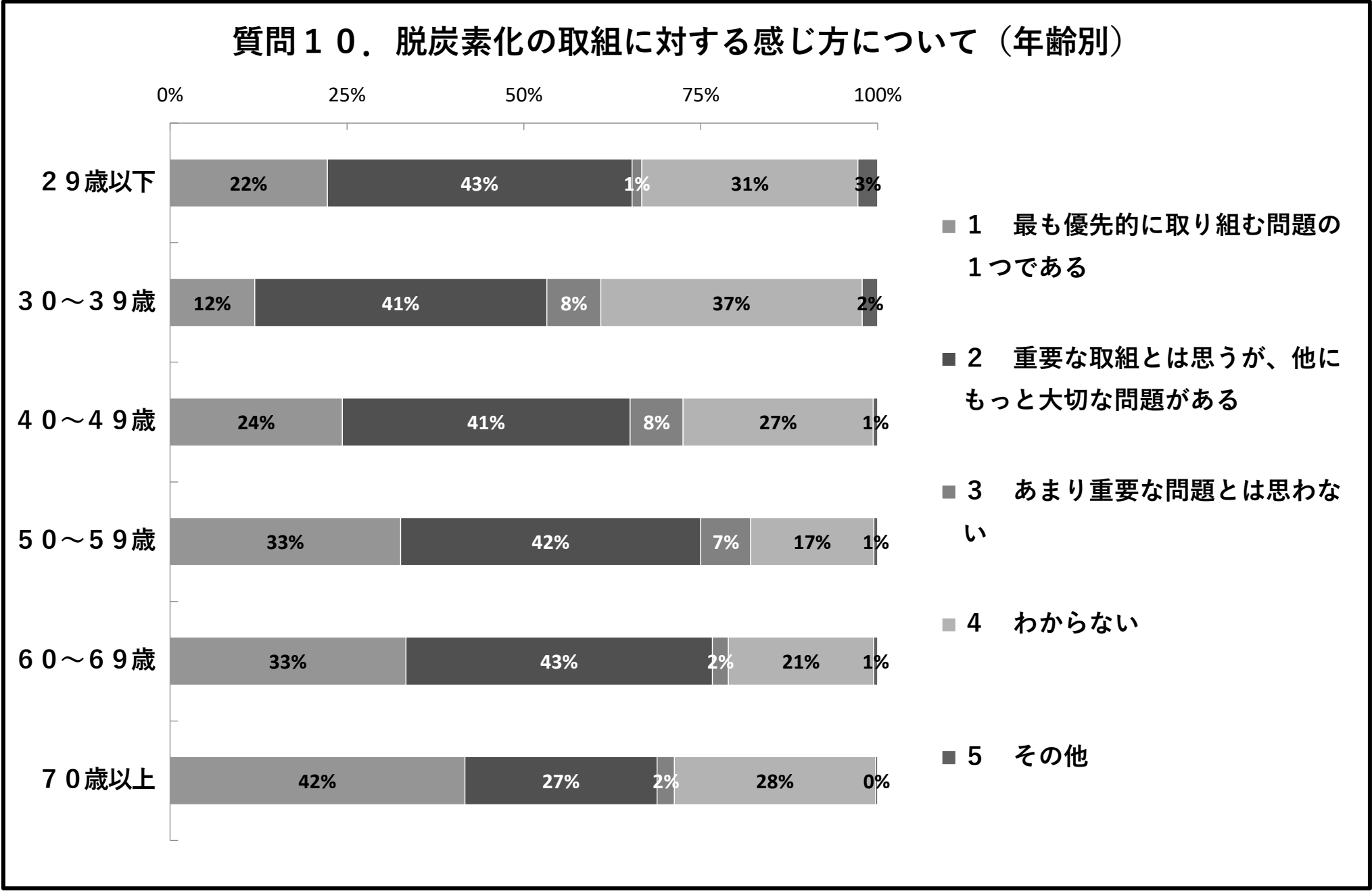


質問11. 脱炭素化の取組について(有効回答数: 1, 050人)

「脱炭素化よりも生活の安定の方が大切」と答えた方は令和元年度と比較して7ポイント増加しました。また、「生活を変えない範囲内での脱炭素化」は10ポイント増加、「生活を変えてでも脱炭素化をするべき」は21ポイント減、「脱炭素化を優先すべき」は9ポイント減と変化しています。質問10と同様に、この5年間で考えの変化が生じたことがうかがえます。

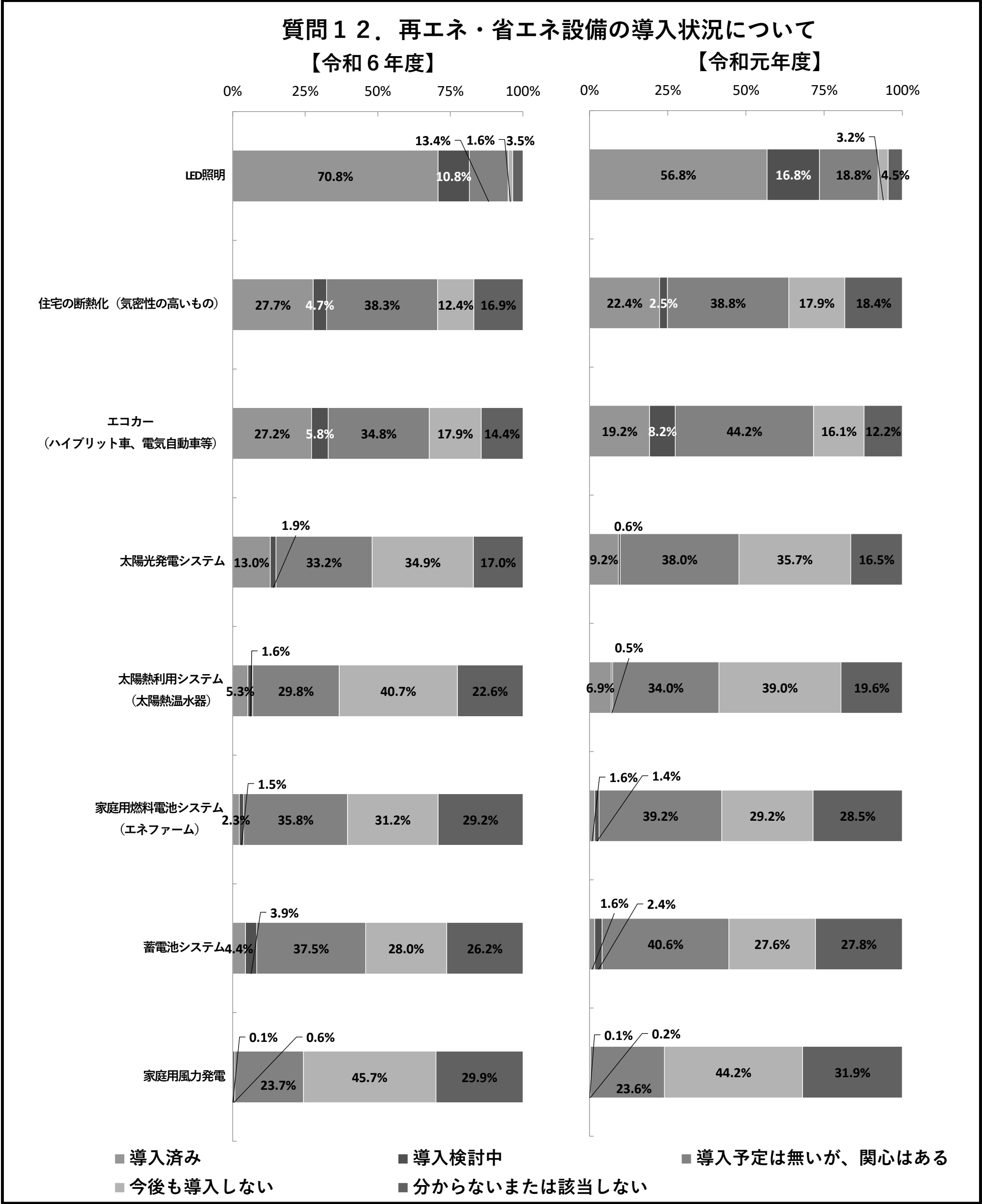


質問10、11について年齢別に回答を分析すると、高齢層ほど脱炭素化に関心が向いていることがわかります。また、若年層で「わからない」を選ぶ割合が多いことが確認できます。

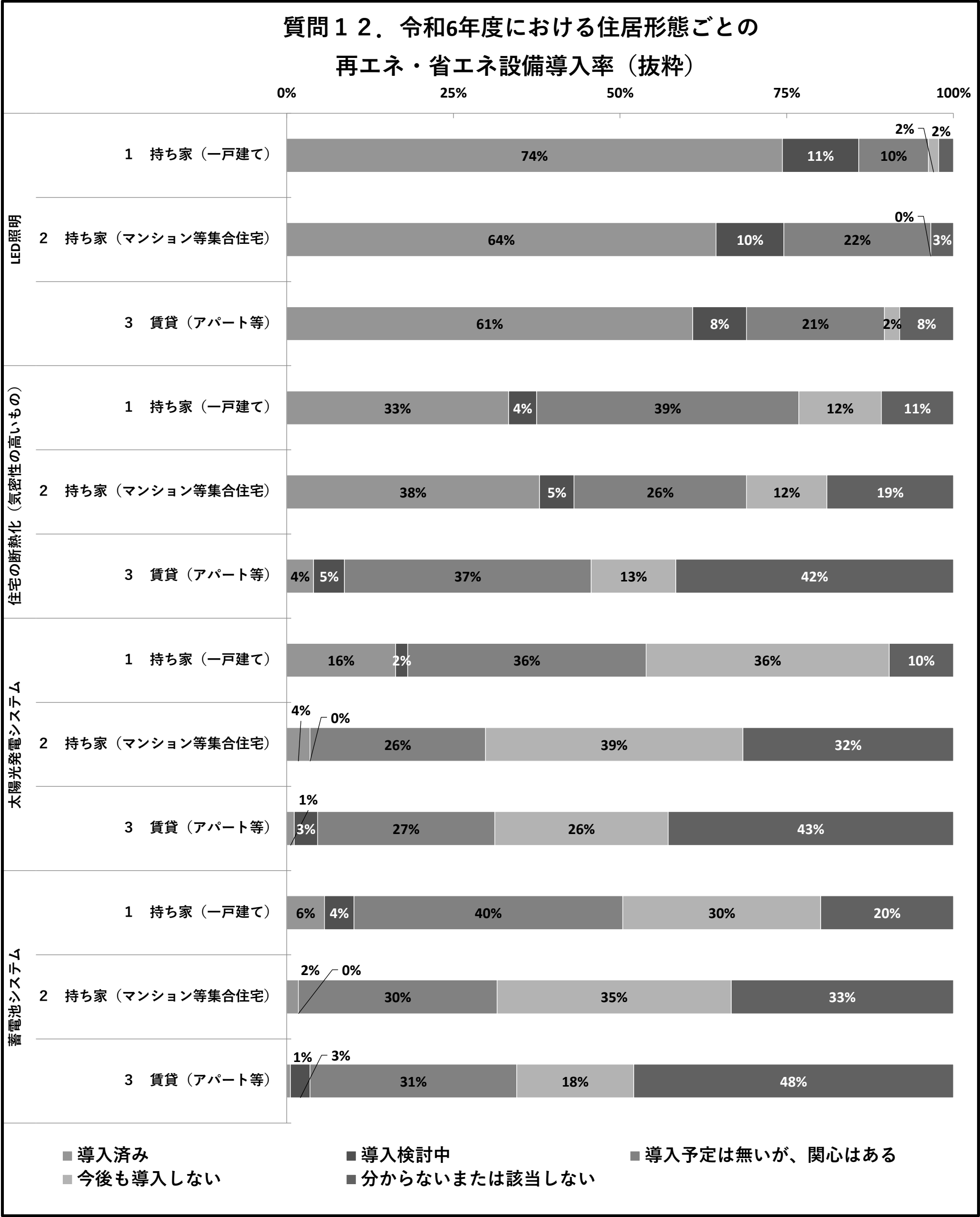


質問12. 再エネ・省エネ設備の導入状況について(有効回答数は本調査結果の文末に表示)

LED、断熱住宅、エコカー、太陽光発電などはこの5年で普及が進んだ様子が見受けられます。その他の設備については、前回調査時から大きな変化はなく、同様の傾向を示しています。



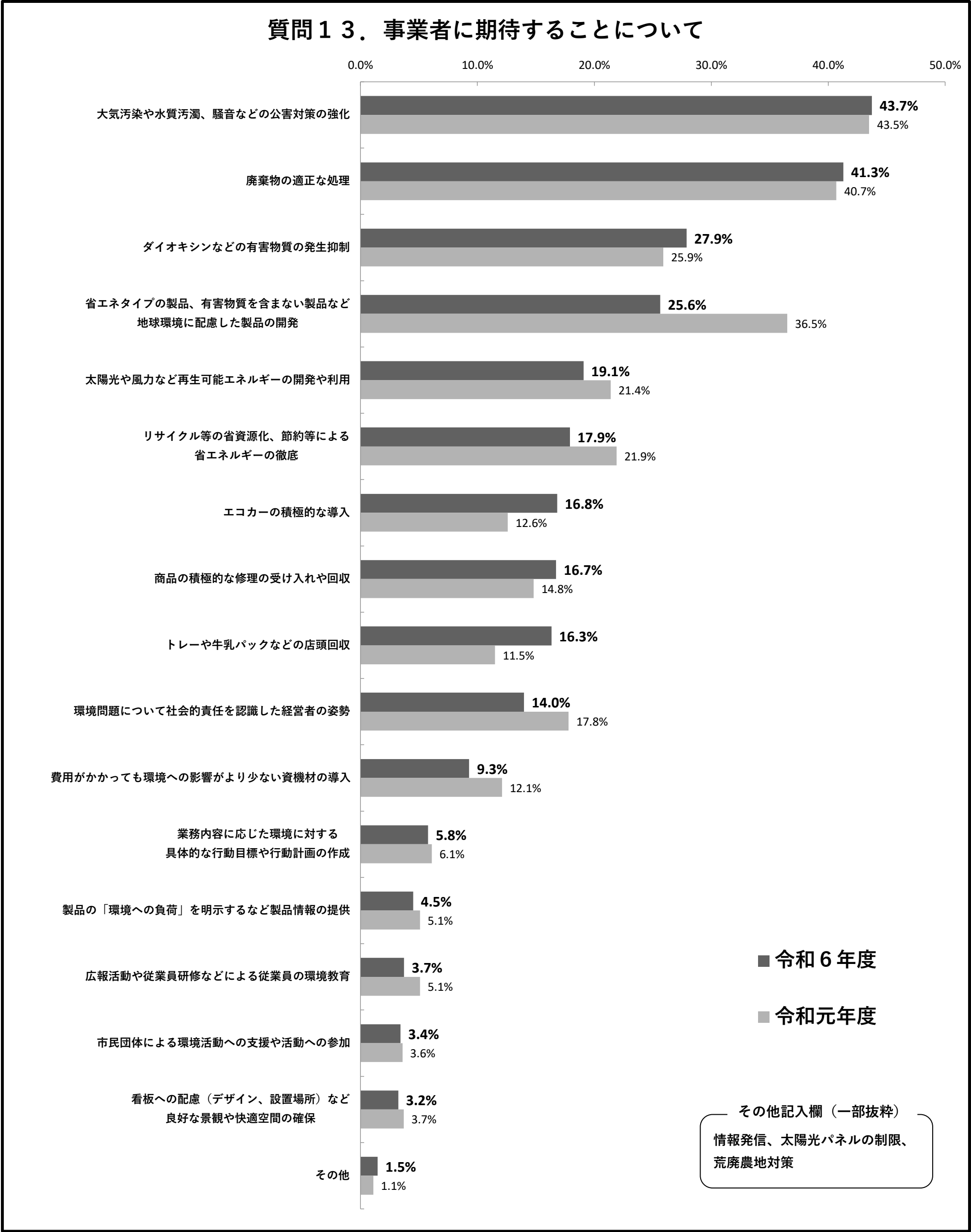
主だった再エネ・省エネ設備について、住居形態ごとに導入状況を整理しました。LED照明については住居形態によらず導入が進んでいることがわかります。断熱化導入については、持ち家が進んでいることがわかります。太陽光発電システム、蓄電池の導入はほぼ一戸建てで占められています。住宅向けの太陽光発電システムについては、鳥取県が進める鳥取スタイルPPAなどの事業を周知することが導入率の増加に対して有効な可能性があります。



【事業者や行政に期待することについて】

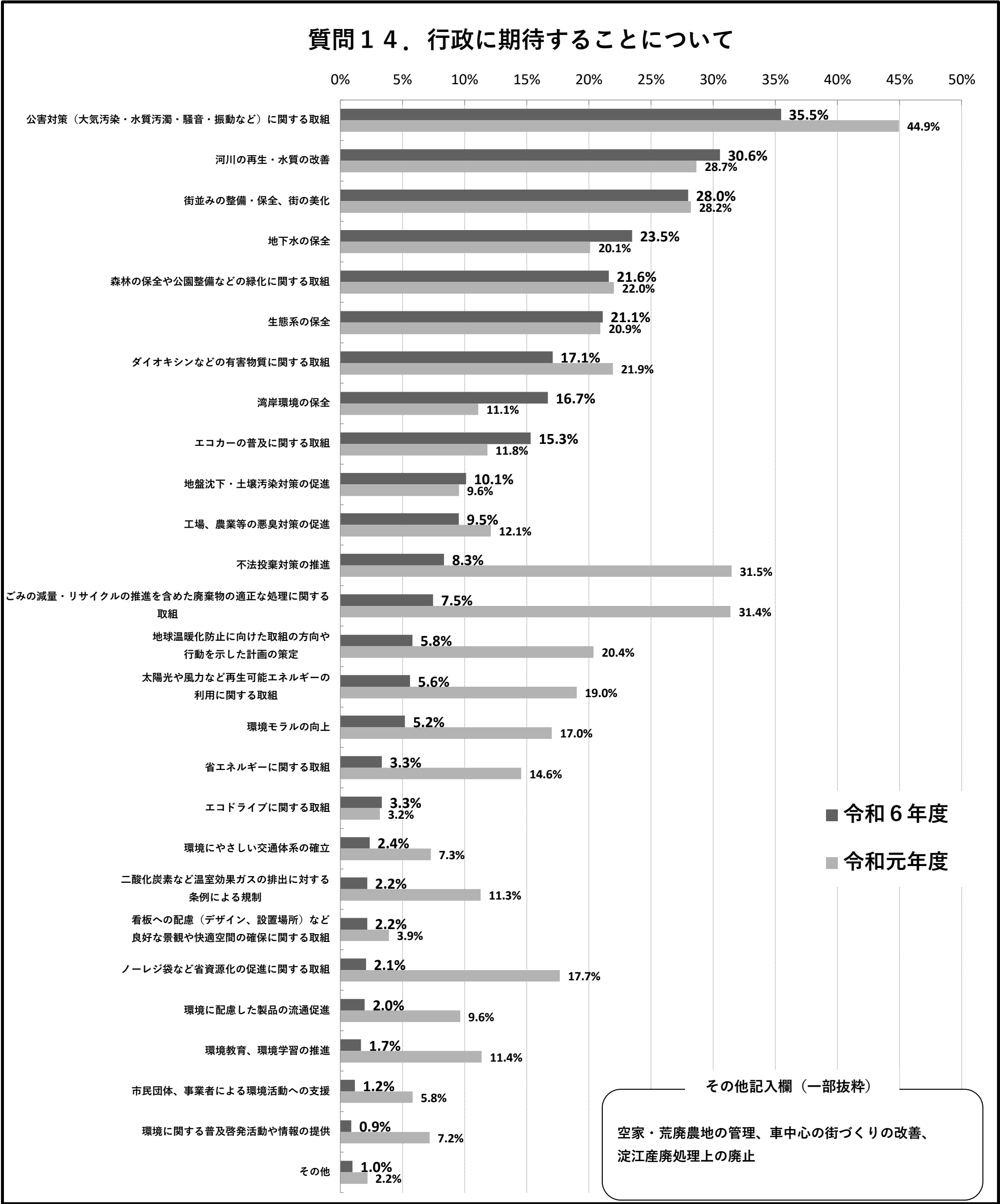
質問13. 事業者に期待することについて(有効回答数: 1, 022人)

事業者に対して公害対策や廃棄物の適正処理に関する取組を求める声が多く上がっています。一方で、前回アンケート時より「省エネタイプの製品、有害物質を含まない製品など地球環境に配慮した製品の開発」を期待すると答えた方の割合は減っています。



質問14. 行政に期待することについて(有効回答数:1, 018人)

令和6年度には、令和元年度に比べて環境保護全般に期待する回答が多いことがわかりました。自然環境保全への期待が高まり、包括的なアプローチを求めていることがうかがえます。



【質問2, 6, 12の有効回答数】

質問2

質問項目	有効回答数
空気のきれいさ	1,072
水(川や海を含む)のきれいさ	1,068
騒音・振動のようす	1,067
緑とのふれあいの場	1,065
野鳥や昆虫とのふれあいの場	1,060
水とのふれあいの場	1,057
土とのふれあいの場	1,056
公園や広場などの安らぎの場	1,059
まちなみの美しさ	1,069
自然景観の美しさ	1,064
道路のきれいさ	1,070
ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー	1,074

質問6

質問項目	有効回答数
ごみは、分別して出している	1,067
台所の排水口から食用油や食べかす等を流さないようにしている	1,060
洗剤は適量を使用している	1,056
隣や近所への騒音防止に心がけている	1,052
外出先で出るごみは持ち帰るようにしている	1,063
節電につとめている	1,070
節水につとめている	1,070
なるべく不必要なものを買わないようにしている	1,068
生ごみの再利用化・少量化に努めている	1,058
なるべくレジ袋をもらわないようにしている	1,066
近距離の移動は、なるべく徒歩または自転車で移動している	1,051
再生紙などエコ商品の購入を心がけている	1,052
環境に関する行事やボランティア活動に参加したり協力している	1,056
自動車のエコドライブ	987

質問12

質問項目	有効回答数
LED照明	1,003
住宅の断熱化(気密性の高いもの)	988
エコカー(ハイブリット車、電気自動車等)□	989
太陽光発電システム	992
太陽熱利用システム【太陽熱温水器】□	983
家庭用燃料電池システム【エネファーム】□	972
蓄電池システム	976
家庭用風力発電	985

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果（年齢別）

【年代別回答数】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：人）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	計
人 数	75	97	167	193	188	356	1076
	75	104	167	194	217	373	1130

【質問 1. 住みやすさについて】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
住みやすい	54.5	51.4	51.8	55.6	48.9	61.6	55.3
	32.3	37.2	44.4	59.1	52.8	61.7	52.3
やや住みやすい	32.2	35.0	34.0	31.7	33.0	24.4	30.2
	52.3	41.5	39.4	29.3	32.6	27.5	33.7
どちらとも いえない	7.4	9.0	10.2	5.9	12.3	8.3	8.9
	12.3	11.7	11.3	6.1	9.8	8.4	9.4
やや住みにくい	4.3	1.2	0.7	5.1	4.7	5.3	4.0
	3.1	7.4	4.4	3.3	3.6	2.1	3.6
住みにくい	1.5	3.4	3.2	1.8	1.2	0.4	1.6
	0.0	2.1	0.6	2.2	1.0	0.3	1.0

【質問 2. 身近な環境について】

＜「満足」と「やや満足」の合計の割合・順位＞

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	29 歳以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	全体
空気のきれいさ	82.5	79.0	84.8	87.9	89.1	92.5	88.0
	78.6	69.9	84.4	87.2	89.7	91.7	86.6
緑とのふれあいの場	82.3	75.9	70.7	70.8	71.6	73.7	73.1
	73.4	72.8	68.8	72.2	72.3	73.7	72.3
水（川や海を含む） のきれいさ	75.3	73.5	75.9	79.1	77.3	76.6	76.7
	65.3	58.2	71.8	71.5	73.0	71.5	70.4
自然景観の美しさ	77.9	77.5	72.6	74.3	69.7	70.2	72.5
	80.9	70.6	68.1	72.0	67.6	68.8	69.7
騒音・振動のようす	72.3	67.0	72.0	70.5	70.0	74.9	71.9
	70.7	66.0	68.0	67.3	72.6	69.9	69.5
野鳥や昆虫との ふれあいの場	59.2	63.6	56.4	58.2	56.9	54.6	57.1
	56.0	58.3	53.9	63.6	57.9	53.9	56.6
道路のきれいさ	50.8	47.2	49.6	47.9	52.9	58.9	52.8
	58.1	51.4	51.8	55.5	50.0	56.5	53.8

土との ふれあいの場の多さ	61.9	53.0	54.6	51.5	53.7	57.8	55.3
	52.7	41.8	47.0	56.0	55.4	57.3	53.4
水とのふれあいの場	70.2	59.6	61.6	58.6	55.1	55.2	58.3
	58.1	44.6	49.7	56.5	53.7	55.1	53.2
公園や広場等の 安らぎの場	65.0	52.4	54.5	50.5	45.4	50.9	51.6
	56.8	52.4	49.1	51.9	46.1	53.8	51.3
まちなみの美しさ	56.4	47.2	49.2	45.6	40.9	49.2	47.4
	56.8	52.4	49.1	51.9	46.1	53.8	51.3
ごみ出し・ポイ捨て 等のマナー	51.7	50.8	46.7	48.0	49.0	50.0	49.2
	45.9	46.6	41.3	42.8	40.5	43.6	43.0

<各項目別の満足度の割合>

○空気のきれいさ

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	51.5	42.9	44.2	48.4	59.0	63.4	54.3
	41.3	30.1	48.5	52.1	55.1	58.7	51.8
やや満足	31.0	36.1	40.6	39.5	30.1	29.0	33.7
	37.3	39.8	35.9	35.1	34.6	33.0	34.8
どちらとも いえない	10.8	14.8	12.2	10.6	7.2	6.4	9.2
	13.3	19.4	8.4	10.8	7.0	6.4	9.2
やや不満	5.3	6.3	2.4	1.0	3.7	1.1	2.5
	5.3	5.8	6.6	1.5	2.3	1.9	3.1
不満	1.3	0.0	0.6	0.5	0.0	0.0	0.3
	2.7	4.9	0.6	0.5	0.9	0.0	1.1

○緑とのふれあいの場

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
満足	48.2	43.8	38.3	39.3	39.8	36.8	39.4
	42.7	25.2	29.9	32.5	34.3	35.3	33.3
やや満足	34.1	32.1	32.3	31.5	31.8	36.9	33.7
	30.7	47.6	38.9	39.7	38.0	38.4	39.0
どちらとも いえない	12.2	17.7	18.9	23.8	19.1	19.0	19.2
	21.3	18.4	18.6	21.6	22.2	19.9	20.5
やや不満	4.1	5.3	9.1	4.8	8.2	4.4	5.9
	4.0	7.8	10.2	5.2	5.1	4.8	5.9
不満	1.4	1.1	1.3	0.6	1.2	2.9	1.7
	1.3	1.0	2.4	1.0	0.5	1.7	1.3

○水（川や海を含む）のきれいさ 〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
満足	36.5	29.7	38.4	43.3	44.1	39.4	39.7
	28.0	26.2	31.1	37.8	32.1	32.1	31.8
やや満足	38.8	43.8	37.5	35.8	33.2	37.2	37.0
	37.3	32.0	40.7	33.7	40.9	39.4	38.6
どちらとも いえない	16.5	15.0	20.3	13.5	17.7	14.9	16.1
	21.3	29.1	19.2	19.7	17.2	19.8	20.0
やや不満	8.1	10.4	1.9	5.8	4.4	6.4	5.7
	12.0	11.7	9.0	7.8	7.9	6.4	8.1
不満	0.1	1.1	1.9	1.6	0.6	2.1	1.5
	1.3	1.0	0.0	1.0	1.9	2.2	1.5

○騒音・振動のようす 〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
満足	41.9	29.8	39.1	33.6	43.2	43.3	39.6
	38.7	25.2	31.9	32.1	28.4	33.4	31.6
やや満足	30.4	37.2	32.9	36.9	26.8	31.6	32.3
	32.0	40.8	36.1	35.2	44.2	36.5	37.9
どちらとも いえない	17.8	20.1	15.5	19.1	19.8	14.8	17.2
	17.3	21.4	19.9	20.2	17.2	19.4	19.2
やや不満	8.6	10.9	11.3	8.3	7.5	7.7	8.7
	12.0	10.7	9.0	8.8	7.0	7.3	8.4
不満	1.3	2.1	1.2	2.1	2.7	2.6	2.2
	0.0	1.9	3.0	3.6	3.3	3.4	2.9

○自然景観の美しさ 〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
満足	37.3	30.2	33.9	36.6	34.0	30.6	33.3
	38.4	24.5	26.5	29.0	25.0	28.6	27.7
やや満足	40.5	47.3	38.7	37.7	35.7	39.6	39.2
	42.5	46.1	41.6	43.0	42.6	40.2	42.0
どちらとも いえない	17.8	16.9	21.6	19.6	24.5	21.9	21.1
	12.3	25.5	25.9	22.3	25.9	24.1	23.9
やや不満	2.9	5.4	3.9	5.5	4.0	5.5	4.8
	6.8	2.9	5.4	3.6	4.6	5.7	5.0
不満	1.4	0.1	1.9	0.6	1.7	2.4	1.6
	0.0	1.0	0.6	2.1	1.9	1.4	1.3

○野鳥や昆虫とのふれあいの場〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
満足	30.7	30.5	26.7	29.6	27.4	26.0	27.7
	29.3	23.3	22.8	29.7	22.4	20.7	23.7
やや満足	28.5	33.1	29.7	28.6	29.5	28.6	29.3
	26.7	35.0	31.1	33.9	35.5	33.2	32.9
どちらとも いえない	34.9	26.4	34.7	36.1	30.2	33.7	33.1
	37.3	31.1	35.9	28.6	33.6	38.3	34.8
やや不満	4.3	6.6	6.9	5.0	10.0	8.9	7.5
	4.0	9.7	7.2	6.3	6.1	5.6	6.5
不満	1.5	3.4	2.0	0.7	2.9	2.8	2.3
	2.7	1.0	3.0	1.6	2.3	2.2	2.1

○土とのふれあいの場の多さ〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
満足	26.3	23.4	21.7	24.9	24.4	28.3	25.4
	27.0	21.4	19.3	24.9	21.4	24.7	23.2
やや満足	35.6	29.6	33.0	26.6	29.4	29.5	29.9
	25.7	20.4	27.7	31.1	34.0	32.6	30.2
どちらとも いえない	31.0	36.3	36.6	43.9	33.2	34.1	36.1
	39.2	45.6	41.0	35.8	35.3	33.7	37.0
やや不満	5.7	8.5	6.3	4.0	11.3	6.3	6.9
	6.8	7.8	10.2	6.2	6.5	5.9	7.0
不満	1.4	2.2	2.5	0.6	1.7	1.8	1.7
	1.4	4.9	1.8	2.1	2.8	3.1	2.6

○水とのふれあいの場〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
満足	32.8	30.1	27.8	32.1	23.7	25.0	27.5
	27.0	18.4	22.8	25.9	18.7	23.7	22.5
やや満足	37.4	29.6	33.8	26.4	31.4	30.2	30.7
	31.1	26.2	26.9	30.6	35.0	31.4	30.7
どちらとも いえない	21.6	26.6	30.4	35.5	30.5	32.7	31.1
	31.1	36.9	37.7	35.2	36.4	34.5	35.7
やや不満	6.8	11.6	6.7	5.3	11.5	8.5	8.3
	9.5	13.6	10.8	6.7	7.5	6.5	8.4
不満	1.4	2.2	1.3	0.6	2.8	3.6	2.3
	1.4	4.9	1.8	1.6	2.3	4.0	2.7

○公園や広場等の安らぎの場〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
満足	30.1	19.5	21.2	20.5	16.9	22.0	21.1
	31.1	15.5	13.2	18.7	12.1	18.9	17.3
やや満足	34.9	32.8	33.3	30.1	28.5	28.9	30.5
	25.7	36.9	35.9	33.2	34.0	34.9	34.0
どちらとも いえない	22.4	21.9	19.6	33.2	29.6	31.6	28.1
	24.3	24.3	29.3	31.1	32.6	27.0	29.0
やや不満	9.6	15.9	17.7	14.3	17.5	11.6	14.4
	14.9	18.4	16.8	13.5	17.2	14.1	15.2
不満	3.0	9.8	8.2	1.9	7.4	5.9	5.9
	4.1	4.9	4.8	3.6	4.2	5.1	4.6

○道路のきれいさ〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
満足	11.4	11.0	11.5	13.2	14.6	18.5	14.6
	18.9	15.5	10.8	16.6	9.3	17.7	14.6
やや満足	39.4	36.1	38.1	34.8	38.3	40.5	38.2
	39.2	35.9	41.0	38.9	40.7	38.8	39.2
どちらとも いえない	24.9	25.7	25.5	29.9	28.6	30.4	28.4
	17.6	25.2	29.5	25.4	35.2	28.4	28.6
やや不満	18.9	19.9	20.0	15.8	14.7	6.3	13.7
	18.9	17.5	14.5	14.0	10.2	11.8	13.2
不満	5.4	7.3	4.9	6.3	3.8	4.4	5.0
	5.4	5.8	4.2	5.2	4.6	3.4	4.4

○まちなみの美しさ〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
満足	20.7	13.1	14.5	9.6	13.1	14.4	13.7
	23.0	5.8	12.6	12.5	9.7	12.5	11.9
やや満足	35.7	34.1	34.7	36.0	27.9	34.8	33.8
	31.1	38.8	26.3	32.3	35.9	32.4	32.7
どちらとも いえない	32.2	35.6	35.7	29.7	40.7	37.2	35.7
	31.1	39.8	43.7	40.1	39.6	42.3	40.5
やや不満	9.9	14.0	12.5	19.8	13.9	9.7	13.1
	13.5	9.7	14.4	10.9	10.1	10.5	11.5
不満	1.5	3.3	2.6	4.9	4.5	3.9	3.7
	1.4	5.8	3.0	4.2	4.6	2.3	3.4

〇ごみ出し・ポイ捨て等のマナー 〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
満足	10.9	10.6	9.9	9.1	8.3	17.2	12.0
	16.2	10.7	8.4	9.8	6.9	12.4	10.2
やや満足	40.7	40.3	36.9	38.9	40.7	32.9	37.2
	29.7	35.9	32.9	33.0	33.6	31.2	32.8
どちらとも いえない	30.1	20.4	27.2	26.7	24.4	23.7	25.0
	27.0	32.0	34.1	26.8	30.9	26.8	29.2
やや不満	15.1	16.9	20.8	17.6	21.9	17.9	18.7
	18.9	13.6	19.2	22.7	20.3	21.3	20.1
不満	3.1	11.8	5.3	7.7	4.7	8.4	7.1
	8.1	7.8	5.4	7.7	8.3	8.3	7.7

【質問３．将来の世代に残したい環境について】

〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
空気のきれいさ	56.8	61.3	59.9	61.3	66.1	61.5	61.7
	54.7	57.7	64.7	60.3	56.7	60.3	60.9
水（川や海を含む）のきれいさ	59.5	62.4	59.9	58.6	61.7	55.8	58.8
	52.0	59.6	62.3	61.9	65.0	52.3	59.9
自然景観の美しさ	37.8	26.9	30.9	37.1	33.3	38.5	35.0
	38.7	37.5	41.9	41.2	43.8	33.5	40.0
ごみ出し・ポイ捨て等のマナー	18.9	18.3	19.8	18.8	21.1	23.6	20.9
	16.0	16.3	21.6	26.8	32.3	33.2	27.8
公園や広場等の 安らぎの場	23.0	28.0	25.3	23.1	26.7	23.9	24.8
	30.7	27.9	21.0	23.2	26.7	26.0	26.1
緑とのふれあいの場	16.2	25.8	22.8	20.4	20.6	21.8	21.5
	28.0	27.9	16.8	21.1	15.7	17.2	19.5
騒音・振動被害の 少なさ	5.4	8.6	16.7	15.1	16.1	18.2	15.2
	17.3	17.3	15.6	15.5	14.3	12.6	14.9
まちなみの美しさ	4.1	7.5	7.4	16.7	11.1	13.7	11.6
	14.7	4.8	13.2	8.8	11.1	10.5	10.8
道路のきれいさ	13.5	9.7	11.7	8.1	13.9	11.0	11.2
	9.3	11.5	11.4	8.2	8.8	10.2	9.9
水や水辺とのふれあいの場	10.8	9.7	12.3	14.0	6.1	8.4	9.9
	1.3	11.5	7.8	3.6	8.8	7.8	7.6
野鳥や昆虫とのふれあいの場	9.5	5.4	6.2	4.3	9.4	6.6	6.7
	6.7	9.6	5.4	5.7	6.5	4.6	6.1
土とのふれあいの場	0.0	0.0	1.2	3.2	2.2	2.4	1.9
	1.3	1.0	1.2	2.6	3.7	5.6	3.4
その他	2.7	2.2	1.9	0.5	0.6	0.9	1.2
	5.3	1.9	1.2	0.5	1.8	1.6	1.8

【質問４． 解決（改善）しておきたい環境について】

〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
ごみ出し・ポイ捨て等のマナー	57.5	48.4	54.2	56.1	45.1	50.6	51.6
	60.0	47.1	53.9	56.7	55.8	51.2	55.8
公園や広場等の安らぎの場	26.0	31.2	32.9	30.5	40.6	32.5	33.0
	26.7	36.5	31.7	28.9	40.1	34.0	35.1
水（川や海を含む）のきれいさ	20.5	23.7	20.0	18.2	24.6	35.1	25.5
	25.3	30.8	26.9	26.3	32.7	35.1	32.7
道路のきれいさ	49.3	41.9	40.6	41.7	30.9	24.0	34.7
	40.0	31.7	30.5	34.5	30.9	26.0	31.7
まちなみの美しさ	20.5	19.4	18.7	26.7	33.1	22.7	24.2
	10.7	21.2	22.8	20.6	23.0	20.4	21.6
騒音・振動の環境	20.5	18.3	19.4	17.6	17.7	19.2	18.7
	16.0	22.1	16.2	20.6	19.4	17.2	19.1
空気のきれいさ	13.7	11.8	11.6	10.7	10.9	22.1	14.7
	18.7	22.1	14.4	13.4	16.1	18.5	17.6
自然景観の美しさ	11.0	9.7	12.3	10.2	14.9	21.8	14.9
	4.0	12.5	14.4	12.4	18.0	19.0	16.2
水や水辺とのふれあいの場	5.5	8.6	7.1	6.4	6.9	10.1	7.9
	13.3	10.6	8.4	7.7	11.5	9.7	11.0
緑とのふれあいの場	1.4	5.4	5.8	10.7	12.0	12.3	9.5
	8.0	6.7	8.4	5.7	9.2	10.5	9.2
野鳥や昆虫とのふれあいの場	0.0	7.5	4.5	2.7	4.6	5.2	4.3
	4.0	3.8	5.4	2.6	4.6	8.6	5.8
土とのふれあいの場	4.1	3.2	1.9	1.6	6.9	8.4	5.0
	2.7	2.9	5.4	3.6	4.1	5.4	4.6
その他	2.7	0.0	1.9	1.1	1.7	0.6	1.2
	4.0	6.7	5.4	5.7	5.1	3.8	5.1

【質問５． 関心を持っている取組】

〔令和６年度新規設問〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
食品ロスの削減	56.8	47.4	49.1	46.8	54.7	49.8	50.3
	－	－	－	－	－	－	－
気候変動への適応	33.8	34.7	35.6	44.2	45.3	45.6	41.8
	－	－	－	－	－	－	－
廃棄物の適正処理	23.0	26.3	23.9	31.1	38.5	47.6	35.2
	－	－	－	－	－	－	－
自然や生態系の保全	28.4	30.5	28.8	26.8	29.6	27.5	28.3
	－	－	－	－	－	－	－
生活環境の保全	24.3	30.5	31.9	28.4	26.8	26.5	28.0
	－	－	－	－	－	－	－

省エネルギー化の推進	23.0	32.6	32.5	30.0	26.8	24.3	27.8
	－	－	－	－	－	－	－
再生可能エネルギーの導入	23.0	23.2	28.8	31.1	24.0	23.3	25.7
	－	－	－	－	－	－	－
環境保全活動の推進	13.5	5.3	8.6	9.5	8.9	9.7	9.2
	－	－	－	－	－	－	－
環境学習の推進	5.4	11.6	9.8	8.4	4.5	9.4	8.3
	－	－	－	－	－	－	－
4 Rの推進	1.4	3.2	8.6	3.7	6.1	5.5	5.2
	－	－	－	－	－	－	－
その他	2.7	0.0	1.9	1.1	1.7	0.6	1.2
	－	－	－	－	－	－	－

【質問6. 環境にやさしい行動について】

〇ごみは分別して出している 【上段：令和6年度、下段：令和元年度】（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつもやっている	79.6	86.2	93.6	95.5	97.0	97.6	94.2
	74.0	92.2	91.6	94.3	97.7	98.1	94.2
時々やっている	19.0	11.7	5.2	4.0	2.5	2.1	5.1
	17.8	5.9	7.2	4.1	1.9	1.4	4.4
あまりやっていない	1.3	1.0	1.2	0.5	0.0	0.0	0.5
	8.2	2.0	1.2	1.6	0.5	0.3	1.3
全くやっていない	0.0	1.0	0.0	0.0	0.5	0.3	0.3
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1

〇台所の排水口から食用油や食べかす等を流さない

【上段：令和6年度、下段：令和元年度】（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつもやっている	63.3	58.0	72.1	76.0	78.9	82.5	75.5
	37.5	59.8	70.5	76.2	78.1	86.0	74.5
時々やっている	25.8	25.3	21.0	18.7	14.4	10.9	16.9
	34.7	28.4	24.1	18.7	15.2	9.2	17.9
あまりやっていない	6.9	12.6	6.8	5.4	6.1	4.0	6.0
	18.1	9.8	4.2	4.7	6.7	2.2	5.5
全くやっていない	4.0	4.1	0.0	0.0	0.5	2.6	1.6
	9.7	2.0	1.2	0.5	0.0	2.5	2.1

〇洗剤は適量を使用している 【上段：令和6年度、下段：令和元年度】（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつもやっている	64.6	52.9	66.7	71.1	75.8	81.5	72.5
	41.1	57.8	67.5	78.5	75.8	84.2	73.7
時々やっている	28.6	30.1	24.1	22.0	18.2	14.0	20.3
	41.1	29.4	20.5	16.8	18.0	12.7	19.1

あまり やっていない	5.4	17.0	8.6	6.9	5.4	3.9	6.7
	12.3	9.8	11.4	4.2	5.7	2.5	6.0
全く やっていない	1.3	0.0	0.6	0.0	0.5	0.6	0.5
	5.5	2.9	0.6	0.5	0.5	0.6	1.2

○隣や近所への騒音防止に心掛けている〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	66.2	55.8	66.1	71.5	78.0	77.1	71.8
	42.5	59.8	63.9	65.6	70.5	81.1	68.7
時々 やっている	28.2	35.9	27.2	23.7	17.0	16.7	22.2
	41.1	37.3	30.7	29.2	22.4	12.6	24.6
あまり やっていない	4.2	7.3	5.5	4.3	5.0	5.1	5.1
	12.3	2.9	4.8	4.7	6.2	4.3	5.3
全く やっていない	1.4	1.0	1.2	0.5	0.0	1.2	0.9
	4.1	0.0	0.6	0.5	1.0	2.0	1.3

○外出先で出るごみは持ち帰るようにしている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	55.2	55.9	62.0	56.1	68.8	76.3	65.8
	41.1	54.9	48.8	55.4	61.9	73.4	60.4
時々 やっている	31.4	27.6	25.4	32.4	24.8	18.2	24.8
	32.9	32.4	36.7	36.3	31.0	20.1	29.5
あまり やっていない	10.7	12.4	11.4	10.4	4.8	3.5	7.5
	23.3	8.8	13.9	7.8	6.7	5.1	8.9
全く やっていない	2.7	4.1	1.2	1.0	1.6	2.0	1.9
	2.7	3.9	0.6	0.5	0.5	1.4	1.2

○節電につとめている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
いつも やっている	50.1	42.4	36.9	50.4	48.5	66.2	52.4
	30.1	42.2	43.4	52.1	52.4	63.8	51.9
時々 やっている	41.5	36.6	48.3	43.0	43.6	28.0	38.3
	46.6	45.1	47.0	41.1	38.7	26.5	37.5
あまり やっていない	8.4	17.9	14.2	6.6	7.8	4.6	8.5
	21.9	9.8	9.0	6.8	8.5	9.1	9.9
全く やっていない	0.0	3.1	0.6	0.0	0.0	1.1	0.7
	1.4	2.9	0.6	0.0	0.5	0.6	0.7

○節水につとめている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
いつも やっている	47.6	34.3	41.3	51.1	54.0	64.8	52.8
	23.3	35.3	42.4	53.4	54.5	62.8	50.8
時々 やっている	38.8	41.7	44.6	39.8	37.7	27.0	36.1
	54.8	52.0	41.2	36.3	36.0	28.4	37.1
あまり やっていない	12.3	18.9	13.5	9.1	7.8	6.8	9.9
	20.5	9.8	15.2	9.8	9.5	8.6	11.3
全く やっていない	1.3	5.2	0.6	0.0	0.5	1.4	1.2
	1.4	2.9	1.2	0.5	0.0	0.3	0.8

○なるべく不必要なものを買わない 〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
いつも やっている	56.2	38.7	41.1	45.1	47.9	62.7	50.9
	31.5	43.1	35.5	44.8	43.3	53.1	44.4
時々 やっている	32.6	50.4	45.1	42.4	44.6	31.9	39.8
	43.8	41.2	45.2	47.9	43.8	36.4	42.3
あまり やっていない	9.9	10.9	12.6	12.0	7.0	5.1	8.7
	23.3	11.8	18.7	6.8	12.9	9.1	12.3
全く やっていない	1.3	0.0	1.2	0.5	0.5	0.3	0.6
	1.4	3.9	0.6	0.5	0.0	1.4	1.1

○生ごみの再利用・少量化に努めている 〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
いつも やっている	31.6	22.5	29.2	37.2	40.0	54.3	40.3
	15.1	30.4	34.5	39.6	46.4	56.0	42.6
時々 やっている	25.9	27.3	30.7	28.0	32.6	26.0	28.4
	26.0	30.4	31.5	30.2	30.1	25.9	28.6
あまり やっていない	33.0	31.6	31.6	29.6	21.0	16.9	24.7
	42.5	30.4	27.9	24.5	19.6	16.7	23.7
全く やっていない	9.5	18.6	8.5	5.2	6.4	2.9	6.7
	16.4	8.8	6.1	5.7	3.8	1.4	5.1

○なるべくレジ袋をもらわないようにしている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
いつも やっている	57.6	57.6	61.7	75.6	73.9	78.6	71.2
	23.3	27.5	25.9	30.6	34.3	39.6	32.5
時々 やっている	25.9	26.4	22.2	17.2	15.5	14.9	18.4
	30.1	32.4	34.3	42.0	37.6	35.3	36.3
あまり やっていない	13.8	11.8	11.3	3.6	8.5	5.4	7.7
	30.1	27.5	27.1	18.7	22.4	20.2	22.8

全く やっていない	2.7	4.1	4.8	3.6	2.1	1.1	2.7
	16.4	12.7	12.7	8.8	5.7	4.8	8.4

○近距離の移動はなるべく徒歩または自転車で移動している

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
いつも やっている	25.8	17.9	23.6	23.8	23.0	34.8	26.7
	24.7	15.8	14.5	26.2	31.0	45.2	30.2
時々 やっている	32.1	34.0	42.4	32.1	40.4	29.2	34.4
	28.8	42.6	34.3	30.9	30.5	28.4	31.4
あまり やっていない	25.5	25.9	18.0	26.6	24.4	24.9	24.2
	28.8	30.7	39.8	30.9	31.9	18.3	28.1
全く やっていない	16.6	22.1	16.0	17.5	12.3	11.1	14.7
	17.8	10.9	11.4	12.0	6.7	8.1	10.3

○再生紙等エコ製品の購入を心がけている〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
いつも やっている	24.1	10.8	21.2	23.2	26.0	35.2	26.1
	6.8	10.9	15.7	20.8	26.7	24.1	20.2
時々 やっている	33.5	30.7	42.3	45.6	45.2	45.3	42.7
	32.9	30.7	38.6	43.8	45.2	50.9	43.5
あまり やっていない	35.6	45.8	27.3	26.8	26.5	15.8	25.7
	50.7	44.6	36.7	29.2	25.7	19.5	29.8
全く やっていない	6.9	12.7	9.2	4.3	2.3	3.8	5.5
	9.6	13.9	9.0	6.3	2.4	5.5	6.5

○環境に関する行事やボランティア活動に参加や協力している

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
いつも やっている	5.7	2.4	11.8	5.6	6.2	11.9	8.4
	4.1	3.9	4.2	5.7	7.1	13.0	7.8
時々 やっている	14.8	22.2	19.5	25.0	26.0	27.5	24.1
	13.7	16.7	25.9	18.8	27.8	27.8	23.8
あまり やっていない	31.9	19.8	36.0	36.2	39.1	34.6	34.4
	35.6	32.4	31.9	44.8	40.1	31.0	35.6
全く やっていない	47.5	55.6	32.7	33.2	28.6	26.0	33.0
	46.6	47.1	38.0	30.7	25.0	28.1	32.8

○自動車のエコドライブ（平成 27 年度は「自動車の空ぶかしはしない」と質問）

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
いつも やっている	43.1	33.8	43.2	52.0	43.7	38.1	42.6
	32.9	36.3	31.5	41.2	38.1	34.8	36.0
時々 やっている	32.8	34.7	35.1	27.7	28.4	28.4	30.3
	27.4	31.4	43.8	32.6	34.7	26.7	32.7
あまり やっていない	15.3	17.6	13.0	14.7	20.4	14.9	15.8
	16.4	22.5	17.9	18.7	20.3	20.5	19.9
全く やっていない	8.9	13.9	8.7	5.5	7.5	18.6	11.3
	23.3	9.8	6.8	7.5	6.9	17.9	11.4

○宅配便は、なるべく再配達にならないように受け取っている

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
いつも やっている	42.5	55.6	49.9	53.8	58.2	68.6	58.2
	26.0	32.4	30.1	36.3	46.4	60.6	44.2
時々 やっている	39.5	27.4	41.2	32.7	30.6	24.2	30.9
	47.9	31.4	43.4	40.4	40.8	28.3	36.8
あまり やっていない	15.4	14.9	8.3	12.9	9.6	5.7	9.6
	17.8	30.4	23.5	20.7	11.4	8.8	16.0
全く やっていない	2.7	2.1	0.6	0.5	1.6	1.4	1.3
	8.2	5.9	3.0	2.6	1.4	2.3	3.0

【質問 7. 環境保全への参加意欲について】

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
積極的に参加していきたい	8.1	0.1	1.9	2.7	1.8	3.5	2.8
	2.7	3.9	1.2	2.1	3.7	4.8	3.3
都合がつけば参加していきたい	22.3	19.7	29.6	25.1	20.3	24.0	23.9
	17.6	22.5	20.1	26.6	25.6	21.9	23.1
興味のある活動であれば参加していきたい	34.8	43.3	38.0	41.4	37.9	16.4	32.1
	40.5	40.2	41.5	35.9	33.5	18.8	31.4
参加したいと思うが、健康上の理由等で参加できない	7.5	2.9	3.3	8.2	12.0	38.4	17.0
	0.0	1.0	5.5	7.8	14.4	37.3	16.9
誘われれば参加するが、あまり参加したいとは思わない	17.7	10.8	8.8	7.7	16.9	7.8	10.5
	20.3	13.7	15.2	8.3	11.6	6.0	10.8
参加したいとは思わない	4.1	9.5	8.0	5.4	5.6	3.5	5.6
	12.2	12.7	4.9	8.9	4.2	4.3	6.4
わからない	5.4	9.4	9.2	7.9	5.0	3.1	6.1
	5.4	3.9	9.1	8.3	4.7	5.1	6.2
その他	0.0	4.2	1.2	1.6	0.6	3.1	2.0
	1.4	2.0	2.4	2.1	2.3	1.7	2.0

【質問 8. 環境保全への参加回数について】

〔令和 6 年度新規設問〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
10 回以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.9	0.7
	—	—	—	—	—	—	—
7～9 回くらい	1.3	0.0	0.0	1.1	0.6	2.2	1.1
	—	—	—	—	—	—	—
4～6 回くらい	7.1	4.6	9.0	6.2	4.8	5.0	5.9
	—	—	—	—	—	—	—
1～3 回くらい	24.0	27.7	39.3	31.0	37.0	27.9	31.6
	—	—	—	—	—	—	—
参加していない	67.6	67.7	51.8	61.7	57.1	63.1	60.7
	—	—	—	—	—	—	—

【質問 9. 脱炭素化という用語の認知度について】

〔令和 6 年度新規設問〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
知っている	51.4	44.4	49.8	55.4	50.6	44.0	48.7
	—	—	—	—	—	—	—
聞いたことがある	41.6	43.9	44.4	37.9	42.1	40.6	41.3
	—	—	—	—	—	—	—
知らない	7.0	11.7	5.8	6.7	7.3	15.4	10.0
	—	—	—	—	—	—	—

【質問 10. 脱炭素化(カーボンニュートラル)の取組について】

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
最も優先的に取り組む取組 の 1 つである	22.8	12.8	24.8	32.8	33.5	41.6	32.0
	48.6	52.4	62.0	65.3	67.0	72.5	65.1
重要な問題とは思いますが他に もっと大切な問題がある	42.7	41.0	40.3	42.0	42.9	27.3	37.1
	37.8	35.9	28.3	29.5	30.2	17.4	26.8
あまり重要な問題とは思わ ない	1.6	7.7	7.5	7.1	2.4	2.7	4.6
	2.7	2.9	3.6	1.0	0.5	0.8	1.5
わからない	30.3	36.5	26.7	17.5	20.6	28.2	25.6
	10.8	8.7	4.8	4.1	2.3	8.4	6.2
その他	2.7	2.1	0.6	0.5	0.5	0.3	0.8
	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.8	0.4

【質問 11. 地球温暖化防止のための行動について】

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
温暖化対策を行うよりも、生活を向上させるほうが大切である	13.9	21.5	14.5	11.5	8.5	5.5	10.6
	8.9	4.6	4.1	2.0	3.7	1.9	3.4
現在の生活を変えない範囲で、温暖化対策を行うべきである	52.6	38.3	39.8	43.0	43.4	40.2	41.9
	38.0	36.1	29.8	29.9	32.1	30.6	32.4
現在の生活を多少変えてでも、温暖化対策を行うべきである	14.0	6.9	18.8	28.5	28.0	23.5	22.3
	26.6	41.7	48.0	45.7	42.2	40.7	43.1
温暖化対策を優先的に行うべきである	1.4	2.2	3.1	2.7	2.2	8.3	4.4
	7.6	6.5	8.2	13.2	16.1	15.9	13.3
私たちの生活と温暖化問題とは関係がない	0.0	3.2	1.8	1.1	0.5	0.9	1.1
	3.8	0.9	1.8	2.0	0.5	1.7	1.7
わからない	15.3	26.8	20.6	13.1	17.2	20.4	18.8
	6.3	5.6	4.1	5.1	1.8	7.2	5.4
その他	2.8	1.1	1.3	0.1	0.1	1.3	1.0
	8.9	4.6	4.1	2.0	3.7	1.9	0.7

【質問 1 2. 地球温暖化対策の取組状況について】（令和元年度のみ質問）

OLED 照明

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
導入済み	74.3	74.1	78.4	67.8	76.2	63.5	70.8
	58.1	65.7	64.0	63.2	50.2	49.4	56.8
導入検討中	8.6	7.9	7.2	12.5	6.5	15.5	10.8
	16.2	8.8	15.2	15.0	21.7	18.1	16.8
導入予定は無いが、関心はある	11.6	9.3	10.6	16.0	12.3	15.4	13.4
	12.2	16.7	15.9	15.0	23.2	23.0	18.8
今後も導入しない	1.4	1.1	0.6	1.6	1.7	2.3	1.6
	5.4	2.9	1.8	2.6	2.4	3.7	3.2
分からないまたは該当しない	4.1	7.5	3.1	2.1	3.3	3.3	3.5
	8.1	5.9	3.0	4.1	2.4	5.8	4.5

○住宅の断熱化（気密性の高いもの）

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
導入済み	19.8	33.8	38.6	31.1	27.8	19.6	27.7
	12.2	27.7	32.7	32.1	15.8	16.4	22.4
導入検討中	7.0	9.8	2.7	5.4	4.1	3.3	4.7
	2.7	5.0	1.3	0.5	4.1	2.3	2.5
導入予定は無いが、関心はある	41.1	28.1	30.7	40.8	38.7	43.0	38.3
	28.4	33.7	33.3	36.4	44.4	43.0	38.8
今後も導入しない	5.9	2.5	11.6	9.8	15.1	17.9	12.4
	20.3	7.9	11.3	12.8	23.0	23.9	17.9
分からないまたは該当しない	26.2	25.8	16.4	12.8	14.3	16.3	16.9
	36.5	25.7	21.4	18.2	12.8	14.4	18.4

○エコカー（ハイブリッド車、電気自動車）

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
導入済み	23.2	29.5	27.4	33.9	32.3	20.0	27.2
	20.5	15.8	22.8	27.5	18.4	12.9	19.2
導入検討中	4.2	7.5	10.6	4.7	7.9	2.4	5.8
	8.2	5.0	8.6	12.2	9.0	5.1	8.2
導入予定は無いが、関心はある	33.6	35.4	37.3	39.2	34.0	31.2	34.8
	27.4	53.5	46.9	43.4	49.8	41.5	44.2
今後も導入しない	11.9	13.5	15.6	14.9	14.2	26.1	17.9
	17.8	15.8	11.7	9.0	14.4	23.5	16.1
分からないまたは該当しない	27.1	14.2	9.1	7.2	11.7	20.4	14.4
	26.0	9.9	9.9	7.9	8.5	17.0	12.2

○太陽光発電システム

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
導入済み	13.1	11.1	22.1	14.8	8.0	10.6	13.0
	6.8	12.7	15.5	7.9	10.5	5.3	9.2
導入検討中	4.1	4.2	1.9	1.6	2.2	0.7	1.9
	0.0	2.0	0.6	0.5	0.5	0.3	0.6
導入予定は無いが、関心はある	32.7	30.0	23.5	36.5	30.0	39.3	33.2
	29.7	32.4	32.9	41.3	38.5	41.8	38.0
今後も導入しない	23.4	31.4	35.2	33.2	42.7	35.0	34.9
	33.8	30.4	30.4	29.1	39.5	41.5	35.7
分からないまたは該当しない	26.7	23.3	17.4	14.0	17.2	14.4	17.0
	29.7	22.5	20.5	21.2	11.0	11.0	16.5

○太陽熱利用システム（太陽熱温水器）〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
導入済み	0.4	6.8	9.7	5.7	2.7	4.9	5.3
	2.7	5.9	6.9	5.8	6.1	9.7	6.9
導入検討中	2.8	2.1	1.9	1.6	1.7	1.0	1.6
	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	1.0	0.5
導入予定は無いが、関心はある	32.6	20.9	25.0	33.9	27.8	33.2	29.8
	28.8	34.7	30.8	33.9	37.2	34.0	34.0
今後も導入しない	29.2	34.5	37.6	40.0	50.0	42.1	40.7
	32.9	32.7	34.6	37.0	41.8	43.7	39.0
分からないまたは該当しない	35.1	35.6	25.9	18.9	17.9	18.7	22.6
	35.6	26.7	27.7	22.8	14.3	11.7	19.6

○家庭用燃料電池システム

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	全体
導入済み	0.0	2.1	5.0	1.6	2.9	1.4	2.3
	2.7	1.0	4.4	1.6	0.5	1.0	1.6
導入検討中	4.3	2.2	0.7	1.7	0.1	1.9	1.5
	0.0	1.0	0.6	3.2	2.0	1.0	1.4
導入予定は無いが、関心はある	32.0	29.9	40.5	36.8	41.9	31.7	35.8
	32.9	37.0	41.8	42.2	40.2	35.6	39.2
今後も導入しない	22.2	24.5	29.3	35.7	30.4	34.2	31.2
	26.0	24.0	24.7	25.1	34.2	34.6	29.2
分からないまたは該当しない	41.5	41.2	24.5	24.3	24.8	30.9	29.2
	0.0	2.1	5.0	1.6	2.9	1.4	2.3

○蓄電池システム

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
導入済み	4.3	4.3	9.4	5.4	3.5	1.5	4.4
	1.4	4.0	1.9	1.1	1.0	1.7	1.6
導入検討中	5.7	7.5	3.8	4.3	1.8	3.3	3.9
	1.4	3.0	1.9	3.2	3.1	2.0	2.4
導入予定は無いが、関心はある	32.0	30.6	42.1	41.9	42.8	32.3	37.5
	30.1	37.6	45.6	48.1	40.3	35.2	40.6
今後も導入しない	23.4	23.0	25.1	24.7	27.4	34.9	28.0
	27.4	23.8	18.1	21.2	35.7	33.2	27.6
分からないまたは 該当しない	34.5	34.6	19.4	23.6	24.5	28.1	26.2
	39.7	31.7	32.5	26.5	19.9	27.9	27.8

○家庭用風力発電

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区 分	29 歳以下	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳～	全体
導入済み	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1
	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.1
導入検討中	1.4	1.1	0.6	1.1	0.0	0.3	0.6
	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2
導入予定は無いが、関心はある	24.9	21.2	24.0	27.2	25.2	20.7	23.7
	15.1	22.8	19.9	30.9	25.8	22.0	23.6
今後も導入しない	45.1	39.9	48.1	42.4	46.1	48.3	45.7
	38.4	37.6	36.6	35.1	54.0	50.0	44.2
分からないまたは 該当しない	28.6	37.8	27.2	29.4	28.7	30.4	29.9
	46.6	38.6	43.5	33.5	20.2	27.6	31.9

【質問１３．事業者に期待することについて】

〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	29 歳以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	全体
大気汚染や水質汚濁、 騒音などの公害対策 の強化	43.1	45.8	43.2	40.7	48.1	42.9	43.7
	38.7	49.0	42.5	43.8	43.3	38.9	43.5
廃棄物の適正な処理	37.5	29.2	38.9	47.6	50.3	38.2	41.3
	37.3	45.2	40.1	47.4	41.0	32.2	40.7
省エネタイプの製品、有害物 質を含まない製品など地球 環境に配慮した製品の開発	15.3	14.6	19.8	26.5	22.7	35.4	25.6
	21.3	24.0	28.7	32.5	41.0	41.6	36.5
ダイオキシンなどの 有害物質の発生抑制	22.2	27.1	25.3	31.7	33.7	25.2	27.9
	21.3	27.9	31.1	30.4	25.8	18.5	25.9
リサイクル等の省資源化、節 約等による省エネ ルギーの徹底	13.9	12.5	15.4	19.0	22.7	18.3	17.9
	13.3	14.4	22.2	23.7	24.4	21.7	21.9
太陽光や風力など 再生可能エネルギー の開発や利用	11.1	24.0	17.9	21.2	13.8	21.7	19.1
	24.0	28.8	25.1	19.6	17.1	17.2	21.4
環境問題について 社会的責任を 認識した経営者の姿勢	6.9	11.5	15.4	11.6	14.9	16.5	14.0
	13.3	14.4	15.6	14.4	21.2	18.5	17.8
商品の積極的な 修理の受入や回収	6.9	15.6	17.9	17.5	16.6	18.3	16.7
	18.7	15.4	14.4	13.9	12.4	14.5	14.8
エコカーの 積極的な導入	19.4	19.8	22.8	16.9	18.2	11.5	16.8
	25.3	12.5	11.4	11.9	13.8	8.6	12.6
費用がかかっても 環境への影響が より少ない資機材の導入	6.9	7.3	9.3	6.3	9.9	11.8	9.3
	8.0	11.5	13.8	9.3	12.9	11.0	12.1
トレーや牛乳パック などの店頭回収	29.2	26.0	11.7	15.9	11.6	15.8	16.3
	17.3	11.5	7.8	8.8	7.4	13.9	11.5
業務内容に応じた 環境に対する具体的な 行動目標や行動計画の作成	13.9	4.2	3.7	5.3	6.1	5.6	5.8
	6.7	7.7	6.6	5.7	5.5	5.1	6.1
製品の「環境への負荷」	2.8	3.1	4.3	4.2	4.4	5.6	4.5

を明示するなど 製品情報の提供	4.0	2.9	4.2	4.6	6.0	5.9	5.1
広報活動や従業員研修 などによる従業員の 環境教育	4.2	0.0	3.7	6.9	2.8	3.4	3.7
	6.7	4.8	5.4	3.1	6.0	4.8	5.1
看板への配慮などの 良好な景観や 快適空間の確保	2.8	3.1	3.7	2.1	2.8	4.0	3.2
	4.0	3.8	3.6	4.1	1.4	4.6	3.7
市民団体による 環境活動への 支援や活動への参加	6.9	0.0	6.2	1.6	1.1	4.7	3.4
	4.0	1.9	3.0	2.6	3.2	4.6	3.6
その他	2.8	2.1	0.6	1.6	0.6	1.9	1.5
	2.7	1.9	0.0	0.0	0.9	1.6	1.1

【質問１３．行政に期待することについて】

〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

	29 歳以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	全体
公害対策（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動など）に関する取組	45.2	35.4	30.4	31.7	31.1	40.4	35.5
	40.0	45.2	41.9	39.2	40.6	46.4	44.9
不法投棄対策の推進	6.8	10.4	6.8	7.5	11.5	7.5	8.3
	30.7	21.2	21.0	28.4	30.0	36.5	31.5
ごみの減量・リサイクルの推進を含めた 廃棄物の適正な処理に関する取組	8.2	5.2	8.7	9.1	8.7	5.6	7.5
	30.7	27.9	24.0	32.0	30.9	31.6	31.4
河川の再生・水質の改善	16.4	30.2	29.8	26.9	36.1	33.2	30.6
	17.3	34.6	30.5	21.6	27.6	27.9	28.7
街並みの整備・保全、街の美化	21.9	32.3	26.7	30.6	28.4	27.0	28.0
	34.7	33.7	24.6	32.0	25.3	23.1	28.2
森林の保全や公園整備などの緑化 に関する取組	20.5	18.8	18.6	18.3	23.0	25.4	21.6
	18.7	29.8	21.0	17.0	18.9	22.0	22.0
ダイオキシンなどの有害物質に関 する取組	12.3	9.4	14.3	18.3	18.0	20.7	17.1
	13.3	16.3	22.2	23.7	22.6	20.4	21.9
生態系の保全	23.3	20.8	22.4	21.5	23.5	18.5	21.1
	16.0	28.8	32.3	23.7	21.2	11.0	20.9
地球温暖化防止に向けた取組の方 向や行動を示した計画の策定	9.6	3.1	4.3	6.5	4.4	6.9	5.8
	16.0	7.7	18.0	14.4	23.0	24.4	20.4
地下水の保全	16.4	18.8	19.3	22.6	24.6	28.5	23.5
	10.7	19.2	15.6	19.6	20.7	21.4	20.1
太陽光や風力など再生可能エネル ギーの利用に関する取組	1.4	9.4	8.7	6.5	6.0	3.1	5.6
	16.0	21.2	21.0	20.1	16.6	14.5	19.0
ノーレジ袋など省資源化の促進に 関する取組	2.7	1.0	3.7	1.1	1.1	2.5	2.1
	22.7	16.3	12.6	14.9	12.9	21.2	17.7

環境モラルの向上	5.5	2.1	11.8	6.5	4.4	2.5	5.2
	14.7	15.4	16.2	17.0	21.2	13.4	17.0
省エネルギーに関する取組	1.4	7.3	5.6	3.8	2.7	1.6	3.3
	14.7	16.3	19.8	17.5	12.9	9.7	14.6
工場、農業等の悪臭対策の促進	15.1	14.6	10.6	8.6	7.7	7.8	9.5
	26.7	19.2	16.2	10.3	8.3	6.2	12.1
エコカーの普及に関する取組	11.0	14.6	20.5	17.7	13.7	13.5	15.3
	22.7	12.5	13.2	11.3	9.7	8.3	11.8
二酸化炭素など温室効果ガスの排出に対する条例による規制	5.5	1.0	1.2	2.2	2.2	2.2	2.2
	8.0	4.8	15.6	9.3	15.2	8.0	11.3
湾岸環境の保全	11.0	15.6	13.0	15.1	20.2	19.1	16.7
	8.0	13.5	7.2	13.4	11.1	9.1	11.1
環境に配慮した製品の流通促進	6.8	2.1	1.9	2.2	2.7	0.3	2.0
	16.0	8.7	7.8	10.3	5.5	10.2	9.6
地盤沈下・土壌汚染対策の促進	9.6	12.5	8.7	7.0	9.8	12.2	10.1
	5.3	9.6	13.8	10.8	8.8	6.7	9.6
環境にやさしい交通体系の確立	6.8	1.0	1.9	5.4	1.1	0.9	2.4
	12.0	6.7	9.6	5.7	5.5	6.7	7.3
環境に関する普及啓発活動や情報の提供	0.0	0.0	0.6	1.6	1.1	0.9	0.9
	8.0	2.9	6.0	4.6	8.8	8.6	7.2
市民団体、事業者による環境活動への支援	1.4	0.0	1.2	1.6	0.5	1.6	1.2
	6.7	1.0	4.8	5.7	4.6	7.0	5.8
看板への配慮など良好な景観や快適空間の確保に関する取組	0.0	0.0	1.9	3.2	1.6	3.1	2.2
	1.3	4.8	3.6	2.6	4.6	4.0	3.9
エコドライブに関する取組	1.4	6.3	5.0	4.3	1.6	2.5	3.3
	6.7	2.9	3.6	3.1	4.6	0.5	3.2
その他	1.4	1.0	0.6	1.1	1.1	0.9	1.0
	2.7	1.0	2.4	1.5	3.2	1.6	2.2
環境教育、環境学習の推進 ※令和元年度のための質問	1.4	1.0	3.1	2.7	1.6	0.6	1.7
	9.3	10.6	12.0	9.3	11.5	11.3	11.4

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果（地域別）

【地域別回答数】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：人）

区 分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	計
人 数	236	441	146	253	1076
	247	446	167	261	1121

※福生－福生東・福生西・福米－福米東・福米西、
南部地域－成実・尚徳・五千石・永江・箕蚊屋地域－春日・巖・県・大高

【質問1. 住みやすさについて】

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
住みやすい	56.1	59.4	51.8	49.5	55.3
	61.1	51.8	46.2	49.5	52.3
やや住みやすい	29.7	28.1	29.6	34.9	30.2
	28.2	34.7	35.0	36.5	33.7
どちらとも いえない	7.6	8.2	13.1	8.7	8.9
	6.5	10.5	10.5	9.0	9.4
やや住みにくい	4.9	3.2	3.2	5.0	4.0
	4.2	2.6	6.3	3.2	3.6
住みにくい	1.6	1.2	2.3	1.9	1.6
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【質問2. 身近な環境について】

＜「満足」と「やや満足」の合計の割合・順位＞

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
空気のきれいさ	82.7	87.9	89.4	92.2	88.0
	89.7	81.1	90.3	91.1	86.6
緑とのふれあいの場	70.4	71.4	72.0	79.3	73.1
	72.8	69.5	71.5	77.4	72.3
水（川や海を含む）のきれいさ	66.9	77.8	80.5	81.5	76.7
	67.9	69.1	72.7	73.2	70.4
自然景観の美しさ	67.8	71.0	71.5	79.9	72.5
	65.3	70.4	69.9	74.3	69.7

騒音・振動のようす	64.3	74.9	72.3	73.5	71.9
	65.6	70.6	64.6	74.9	69.5
野鳥や昆虫とのふれあいの場	54.3	53.8	61.0	63.1	57.1
	56.0	50.9	65.1	63.1	56.6
道路のきれいさ	55.5	51.0	49.5	55.3	52.8
	47.7	55.0	54.9	58.6	53.8
土とのふれあいの場	47.4	52.9	61.5	63.2	55.3
	50.2	47.8	64.2	59.7	53.4
水とのふれあいの場	53.9	57.1	56.4	65.4	58.3
	49.8	50.1	59.2	59.4	53.2
公園や広場等の安らぎの場	55.1	55.2	51.0	42.4	51.6
	53.1	55.0	48.2	46.1	51.3
まちなみの美しさ	46.0	46.9	51.3	47.5	47.4
	42.3	44.6	48.5	45.1	44.6
ごみ出し・ポイ捨て等のマナー	49.4	47.1	49.2	52.5	49.2
	45.3	42.0	45.2	41.5	43.0

<各項目別の満足度の割合>

○空気のきれいさ

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	46.4	51.3	60.2	63.5	54.3
	51.0	42.4	58.8	63.6	51.7
やや満足	36.3	36.6	29.2	28.7	33.7
	38.7	38.7	31.5	27.5	34.8
どちらともいえない	16.0	8.0	8.5	5.4	9.2
	6.2	13.0	6.7	7.4	9.2
やや不満	1.3	3.4	2.1	2.4	2.5
	2.9	4.6	3.0	1.2	3.2
不満	0.0	0.7	0.0	0.0	0.3
	1.2	1.4	0.0	0.4	1.0

○緑とのふれあいの場

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	31.2	37.0	41.5	50.0	39.4
	32.9	26.4	36.4	43.0	33.3
やや満足	39.2	34.4	30.5	29.3	33.7
	39.9	43.1	35.2	34.4	39.0
どちらともいえない	20.3	20.5	19.4	16.0	19.2
	21.0	21.2	21.8	17.6	20.5

やや不満	7.5	6.4	7.7	2.6	5.9
	5.4	7.5	6.1	3.5	5.9
不満	1.8	1.7	0.8	2.1	1.7
	0.8	1.8	0.6	1.6	1.3

○水（川や海を含む）のきれいさ 〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就將・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	29.7	40.4	39.0	48.0	39.7
	27.6	31.1	36.4	35.0	31.8
やや満足	37.2	37.4	41.5	33.5	37.0
	40.3	38.0	36.4	38.1	38.6
どちらともいえない	21.5	15.3	13.8	13.9	16.1
	22.2	21.5	18.2	17.5	20.0
やや不満	8.8	5.2	5.0	4.2	5.7
	8.2	8.2	9.1	7.4	8.1
不満	2.7	1.7	0.8	0.5	1.5
	1.7	1.1	0.0	2.0	1.5

○騒音・振動のようす 〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就將・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	29.9	40.7	40.8	45.9	39.6
	31.5	28.9	32.3	35.7	31.6
やや満足	34.4	34.2	31.5	27.7	32.3
	34.0	41.7	32.3	39.2	37.9
どちらともいえない	21.0	16.6	15.5	15.9	17.2
	18.7	21.4	21.3	14.9	19.2
やや不満	11.7	7.2	11.5	6.9	8.7
	12.5	5.0	10.4	8.6	8.4
不満	3.0	1.4	0.7	3.6	2.2
	3.3	3.0	3.7	1.6	2.9

○自然景観の美しさ 〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就將・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	25.9	34.7	29.0	40.1	33.3
	25.2	26.4	30.1	32.0	27.7
やや満足	41.9	36.3	42.5	39.8	39.2
	40.1	44.0	39.9	42.3	42.0

どちらともいえない	24.7	22.7	21.0	15.2	21.1
	26.0	24.3	22.7	20.6	23.9
やや不満	5.1	4.7	5.9	3.9	4.8
	6.6	4.1	6.1	4.0	5.0
不満	2.4	1.6	1.6	1.0	1.6
	2.1	1.2	1.2	1.2	1.3

○野鳥や昆虫とのふれあいの場〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	26.0	23.3	29.0	36.3	27.7
	23.1	17.7	31.3	29.4	23.7
やや満足	28.3	30.5	32.0	26.8	29.3
	32.9	33.3	33.7	33.7	32.9
どちらともいえない	36.0	34.8	29.5	29.5	33.1
	35.4	38.3	28.9	31.4	34.8
やや不満	6.9	8.9	7.9	5.6	7.5
	6.2	8.5	5.4	3.1	6.5
不満	2.8	2.5	1.6	1.8	2.3
	2.5	2.3	0.6	2.4	2.1

○土とのふれあいの場の多さ〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	20.0	23.8	27.7	31.8	25.4
	21.2	16.6	30.9	30.8	23.2
やや満足	27.4	29.1	33.8	31.4	29.9
	29.1	31.2	33.3	28.9	30.2
どちらともいえない	42.1	37.5	31.2	30.8	36.1
	38.6	40.8	28.5	33.6	37.0
やや不満	8.2	8.3	6.5	3.5	6.9
	7.1	8.7	6.1	4.7	7.0
不満	2.3	1.2	0.8	2.5	1.7
	4.2	2.7	1.2	2.0	2.6

○水とのふれあいの場

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就將・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	23.9	26.8	28.4	31.6	27.5
	19.1	18.5	29.3	29.1	22.5
やや満足	30.0	30.3	28.0	33.8	30.7
	30.7	31.6	29.9	30.3	30.7
どちらともいえない	33.5	31.7	32.1	27.4	31.1
	37.8	37.8	32.3	31.5	35.7
やや不満	9.0	9.5	10.0	4.7	8.3
	10.0	9.2	6.1	6.3	8.4
不満	3.6	1.7	1.5	2.5	2.3
	2.5	3.0	2.4	2.8	2.7

○公園や広場等の安らぎの場

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就將・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	23.2	24.2	18.4	15.2	21.1
	18.3	16.9	19.3	15.4	17.3
やや満足	31.8	31.0	32.6	27.2	30.5
	34.9	38.1	28.9	30.7	34.0
どちらともいえない	26.5	24.9	27.1	35.8	28.1
	28.6	26.7	28.3	31.9	29.0
やや不満	13.2	15.3	15.7	13.0	14.4
	15.8	13.0	18.1	17.7	15.2
不満	5.2	4.6	6.1	8.8	5.9
	2.5	5.3	5.4	4.3	4.6

○道路のきれいさ

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就將・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	18.0	13.2	14.6	13.6	14.6
	12.9	13.2	17.7	16.8	14.6
やや満足	37.4	37.8	34.9	41.7	38.2
	34.9	41.8	37.2	41.8	39.2
どちらともいえない	26.9	29.7	30.0	26.6	28.4
	30.7	28.1	30.5	25.0	28.6

やや不満	12.8	14.5	14.1	13.1	13.7
	17.8	12.8	9.2	11.3	13.2
不満	4.9	4.7	6.4	5.0	5.0
	3.7	4.1	5.5	5.1	4.4

○まちなみの美しさ

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	13.7	14.4	15.1	11.4	13.7
	12.0	10.3	17.2	11.8	11.9
やや満足	32.3	32.5	36.2	36.0	33.8
	30.3	34.3	31.3	33.3	32.7
どちらともいえない	35.0	36.0	31.3	38.6	35.7
	39.8	41.4	38.7	41.2	40.5
やや不満	14.8	13.8	12.9	10.4	13.1
	13.7	10.5	10.4	10.6	11.5
不満	4.3	3.3	4.5	3.5	3.7
	4.2	3.4	2.5	3.1	3.4

○ごみ出し・ポイ捨て等のマナー

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
満足	12.7	11.0	12.7	12.6	12.0
	13.6	8.4	12.7	9.3	10.2
やや満足	36.7	36.1	36.5	39.8	37.2
	31.7	33.6	32.5	32.2	32.8
どちらともいえない	23.9	26.8	27.7	21.5	25.0
	23.9	30.4	25.9	34.5	29.2
やや不満	20.0	20.0	16.2	16.7	18.7
	23.9	19.3	21.1	17.8	20.1
不満	6.6	6.1	6.8	9.4	7.1
	7.0	8.4	7.8	6.2	7.7

【質問３．将来の世代に残したい環境について】

〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・ 啓成・義方	加茂・河崎・ 福生・福米・ 住吉・車尾	彦名・崎津・ 和田・富益・ 夜見・大篠津	南部地域・箕 蚊屋地域・ 淀江	全体
空気のきれいさ	57.4	60.7	67.4	63.9	61.7
	57.5	55.4	71.9	61.3	60.9
水（川や海を含む）のき れいさ	55.6	58.8	58.9	61.8	58.8
	55.9	57.0	58.7	62.5	59.9
自然景観の美しさ	38.1	32.5	31.2	39.0	35.0
	33.6	43.3	34.1	39.8	40.0
ごみ出し・ポイ捨て等の マナー	19.7	20.2	26.2	19.9	20.9
	31.6	26.9	26.3	25.3	27.8
公園や広場等の安らぎの 場	23.3	25.6	23.4	25.3	24.8
	27.5	25.1	25.1	24.1	26.1
緑とのふれあいの場	20.6	19.3	22.0	25.7	21.5
	18.2	20.0	21.0	17.6	19.5
騒音・振動被害の少なさ	17.0	15.5	19.1	10.8	15.2
	14.2	15.3	15.0	13.8	14.9
まちなみの美しさ	14.3	11.3	11.3	9.5	11.6
	15.4	10.5	5.4	8.8	10.8
道路のきれいさ	11.2	12.2	8.5	10.8	11.2
	8.9	11.4	8.4	8.8	9.9
水や水辺とのふれあいの 場	12.1	7.8	11.3	10.8	9.9
	8.1	6.5	7.8	6.5	7.6
野鳥や昆虫とのふれあい の場	8.5	6.4	6.4	5.8	6.7
	4.9	4.9	8.4	6.5	6.1
土とのふれあいの場	0.4	2.4	2.1	2.5	1.9
	2.4	2.5	6.0	4.2	3.4
その他	2.7	0.9	0.0	0.8	1.2
	1.2	2.5	1.8	0.8	1.8

【質問４．解決（改善）しておきたい環境について】

〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・ 啓成・義方	加茂・河崎・ 福生・福米・ 住吉・車尾	彦名・崎津・ 和田・富益・ 夜見・大篠津	南部地域・箕 蚊屋地域・ 淀江	全体
ごみ出し・ポイ捨て等の マナー	53.7	49.5	54.3	51.7	51.6
	47.8	55.8	52.7	56.7	55.8
公園や広場等の安らぎの 場	33.6	31.9	23.6	39.3	33.0
	30.8	32.7	37.1	36.0	35.1
水（川や海を含む）のき れいさ	27.1	20.8	33.1	28.1	25.5
	36.4	25.8	31.1	34.1	32.7
道路のきれいさ	33.6	35.5	40.9	31.0	34.7
	27.9	32.3	29.3	30.7	31.7
まちなみの美しさ	25.7	23.8	23.6	24.0	24.2
	22.7	21.7	15.0	20.7	21.6
騒音・振動の環境	21.0	16.4	25.2	16.9	18.7
	18.2	18.2	22.8	16.1	19.1
空気のきれいさ	10.7	15.7	17.3	15.3	14.7
	15.8	17.7	15.6	16.9	17.6
自然景観の美しさ	11.7	15.0	18.9	15.7	14.9
	17.4	14.1	12.6	18.0	16.2
水や水辺とのふれあいの 場	8.4	7.8	9.4	6.6	7.9
	10.9	8.3	10.2	11.5	11.0
緑とのふれあいの場	11.2	10.0	3.9	9.9	9.5
	8.1	10.5	10.2	5.0	9.2
野鳥や昆虫とのふれあい の場	5.1	4.7	2.4	4.1	4.3
	5.7	6.7	4.2	4.6	5.8
土とのふれあいの場	4.7	6.1	1.6	5.4	5.0
	3.2	5.2	6.0	3.4	4.6
その他	0.0	2.2	1.6	0.4	1.2
	4.5	4.9	7.8	3.1	5.1

【質問５．関心を持っている取組】

〔令和６年度新規設問〕（単位：％）

区分	明道・就将・ 啓成・義方	加茂・河崎・ 福生・福米・ 住吉・車尾	彦名・崎津・ 和田・富益・ 夜見・大篠津	南部地域・箕 蚊屋地域・ 淀江	全体
食品ロスの削減	53.6	51.8	46.6	46.7	50.3
	－	－	－	－	－
気候変動への適応	43.6	41.0	40.5	42.2	41.8
	－	－	－	－	－
廃棄物の適正処理	35.5	32.5	42.7	35.7	35.2
	－	－	－	－	－
自然や生態系の保全	26.4	29.6	22.1	31.1	28.3
	－	－	－	－	－
生活環境の保全	28.6	27.2	31.3	27.0	28.0
	－	－	－	－	－
省エネルギー化の推進	27.3	28.9	29.0	25.8	27.8
	－	－	－	－	－
再生可能エネルギーの 導入	23.6	28.0	25.2	24.2	25.7
	－	－	－	－	－
環境保全活動の推進	7.3	7.2	9.2	14.3	9.2
	－	－	－	－	－
環境学習の推進	10.5	6.7	10.7	7.8	8.3
	－	－	－	－	－
４Ｒの推進	5.9	4.6	5.3	5.7	5.2
	－	－	－	－	－
その他	0.0	2.2	1.6	0.4	1.2
	－	－	－	－	－

【質問6. 環境にやさしい行動について】

○ごみは分別して出している〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	93.6	94.7	96.1	92.8	94.2
	96.7	94.1	95.7	90.9	94.2
時々やっている	6.4	4.8	2.5	5.6	5.1
	3.3	4.5	2.4	6.3	4.4
あまりやっていない	0.0	0.0	1.4	1.2	0.5
	0.0	1.4	1.2	2.8	1.3
全くやっていない	0.0	0.5	0.0	0.4	0.3
	0.0	0.0	0.6	0.0	0.1

○台所の排水口から食用油や食べかす等を流さない

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	73.5	76.0	76.2	76.0	75.5
	79.9	73.6	75.5	71.6	74.5
時々やっている	17.6	16.8	18.6	15.3	16.9
	16.3	19.5	16.0	17.2	17.9
あまりやっていない	5.8	6.2	5.1	6.6	6.0
	3.3	5.2	5.5	8.4	5.5
全くやっていない	3.1	1.0	0.1	2.1	1.6
	0.4	1.6	3.1	2.8	2.1

○洗剤は適量を使用している

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	67.9	73.8	77.8	71.6	72.5
	76.2	69.9	80.1	73.6	73.7
時々やっている	22.1	20.5	17.2	19.9	20.3
	18.4	21.9	14.3	18.0	19.1
あまりやっていない	9.1	5.2	4.9	8.1	6.7
	5.4	7.1	3.7	6.8	6.0
全くやっていない	0.9	0.5	0.0	0.4	0.5
	0.0	1.1	1.9	1.6	1.2

○隣や近所への騒音防止に心がけている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	69.7	73.1	72.0	71.1	71.8
	70.2	67.4	77.0	65.7	68.7
時々やっている	24.3	23.1	20.7	19.7	22.2
	23.9	27.8	18.6	22.6	24.6
あまりやっていない	4.6	3.0	5.7	9.1	5.1
	4.2	4.1	3.1	9.7	5.3
全くやっていない	1.4	0.8	1.5	0.1	0.9
	1.7	0.7	1.2	2.0	1.3

○外出先で出るごみは持ち帰るようにしている

上段：令和元年度、下段：平成27年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	67.6	62.9	71.4	65.7	65.8
	57.9	60.3	63.0	61.4	60.4
時々やっている	23.1	27.1	20.2	25.0	24.8
	32.9	27.4	29.0	30.1	29.5
あまりやっていない	7.4	7.5	6.9	7.9	7.5
	7.9	11.0	6.2	7.6	8.9
全くやっていない	1.8	2.4	1.5	1.3	1.9
	1.3	1.4	1.9	0.8	1.2

○節電につとめている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	55.4	52.5	51.1	50.3	52.4
	54.2	49.1	58.8	51.4	51.9
時々やっている	32.5	38.6	41.5	41.3	38.3
	35.4	41.6	32.5	36.9	37.5
あまりやっていない	10.7	8.1	7.2	7.9	8.5
	9.6	8.4	8.1	11.2	9.9
全くやっていない	1.4	0.8	0.1	0.5	0.7
	0.8	0.9	0.6	0.4	0.7

○節水につとめている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就將・ 啓成・義方	加茂・河崎・ 福生・福米・ 住吉・車尾	彦名・崎津・ 和田・富益・ 夜見・大篠津	南部地域・箕 蚊屋地域・ 淀江	全体
いつもやっている	51.0	51.5	58.2	53.7	52.8
	53.8	49.9	58.4	46.7	50.8
時々やっている	37.2	37.4	35.2	33.2	36.1
	36.6	37.8	33.5	38.2	37.1
あまりやっていない	10.5	9.9	6.5	11.4	9.9
	8.8	11.8	6.8	14.2	11.3
全くやっていない	1.4	1.2	0.1	1.7	1.2
	0.8	0.5	1.2	0.8	0.8

○なるべく不必要なものを買わないようにしている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就將・ 啓成・義方	加茂・河崎・ 福生・福米・ 住吉・車尾	彦名・崎津・ 和田・富益・ 夜見・大篠津	南部地域・箕 蚊屋地域・ 淀江	全体
いつもやっている	51.9	52.5	49.1	48.4	50.9
	49.4	41.0	54.7	40.2	44.4
時々やっている	35.2	38.3	46.2	43.1	39.8
	41.0	43.9	34.2	45.4	42.3
あまりやっていない	12.9	8.3	4.7	7.8	8.7
	9.2	14.2	9.9	12.4	12.3
全くやっていない	0.0	0.9	0.0	0.8	0.6
	0.4	0.9	1.2	2.0	1.1

○生ごみの再利用化・少量化に努めている〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就將・ 啓成・義方	加茂・河崎・ 福生・福米・ 住吉・車尾	彦名・崎津・ 和田・富益・ 夜見・大篠津	南部地域・箕 蚊屋地域・ 淀江	全体
いつもやっている	38.8	38.2	47.5	41.1	40.3
	40.2	38.9	49.7	48.2	42.6
時々やっている	28.6	26.9	28.7	30.4	28.4
	33.9	28.7	28.6	24.1	28.6
あまりやっていない	24.3	26.7	22.3	22.7	24.7
	20.9	26.7	18.0	22.9	23.7
全くやっていない	8.3	8.2	1.5	5.7	6.7
	5.0	5.7	3.7	4.9	5.1

○なるべくレジ袋をもらわないようにしている

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	69.9	73.0	67.7	71.4	71.2
	39.2	29.6	32.9	31.7	32.5
時々やっている	18.5	15.7	24.1	19.7	18.4
	31.3	37.8	32.9	39.4	36.3
あまりやっていない	8.2	8.5	6.0	6.8	7.7
	22.1	23.4	26.1	20.5	22.8
全くやっていない	3.5	2.8	2.2	2.1	2.7
	7.5	9.2	8.1	8.4	8.4

○近距離の移動は、なるべく徒歩または自転車で移動している

〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	39.1	27.4	16.9	19.7	26.7
	42.8	29.7	24.8	23.2	30.2
時々やっている	32.8	35.4	30.5	36.6	34.4
	30.9	29.2	36.6	32.5	31.4
あまりやっていない	17.2	24.3	33.3	25.1	24.2
	20.8	31.0	28.6	30.5	28.1
全くやっていない	10.8	12.9	19.3	18.6	14.7
	5.5	10.1	9.9	13.8	10.3

○再生紙などエコ商品の購入を心がけている〔上段：令和6年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	30.2	22.8	29.6	26.2	26.1
	21.8	17.7	25.6	20.2	20.2
時々やっている	39.9	42.3	41.8	46.3	42.7
	43.5	42.9	46.9	43.3	43.5
あまりやっていない	23.9	27.4	26.9	23.5	25.7
	30.1	30.7	21.9	31.2	29.8
全くやっていない	6.0	7.5	1.7	3.9	5.5
	4.6	8.7	5.6	5.3	6.5

○環境に関する行事やボランティア活動に参加したり協力したりしている

〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	9.5	8.9	8.8	6.4	8.4
	6.7	7.4	8.1	9.7	7.8
時々やっている	18.9	21.6	26.1	32.3	24.1
	23.8	20.7	29.2	27.1	23.8
あまりやっていない	33.0	32.3	41.4	35.3	34.4
	36.7	37.6	36.0	32.4	35.6
全くやっていない	38.6	37.2	23.7	26.0	33.0
	32.9	34.3	26.7	30.8	32.8

○自動車のエコドライブ（平成２７年度は「自動車の空ぶかしはしない」と質問）

〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	40.8	44.0	44.7	40.4	42.6
	43.5	36.1	35.2	31.1	36.0
時々やっている	30.6	30.8	27.4	30.8	30.3
	24.1	35.9	36.6	33.6	32.7
あまりやっていない	14.4	14.4	20.5	16.9	15.8
	19.9	17.4	15.9	24.3	19.9
全くやっていない	14.2	10.8	7.4	12.0	11.3
	12.5	10.6	12.4	11.1	11.4

○宅配便は、なるべく再配達にならないように受け取っている（令和元年度のみ）（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
いつもやっている	54.7	56.2	64.0	61.4	58.2
時々やっている	45.2	43.7	45.4	41.7	44.2
あまりやっていない	34.1	32.0	29.3	26.9	30.9
全くやっていない	38.2	33.9	39.3	38.9	36.8

【質問 7. 環境保全への参加意欲について】

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・ 啓成・義方	加茂・河崎・ 福生・福米・ 住吉・車尾	彦名・崎津・ 和田・富益・ 夜見・大篠津	南部地域・箕 蚊屋地域・ 淀江	全体
積極的に参加していきたい	8.1	2.8	1.5	1.2	2.8
	3.8	2.8	4.3	3.6	3.3
都合がつけば参加していきたい	22.3	24.4	22.3	24.9	23.9
	20.7	20.6	23.2	31.1	23.1
興味のある活動であれば参加していきたい	34.8	30.7	33.8	33.7	32.1
	30.8	34.8	35.4	27.1	31.4
参加したいと思うが、健康上の理由等で参加できない	7.5	16.9	19.2	17.3	17.0
	20.7	11.6	19.5	15.9	16.9
誘われれば参加するが、あまり参加したいとは思わない	17.7	9.5	12.7	9.8	10.5
	10.1	13.0	5.5	10.0	10.8
参加したいとは思わない	4.1	6.2	6.9	5.2	5.6
	4.2	9.5	4.3	5.2	6.4
わからない	5.4	7.3	2.2	5.3	6.1
	7.6	5.7	5.5	5.6	6.2
その他	0.0	2.1	1.5	2.5	2.0
	2.1	2.1	2.4	1.6	2.0

【質問 8. 環境保全への参加回数について】

〔令和 6 年度新規設問〕（単位：％）

区分	明道・就将・ 啓成・義方	加茂・河崎・ 福生・福米・ 住吉・車尾	彦名・崎津・ 和田・富益・ 夜見・大篠津	南部地域・箕 蚊屋地域・ 淀江	全体
10 回以上	0.0	0.5	0.0	0.8	0.7
	—	—	—	—	—
7～9 回くらい	1.3	1.4	2.2	0.4	1.1
	—	—	—	—	—
4～6 回くらい	7.1	6.0	6.3	6.6	5.9
	—	—	—	—	—
1～3 回くらい	24.0	28.6	32.3	39.6	31.6
	—	—	—	—	—
参加していない	67.6	63.4	59.2	52.6	60.7
	—	—	—	—	—

【質問 9. 脱炭素化という用語の認知度について】

〔令和 6 年度新規設問〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
知っている	51.4	48.6	47.1	48.0	48.7
	—	—	—	—	—
聞いたことがある	41.6	39.7	42.2	44.4	41.3
	—	—	—	—	—
知らない	7.0	11.7	10.7	7.6	10.0
	—	—	—	—	—

【質問 10. 脱炭素化(カーボンニュートラル)の取組について】

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
最も優先的に取り組む取組の 1 つである	22.8	31.2	31.5	32.7	32.0
	67.9	64.3	67.9	63.2	65.1
重要な問題とは思いますが他にもっと大切な問題がある	42.7	34.3	39.7	37.4	37.1
	26.3	27.1	23.6	27.7	26.8
あまり重要な問題とは思わない	1.6	5.5	3.9	4.9	4.6
	0.8	2.3	0.0	2.0	1.5
わからない	30.3	28.2	24.1	24.2	25.6
	4.6	6.1	7.9	6.3	6.2
その他	2.7	0.8	0.8	0.9	0.8
	0.4	0.2	0.6	0.8	0.4

【質問 11. 脱炭素化(カーボンニュートラル)のための行動について】

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
脱炭素化の取組を行うよりも、生活を安定させる方が大切である	13.9	9.5	17.2	10.8	10.6
	3.4	3.6	3.0	3.2	3.4
現在の生活を変えない範囲で、脱炭素化の取組を行う方がよい	52.6	41.5	41.2	38.6	41.9
	31.9	31.4	28.7	38.1	32.4
現在の生活を多少変えてでも、脱炭素化の取組を行う方がよい	14.0	21.2	18.9	25.3	22.3
	45.0	45.7	43.3	36.9	43.1

脱炭素化の取組を優先的に行う方がよい	1.4	4.0	4.3	6.6	4.4
	12.2	12.1	15.2	15.1	13.3
私たちの生活と脱炭素化の取組とは関係がない	0.0	1.7	0.1	0.9	1.1
	1.7	1.1	1.8	2.0	1.7
わからない	15.3	21.2	17.5	16.4	18.8
	4.6	5.7	7.9	3.6	5.4
その他	2.8	0.8	0.8	1.3	1.0
	1.3	0.5	0.0	1.2	0.7

【質問 12. 脱炭素化(カーボンニュートラル)の取組状況について】(令和元年度のみ)

OLED 照明

〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕(単位：%)

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	74.3	70.1	69.6	73.0	70.8
	55.8	57.1	56.0	56.6	56.8
導入検討中	8.6	9.1	12.0	13.5	10.8
	16.7	17.3	13.2	18.4	16.8
導入予定は無いが、関心はある	11.6	14.0	15.1	10.7	13.4
	18.9	19.4	20.1	18.0	18.8
今後も導入しない	1.4	2.0	1.6	0.9	1.6
	3.0	2.8	3.8	2.5	3.2
分からないまたは該当しない	4.1	4.9	1.6	1.8	3.5
	5.6	3.3	6.9	4.5	4.5

○住宅の断熱化(気密性の高いもの)〔上段：令和 6 年度、下段：令和元年度〕(単位：%)

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	19.8	31.9	22.3	27.2	27.7
	21.7	24.4	21.2	21.1	22.4
導入検討中	7.0	4.2	2.8	5.5	4.7
	3.1	0.7	3.3	4.3	2.5
導入予定は無いが、関心はある	41.1	34.3	43.8	41.9	38.3
	40.7	37.3	37.1	39.7	38.8
今後も導入しない	5.9	11.3	17.2	11.6	12.4
	17.3	16.8	19.2	19.4	17.9
分からないまたは該当しない	26.2	18.3	13.8	13.9	16.9
	17.3	20.7	19.2	15.5	18.4

○エコカー（ハイブリッド車、電気自動車）〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	23.2	26.5	32.1	28.8	27.2
	16.4	23.0	16.2	17.1	0.0
導入検討中	4.2	5.0	6.5	6.7	5.8
	6.7	8.9	10.1	6.0	0.0
導入予定は無いが、関心はある	33.6	35.2	33.4	34.9	34.8
	48.0	42.5	40.5	47.9	0.0
今後も導入しない	11.9	18.1	18.1	17.2	17.9
	14.2	15.1	18.2	17.9	0.0
分からないまたは該当しない	27.1	15.2	9.9	12.6	14.4
	14.7	10.6	14.9	11.1	12.2

○太陽光発電システム〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	13.1	13.5	8.4	17.8	13.0
	8.4	8.2	11.0	10.9	0.0
導入検討中	4.1	2.2	0.8	2.1	1.9
	1.3	0.2	1.3	0.0	0.0
導入予定は無いが、関心はある	32.7	32.1	35.1	32.7	33.2
	38.8	36.5	39.0	38.7	0.0
今後も導入しない	23.4	31.2	42.7	36.2	34.9
	35.2	35.5	35.7	36.1	0.0
分からないまたは該当しない	26.7	20.9	13.1	11.2	17.0
	16.3	19.7	13.0	14.3	16.5

○太陽熱利用システム（太陽熱温水器）〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	0.4	5.3	3.6	7.7	5.3
	5.8	4.2	11.8	10.3	0.0
導入検討中	2.8	1.8	2.5	1.4	1.6
	1.3	0.0	0.0	0.9	0.0
導入予定は無いが、関心はある	32.6	28.1	30.7	32.0	29.8
	37.6	34.2	30.9	31.2	0.0

今後も導入しない	29.2	36.1	47.6	43.3	40.7
	34.1	40.0	40.1	41.5	0.0
分からないまたは該当しない	35.1	28.7	15.6	15.6	22.6
	21.2	21.6	17.1	16.2	19.6

○家庭用燃料電池システム〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	0.0	3.0	0.8	2.2	2.3
	0.9	2.5	1.4	1.3	0.0
導入検討中	4.3	1.9	1.0	1.5	1.5
	1.3	1.7	1.4	1.3	0.0
導入予定は無いが、関心はある	32.0	31.8	39.7	35.8	35.8
	41.6	37.4	36.3	40.3	0.0
今後も導入しない	22.2	30.6	33.7	34.3	31.2
	29.2	27.7	30.1	32.9	0.0
分からないまたは該当しない	41.5	32.8	24.7	26.2	29.2
	27.0	30.7	30.8	24.2	28.5

○蓄電池システム〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	4.3	5.7	3.2	4.4	4.4
	1.8	2.0	2.1	0.9	0.0
導入検討中	5.7	4.9	2.6	4.1	3.9
	3.1	2.7	2.7	1.3	0.0
導入予定は無いが、関心はある	32.0	31.8	39.5	38.4	37.5
	42.5	39.5	39.0	40.2	0.0
今後も導入しない	23.4	27.1	34.8	29.4	28.0
	26.5	25.6	28.1	32.5	0.0
分からないまたは該当しない	34.5	30.5	19.8	23.7	26.2
	26.1	30.3	28.1	25.2	27.8

○家庭用風力発電〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
導入済み	0.0	0.0	0.8	0.0	0.1
	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0

導入検討中	1.4	0.8	0.9	0.1	0.6
	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0
導入予定は無いが、関心はある	24.9	20.7	22.3	24.9	23.7
	22.6	23.8	24.2	24.3	0.0
今後も導入しない	45.1	43.8	55.5	48.4	45.7
	44.2	42.0	43.0	48.1	0.0
分からないまたは 該当しない	28.6	34.7	20.6	26.5	29.9
	32.7	33.7	32.9	27.7	31.9

【質問１３．事業者に期待することについて】

〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就将・ 啓成・義方	加茂・河崎・ 福生・福米・ 住吉・車尾	彦名・崎津・ 和田・富益・ 夜見・大篠津	南部地域・箕 蚊屋地域・ 淀江	全体
大気汚染や水質汚濁、騒音 などの公害対策の強化	43.4	46.2	38.1	42.9	43.7
	43.3	43.3	41.3	39.1	0.0
廃棄物の適正な処理	34.8	41.7	48.9	42.1	41.3
	38.9	41.7	37.1	36.8	0.0
省エネタイプの製品、有害物 質を含まない製品など地球 環境に配慮した製品の開発	24.0	20.9	32.4	31.7	25.6
	40.1	34.3	31.7	34.1	0.0
ダイオキシンなどの有害物 質の発生抑制	25.8	29.9	28.1	26.3	27.9
	23.1	24.7	25.7	26.1	0.0
リサイクル等の省資源化、節 約等による省エネルギーの 徹底	17.6	15.9	15.8	22.9	17.9
	21.1	19.5	25.1	23.4	0.0
太陽光や風力など再生可能 エネルギーの開発や利用	22.6	21.3	13.7	15.0	19.1
	18.6	20.9	22.8	19.2	21.4
環境問題について社会的責 任を認識した経営者の姿勢	14.5	12.6	10.1	18.3	14.0
	17.0	15.9	20.4	17.6	17.8
商品の積極的な修理の受入 や回収	14.5	16.8	18.7	17.5	16.7
	12.6	13.9	15.6	15.7	0.0
エコカーの積極的な導入	21.3	15.9	18.0	13.8	16.8
	11.3	12.3	14.4	11.1	0.0
費用がかかっても環境への 影響がより少ない資機材の 導入	9.0	8.8	10.1	10.0	9.3
	11.7	11.0	10.2	12.3	12.1

トレーや牛乳パックなどの 店頭回収	16.7	16.6	15.8	15.8	16.3
	10.1	10.8	9.0	13.0	0.0
業務内容に応じた環境に対 する具体的な行動目標や行 動計画の作成	8.1	5.5	5.0	4.6	5.8
	5.3	6.3	3.6	7.3	6.1
製品の「環境への負荷」を明 示するなど製品情報の提供	5.9	4.0	6.5	2.9	4.5
	6.1	4.5	4.2	5.7	5.1
広報活動や従業員研修など による従業員の環境教育	3.6	3.8	5.0	2.9	3.7
	4.0	5.2	5.4	5.4	5.1
看板への配慮などの良好な 景観や快適空間の確保	3.6	4.0	2.2	2.1	3.2
	6.1	2.9	2.4	3.4	3.7
市民団体による環境活動 への支援や活動への参加	3.2	3.6	5.0	2.5	3.4
	4.0	3.6	4.2	2.3	3.6
その他	1.8	1.4	2.2	0.8	1.5
	2.0	0.7	1.2	0.8	0.0

【質問１４．行政に期待することについて】

〔上段：令和６年度、下段：令和元年度〕（単位：％）

区分	明道・就將・啓成・義方	加茂・河崎・福生・福米・住吉・車尾	彦名・崎津・和田・富益・夜見・大篠津	南部地域・箕蚊屋地域・淀江	全体
公害対策（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動など）に関する取組	34.8	34.9	35.3	37.1	35.5
	51.4	42.4	37.7	38.7	0.0
不法投棄対策の推進	8.1	8.3	6.6	9.6	8.3
	30.8	28.0	29.3	32.2	0.0
ごみの減量・リサイクルの推進を含めた廃棄物の適正な処理に関する取組	5.9	7.1	6.6	10.0	7.5
	27.5	32.3	32.9	26.8	0.0
河川の再生・水質の改善	33.9	29.5	28.7	30.4	30.6
	30.8	24.2	25.1	30.7	0.0
街並みの整備・保全、街の美化	33.0	29.0	24.3	23.8	28.0
	28.7	29.8	20.4	24.9	0.0
森林の保全や公園整備などの緑化に関する取組	23.5	17.1	23.5	26.7	21.6
	21.1	21.1	18.6	22.2	0.0
ダイオキシンなどの有害物質に関する取組	14.9	19.5	19.9	13.3	17.1
	18.6	19.5	22.8	23.4	0.0
生態系の保全	19.5	23.3	15.4	22.1	21.1
	19.8	19.7	19.2	22.2	0.0
地球温暖化防止に向けた取組の方向や行動を示した計画の策定	6.8	3.8	7.4	7.5	5.8
	17.0	17.7	24.6	21.8	0.0
地下水の保全	19.0	26.6	19.9	24.2	23.5
	19.4	18.4	14.4	23.0	0.0
太陽光や風力など再生可能エネルギーの利用に関する取組	5.4	5.7	4.4	6.3	5.6
	17.4	17.0	20.4	16.9	0.0
ノーレジ袋など省資源化の促進に関する取組	2.3	1.4	1.5	3.3	2.1
	20.2	15.0	19.8	15.7	0.0
環境モラルの向上	3.2	6.9	3.7	5.0	5.2
	18.2	15.9	15.0	15.7	0.0
省エネルギーに関する取組	3.6	2.9	2.2	4.6	3.3
	13.8	14.6	17.4	11.9	0.0
工場、農業等の悪臭対策の促進	10.4	8.1	12.5	9.6	9.5

	8.1	11.7	10.8	13.8	0.0
エコカーの普及に関する取組	19.0	14.5	14.7	13.8	15.3
	10.9	11.2	15.6	8.4	0.0
二酸化炭素など温室効果ガスの 排出に対する条例による規制	2.3	2.6	1.5	1.7	2.2
	10.1	10.1	11.4	11.1	0.0
湾岸環境の保全	16.3	17.8	22.1	12.1	16.7
	9.7	10.1	15.0	8.0	0.0
環境に配慮した製品の流通促進	1.4	1.9	1.5	2.9	2.0
	10.9	8.5	9.0	8.8	0.0
地盤沈下・土壌汚染対策の促進	11.8	9.3	9.6	10.4	10.1
	11.7	9.0	8.4	6.5	0.0
環境にやさしい交通体系の確立	1.8	3.3	0.7	2.1	2.4
	4.5	9.2	3.6	8.4	0.0
環境に関する普及啓発活動や情 報の提供	0.9	1.0	0.7	0.8	0.9
	7.7	6.3	8.4	6.9	0.0
市民団体、事業者による環境活 動への支援	1.8	1.2	1.5	0.4	1.2
	4.9	4.9	6.6	6.1	0.0
看板への配慮など良好な景観や 快適空間の確保に関する取組	1.8	2.9	2.2	1.3	2.2
	7.3	3.1	2.4	1.9	0.0
エコドライブに関する取組	4.1	2.6	3.7	3.8	3.3
	1.6	2.5	3.6	4.2	0.0
その他	0.9	0.7	1.5	1.3	1.0
	4.5	1.3	3.0	0.4	0.0
環境教育、環境学習の推進 ※令和元年度のための質問	0.9	1.4	2.2	2.5	1.7
	13.8	9.6	11.4	10.3	11.4

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(事業所編)

第2次米子市環境基本計画の策定に当たり、環境に対する意識や事業所における再エネ・省エネの取組状況等の変化を把握することを目的に、令和元年度に実施したアンケートと同様の内容(一部内容を追加または修正)でアンケートを実施しました。

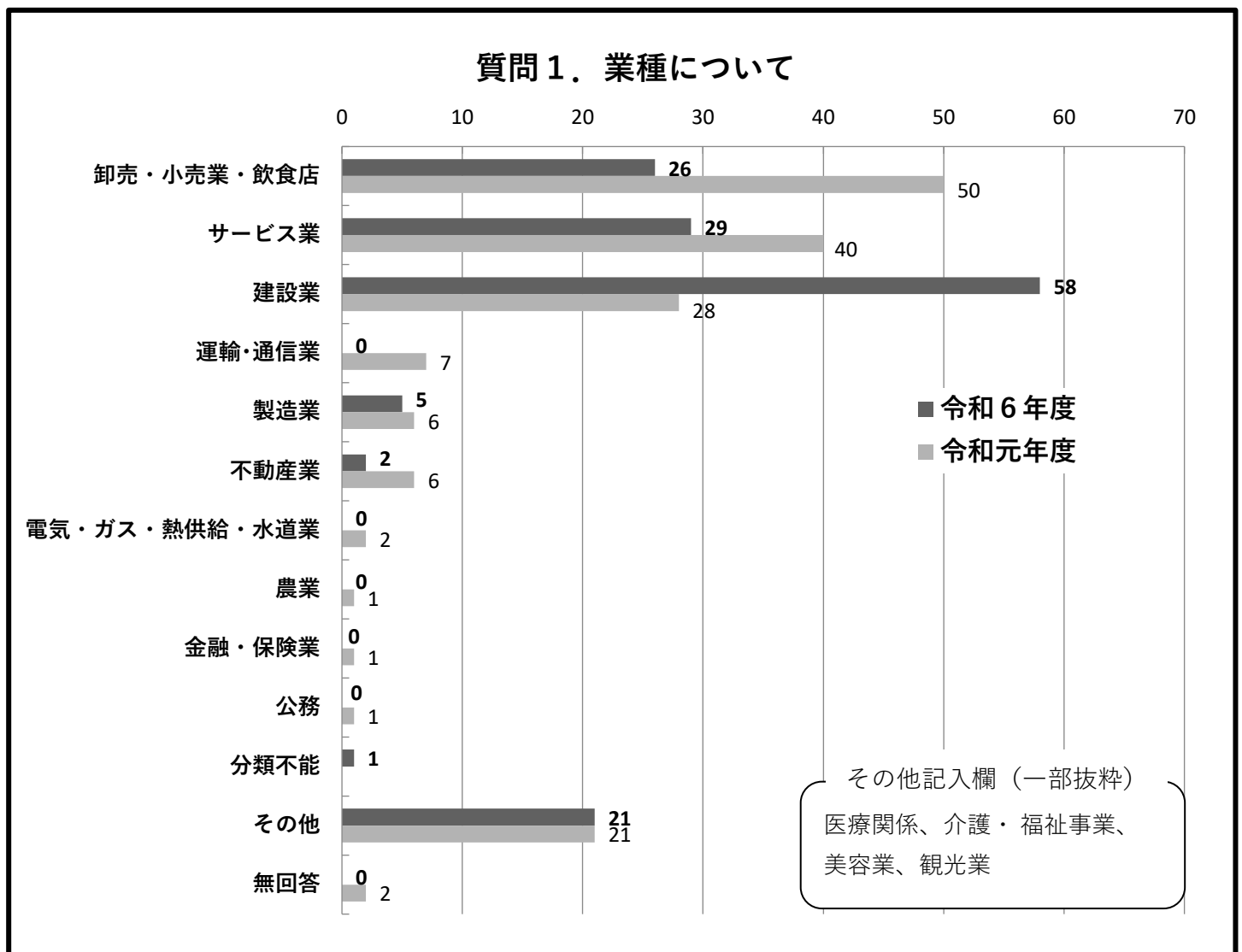
●調査概要●

調査期間	令和6年12月1日～12月20日
調査対象	米子市内所在の企業から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配布数	500社
回収数(回収率)	142社(28.4%)

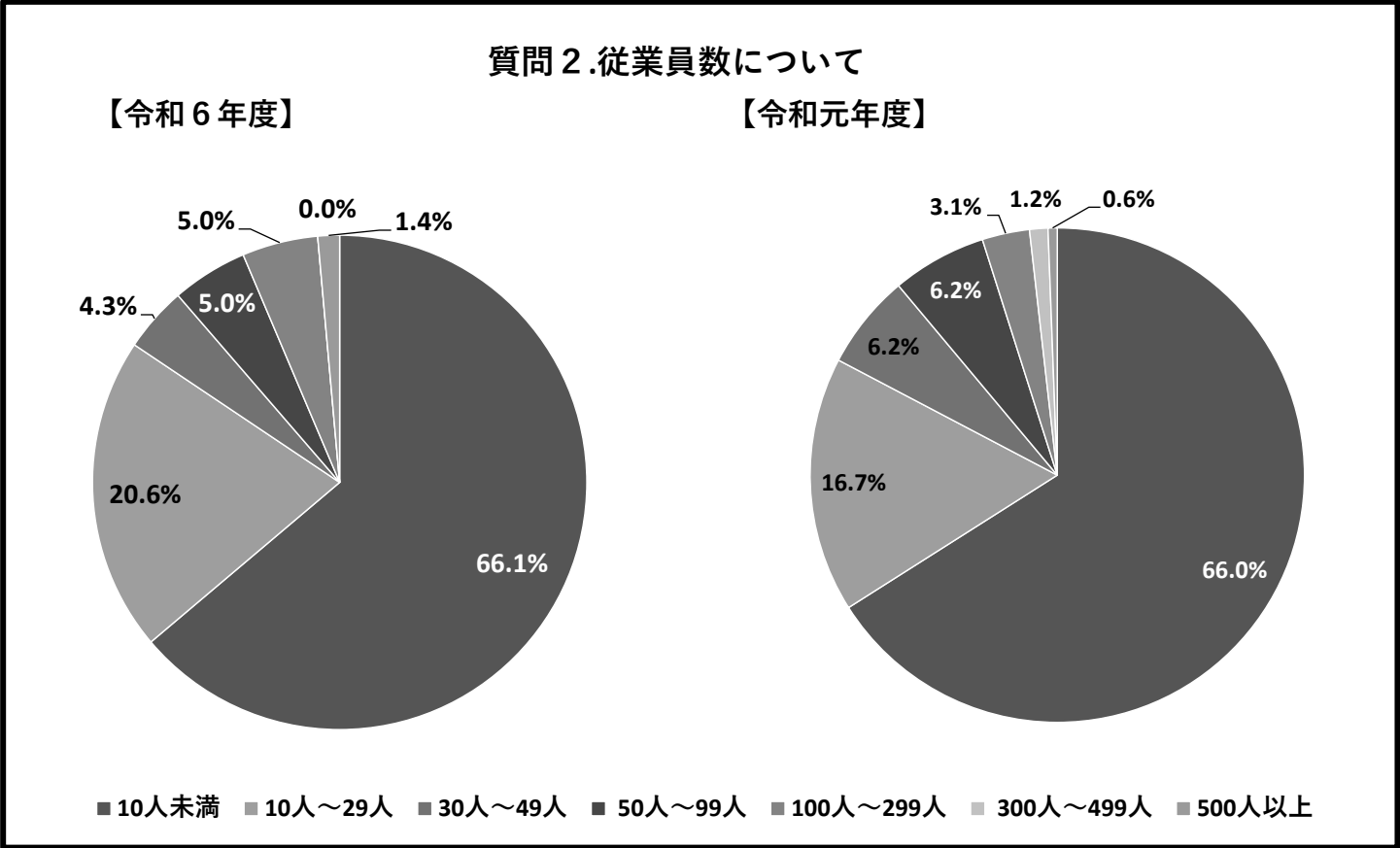
【事業所の概要について】

質問1. 業種について(有効回答数:142社)

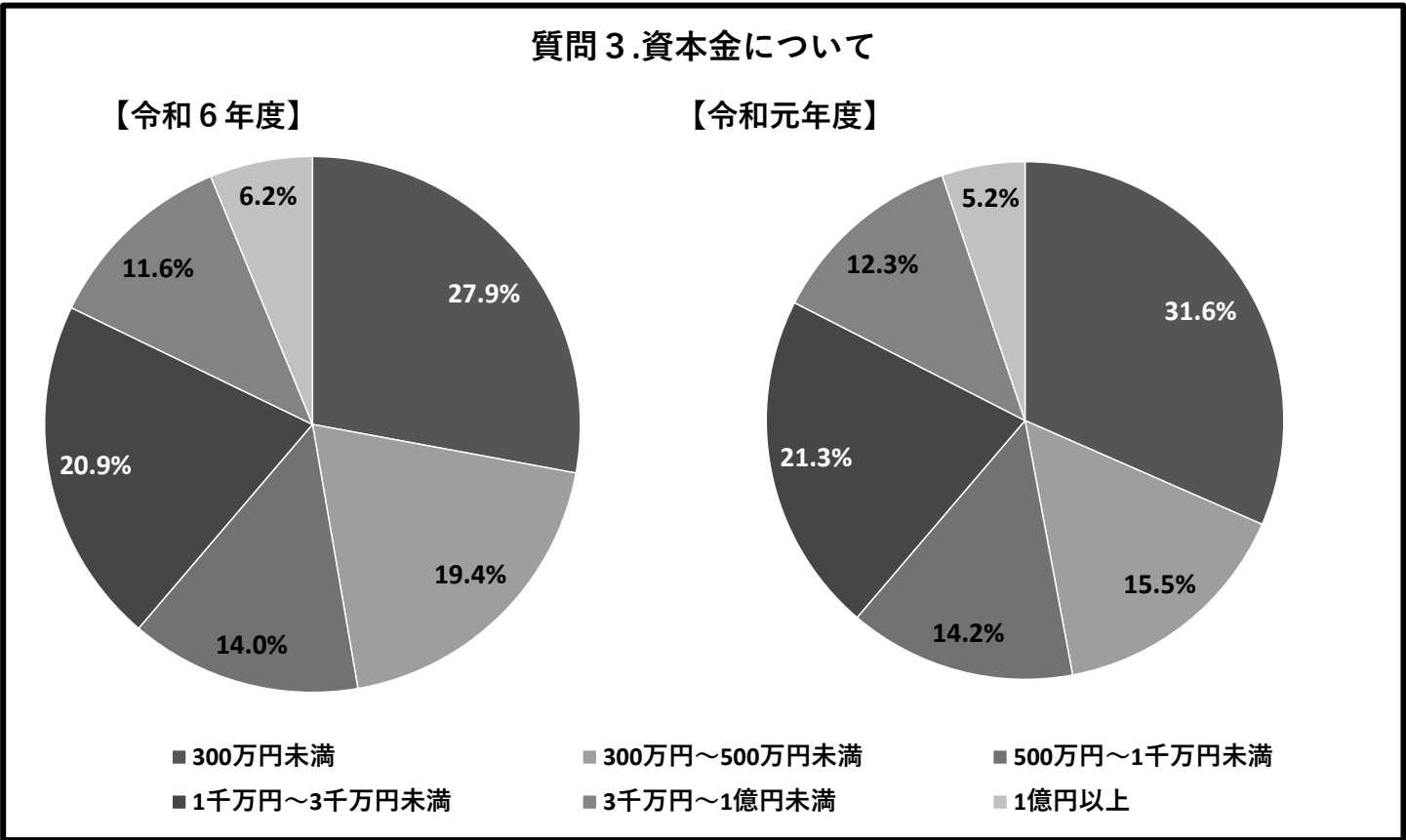
令和元年度と同様に、「卸売、小売業、飲食店」、「サービス業」、「建設業」からの回答が上位を占めました。



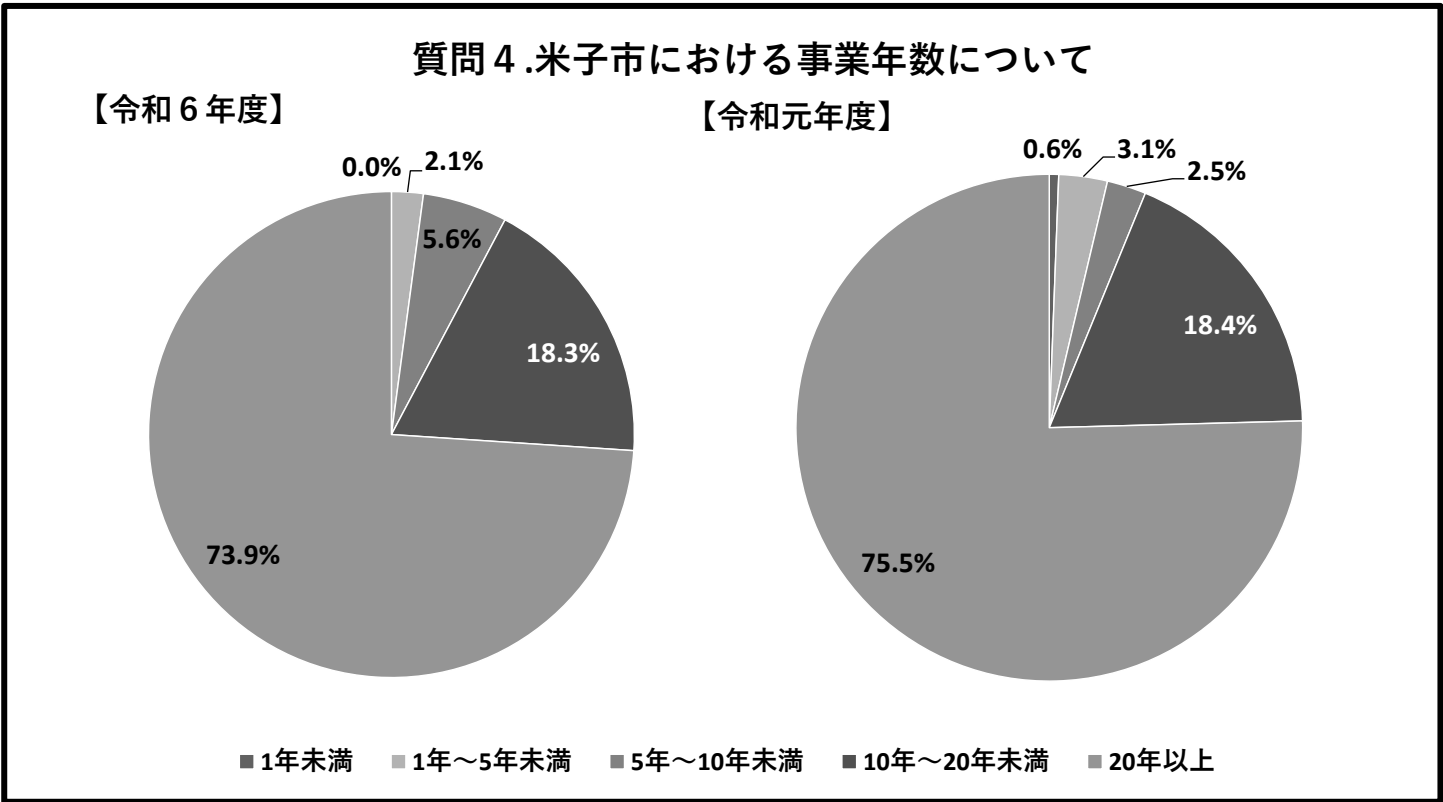
質問2. 従業員数について(有効回答数:141社)
 多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向であり、「10人未満」の割合が最も多い結果となりました。



質問3. 資本金について(有効回答数:129社)
 多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向でした。

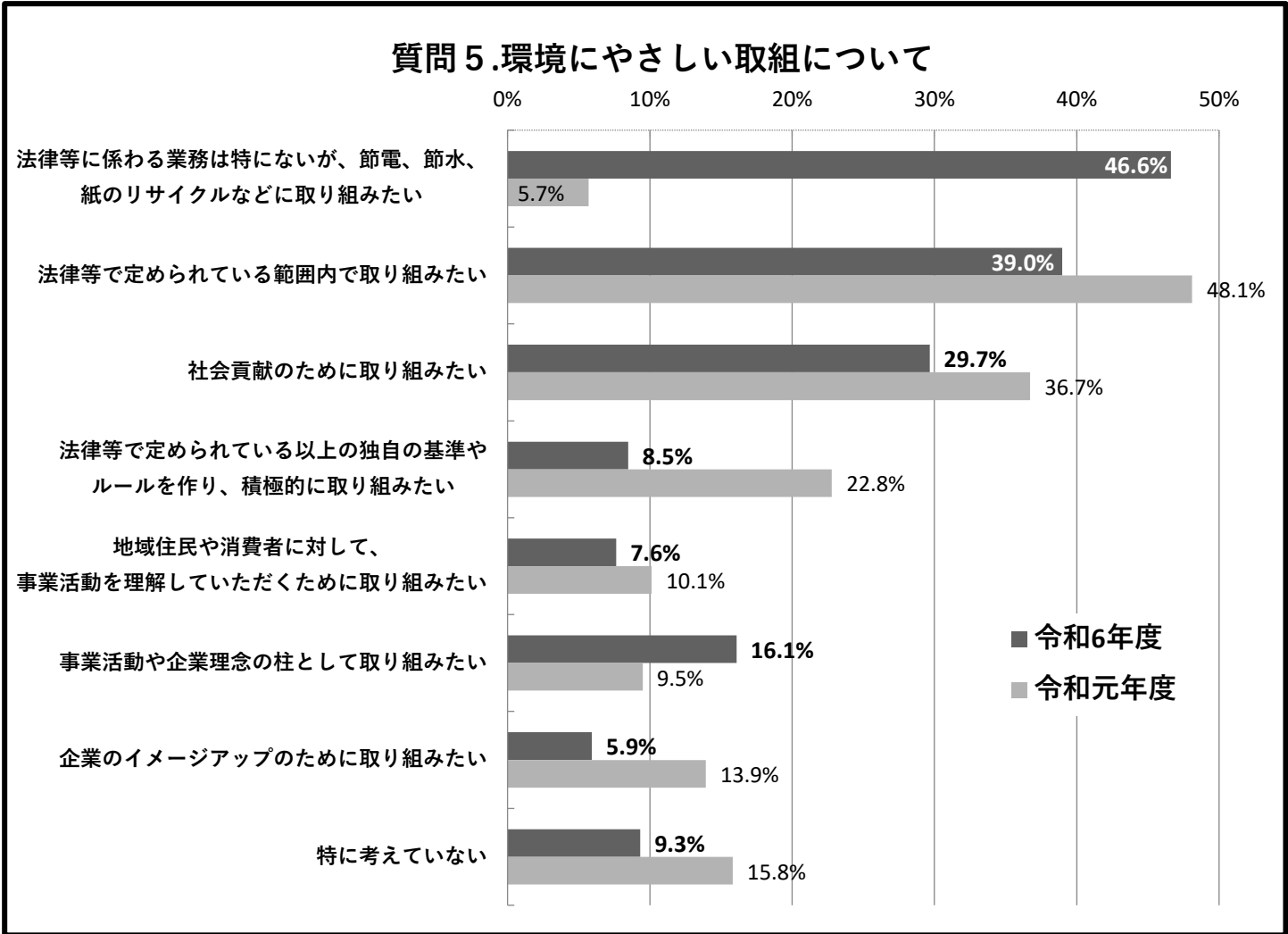


質問4. 米子市における事業年数について(有効回答数:142社)
令和元年度と比べ、「5年～10年未満」の企業が3.1ポイント増加しました。



【環境に対する取組について】

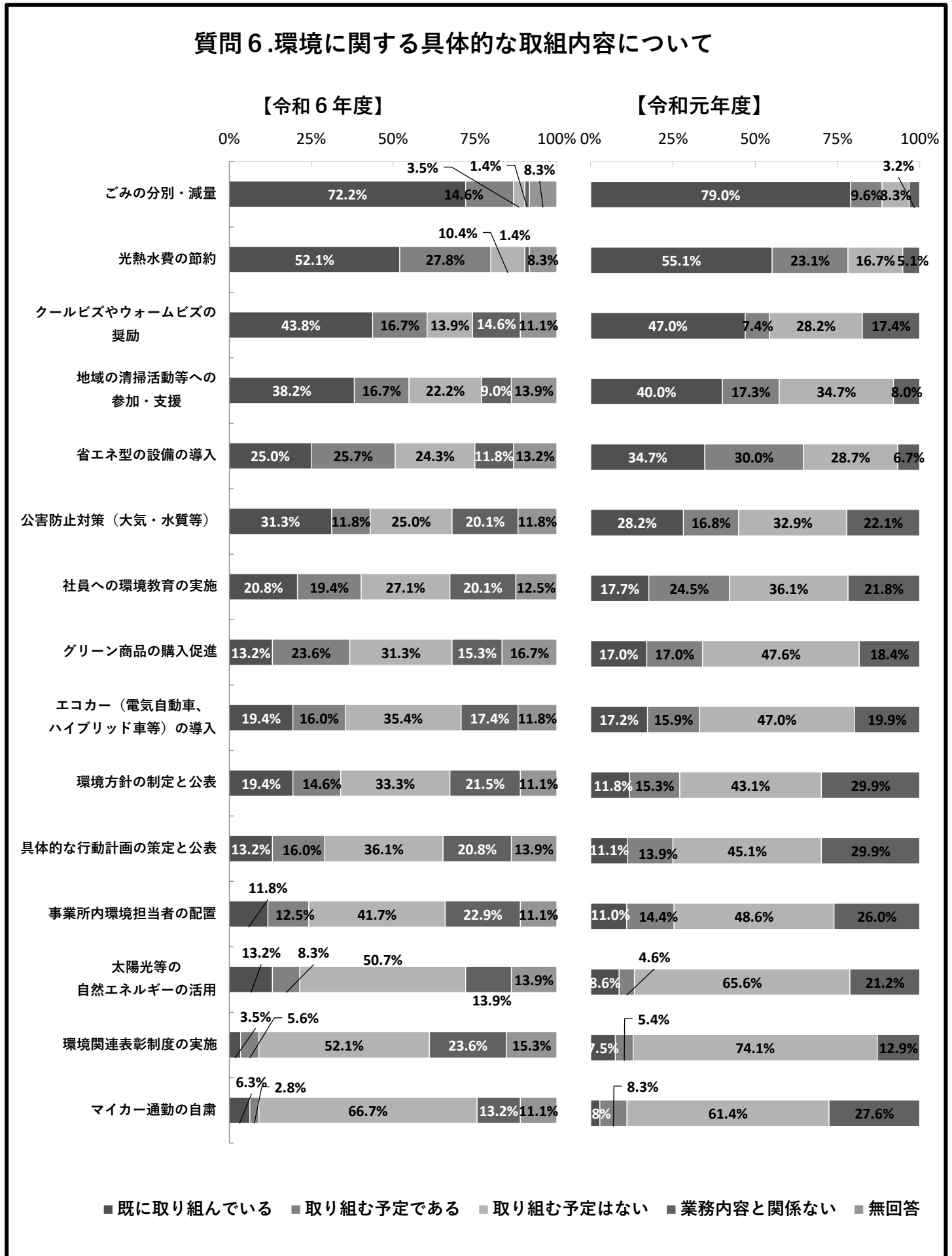
質問5. 環境にやさしい取組について(複数回答あり)(有効回答数:118社)
令和元年度と比べ、法的義務や社会貢献等の回答が減少し、節電、節水、リサイクルなど自主的かつ身近な取組を重視する回答が増加していることがわかりました。企業理念として環境保護に取り組んでいく動きにシフトしていることがうかがえます。



【環境にやさしい具体的な取組について】

質問6. 環境に関する具体的な取組内容について(有効回答数はいずれも144社)

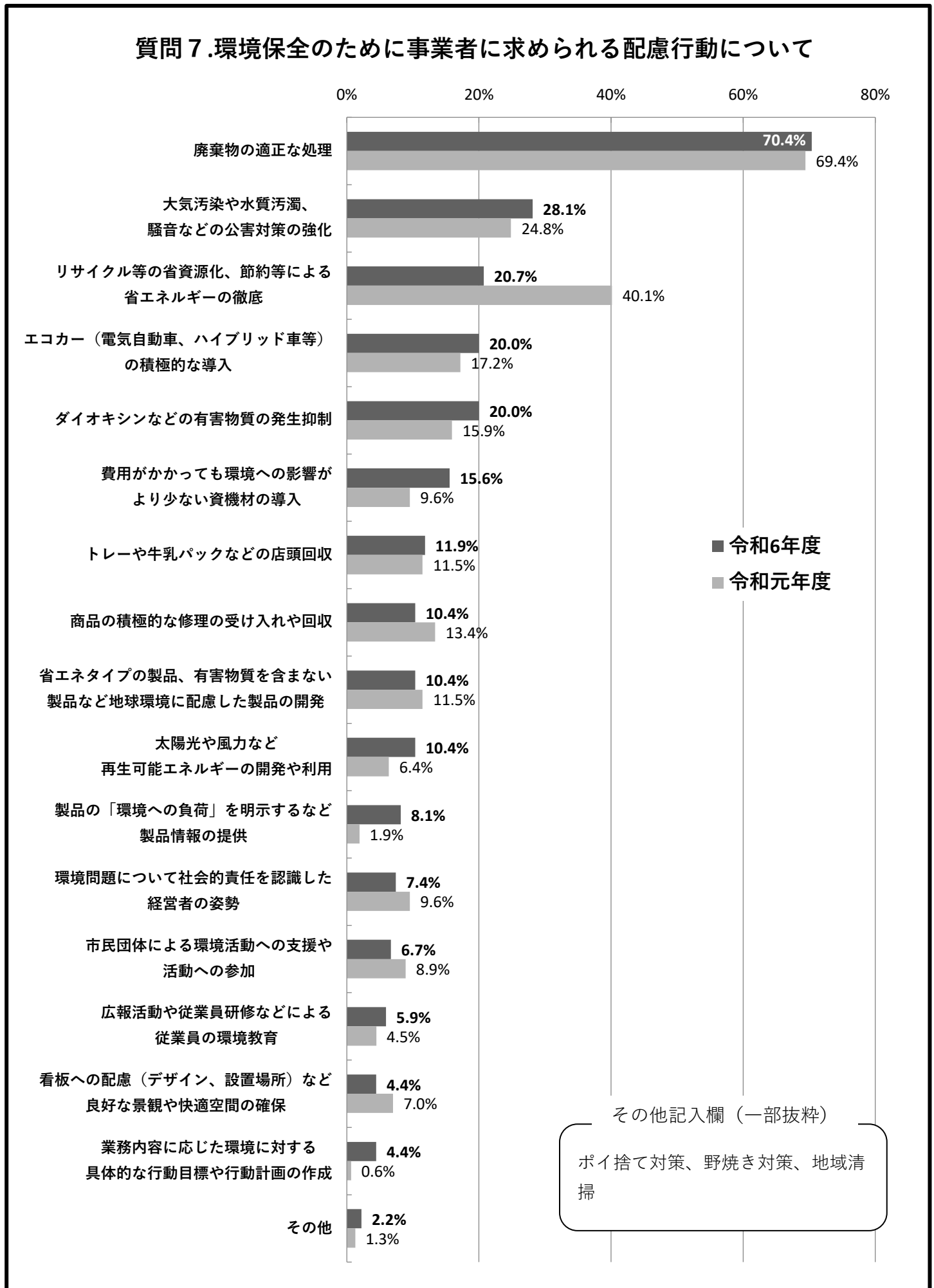
多少数値の増減はあるものの、令和元年度と同様の傾向でした。堅実なところから取り組む姿勢が見受けられます。



【環境を改善するための今後の活動について】

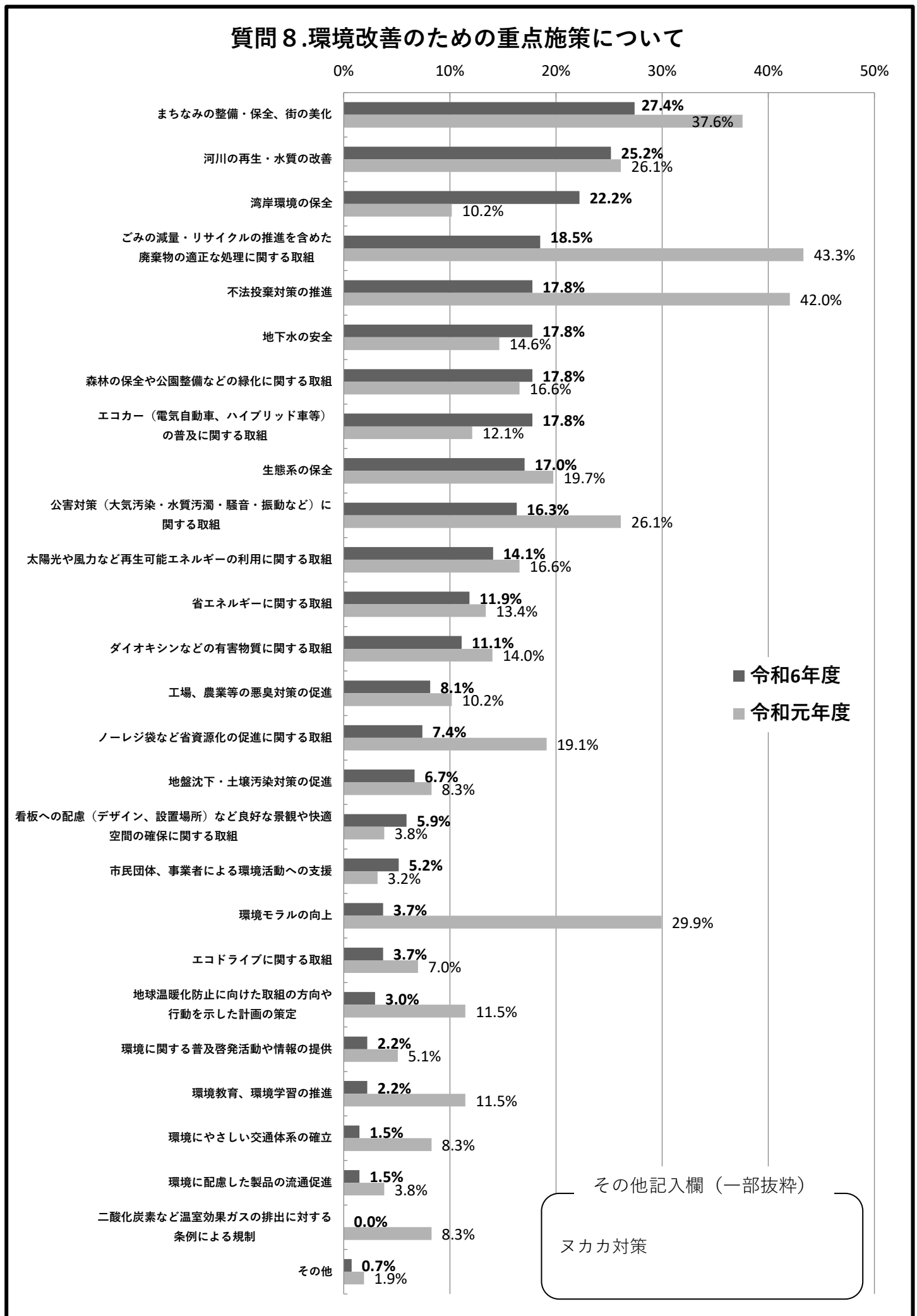
質問7. 環境保全のために事業者求められる配慮行動について(複数回答あり)(有効回答数:135社)

順位の入れ替わりはあるものの、上位5項目は変わりありません。令和元年度と比べ、特に廃棄物の処理や公害対策、エコカーの導入、環境に優しい資機材の導入などへの関心が高まっています。一方で、省エネルギーやリサイクルの徹底には減少が見られました。



質問8. 環境改善のための重点施策について(複数回答あり)(有効回答数:135社)

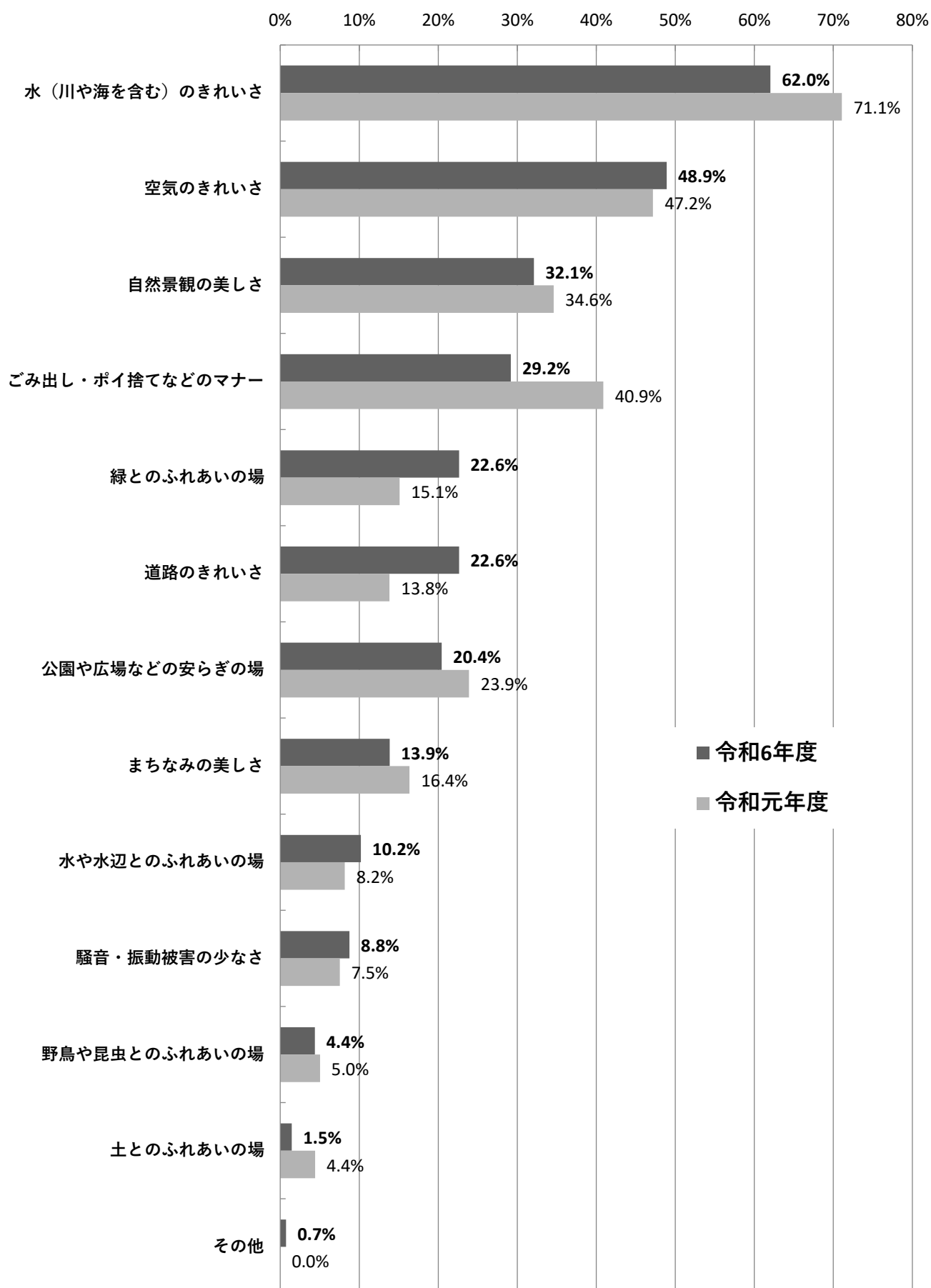
令和元年度と比べて「まちなみの整備・保全、街の美化」「廃棄物の適正な処理に関する取組」「不法投棄対策の推進」等に対する関心が大きく減少し、「湾岸環境の保全」「地下水の安全」「エコカーの普及に関する取組」等が増加しています。身近に取り組めるものが定着したことで重点的に取り組む施策が移行している傾向にあることがうかがえます。



質問9. 将来の世に残したい環境について(複数回答あり)(有効回答数:137社)

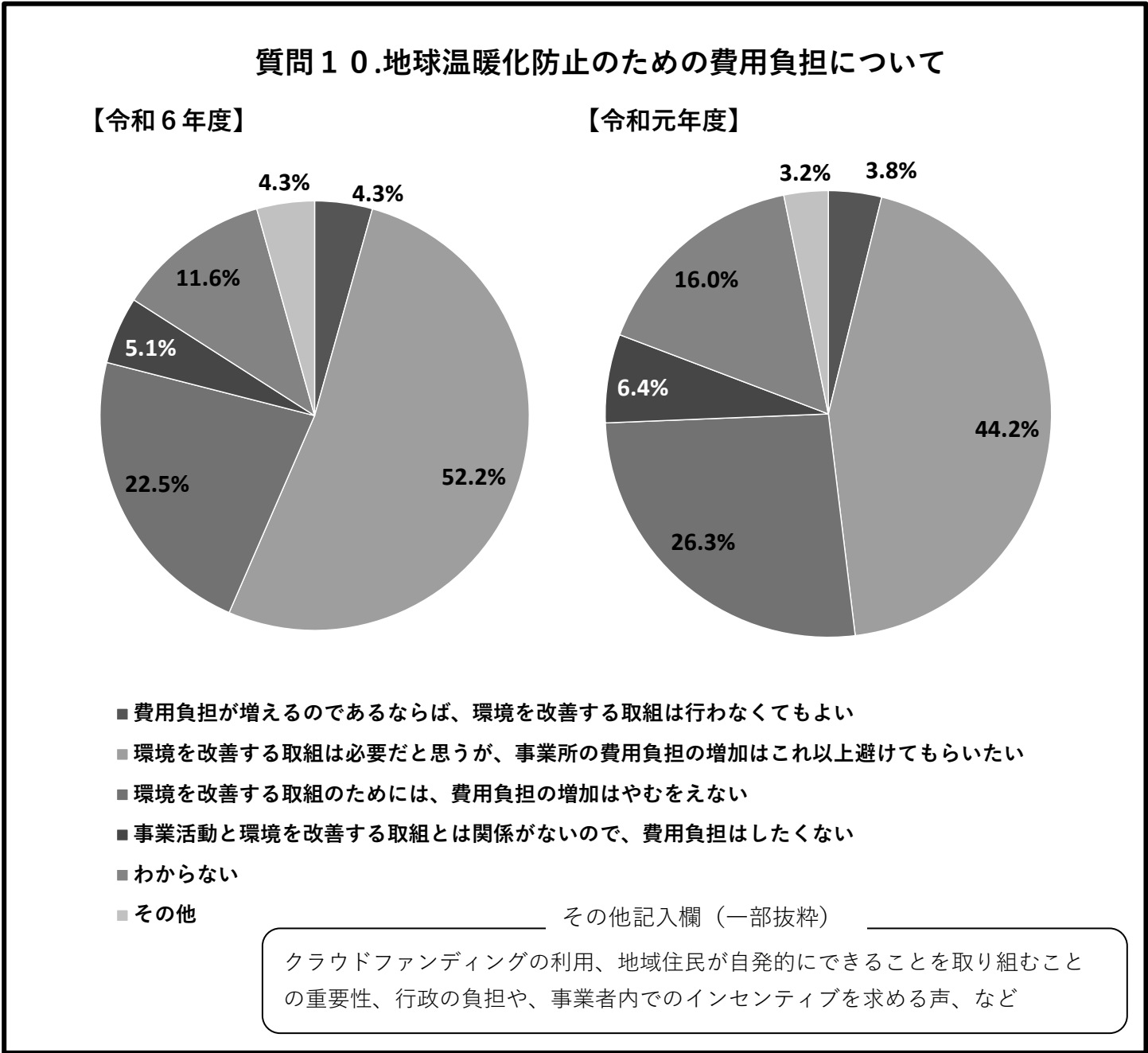
水や空気、自然景観については、令和元年度とかわらず高評価を得ています。その他前回と比較して順位の変動や評価の増減はありますが、全体の傾向として前回と同様の傾向と考えられます。

質問9.将来の世に残したい環境について



質問10. 地球温暖化防止のための費用負担について(有効回答数:138社)

令和元年度と比べ、事業所の費用負担を避ける傾向が見受けられました。環境問題と経営課題を並行して解決することの難しさが見受けられます。



環 境 都 市 宣 言

平成18年3月28日議決

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらすものです。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の存続基盤が危うくなりかねない事態を迎えています。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知のあかしとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくり上げていきます。

我々は、健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代を初め後世に禍根を残さない循環型社会を形成するために、住民、企業、自治体が一体となり、環境先進都市を目指すことを宣言します。

米子市環境基本条例

平成 17 年 3 月 31 日 条例第 95 号

私たち米子市民は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山に連なる緑あふれる山々に抱かれながら、地域固有の文化を育みつつ、長い歴史を形作ってきた。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものである。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態への変化は、生活の利便性を高めていく一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきている。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生と資源の循環を基本として、環境の保全及び快適な環境の創造に努め、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことが、今、人類すべてに課せられた重大な責務である。

私たち米子市民は、一人ひとりの行動と連携により、自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境の創造に努めるとともに、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部

分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状況又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

(市民の責務及び役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務及び役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等

(環境施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進
- (5) 地球環境保全に資する取組の推進

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第 19 条第 1 項の米子市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての環境への配慮）

第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮するものとする。

（年次報告）

第 10 条 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 2 節 環境施策

（環境教育等の推進）

第 11 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるように、環境の保全及び創造に関する教育並びに市民及び事業者の自主的な学習及び活動を推進するものとする。

（情報の収集及び提供）

第 12 条 市は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民に対してこれを適切に提供するように努めるものとする。

（公害等の防止）

第 13 条 市は、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（助成及び負担）

第 14 条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための自主的な活動を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な範囲において負担を求めることができる。

（資源の循環的利用等の促進）

第 1 5 条 市は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第 1 6 条 市は、市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 1 7 条 市は、地球環境保全及び広域的な取組を要する環境施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

（監視体制等の整備）

第 1 8 条 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 米子市環境審議会

（設置及び所掌事務）

第 1 9 条 環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 4 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1） 環境基本計画に関する事項

（2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 2 0 条 審議会は、委員 2 5 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1） 学識経験のある者

（2） 関係行政機関の職員

（3） 民間団体の代表者

（4） 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 2 1 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 2 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることはできない。

(部会)

第 2 3 条 審議会に、必要に応じて部会を置き、会長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会に関する事務を総括する。

4 部会長は、部会において調査審議した事項を審議会に報告するものとする。

(委任)

第 2 4 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 省略

米子市快適な生活環境の確保に関する条例

平成17年3月31日条例第97号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、落書き及び自動車の放置が市民の快適な生活環境の確保に対して重大な障害となる行為であることにかんがみ、落書き及び自動車の放置の防止並びにこれらの行為に対する措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境の確保を図り、もって本市における環境の保全及び快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公共施設等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 次に掲げるものであって、市が所有し、又は管理するもの

ア 道路、河川、公園、市営住宅、学校、図書館、市庁舎、下水道施設その他公共用又は公用に供している施設（当該施設に附属する設備及び器具を含む。以下同じ。）及び土地

イ 公共用又は公用に供することが予定されている施設及び土地

(2) 前号に掲げるもののほか、現に市が所有し、又は管理する施設及び土地
2 この条例において「落書き」とは、正当な理由なく他人の施設（公共施設等その他当該行為者以外の者が所有し、又は管理する施設及び土地をいう。以下同じ。）に文字、図形若しくは模様をかくこと又は正当な理由なく他人の施設にかかれた文字、図形若しくは模様をいう。

3 この条例において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。

4 この条例において「自動車の放置」とは、正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所において自動車の所有、占有又は使用に関する権原を現に有する者又は最後に有していた者（以下「所有者等」という。）が当該自動車を離れて直ちに運転することができない状態で相当の期間にわたり置かれた状態にする行為（道路法（昭和27年法律第180号）第43条第2号に掲げる行為に該当するもの及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4に規定する放置行為に該当するものを除く。）をいう。

第2章 落書きに対する措置

(落書きの禁止)

第3条 何人も、落書きをしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、落書きの防止に関する啓発その他必要な施策の実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民（本市の区域内に滞在する者を含む。）は、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(落書きに対する措置)

第6条 市長は、公共施設等に落書きがされた場合にあっては、当該落書きをした者の発見に努めるものとする。

2 市長は、公共施設等に落書きがされた場合にあっては、当該落書きの消去に努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、公共施設等にされた落書きをした者の発見のため、その他の理由により必要があると認めるときは、当該落書きの被覆その他必要な措置を講じた上、当該落書きの消去を行わないことができる。

4 市長は、公共施設等に落書きがされた場合であって当該落書きをした者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該落書きを消去するよう命じなければならない。

(費用の請求)

第7条 市長は、前条第2項の規定により落書きの消去を行った場合又は同条第3項の規定により落書きの被覆その他必要な措置を講じた場合であって、当該落書きをした者が判明しているとき、又は判明したときは、当該落書きをした者に対し、当該消去又は被覆その他必要な措置に要した費用を請求することができる。

第3章 自動車の放置に対する措置

(自動車の放置の禁止)

第8条 何人も、自動車の放置をし、若しくはさせ、又は自動車の放置をし、若しくはさせようとする者に協力してはならない。

(市の責務)

第9条 市は、自動車の放置の防止に関する啓発その他必要な施策の実施に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 10 条 事業者等（自動車の製造、輸入、販売、修理若しくは整備、引取り又は解体を業として行っている者及びこれらの者の団体をいう。）は、自動車の放置が行われることのないよう、自動車の引取りその他適切な措置を講ずるよう努めるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第 11 条 市民（本市の区域内において自動車を所有し、占有し、又は使用する者を含む。）は、第 9 条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

（調査等）

第 12 条 市長は、公共施設等において放置の状態（当該自動車の所有者等が当該自動車を離れて直ちに運転することができない状態をいう。）にある自動車を発見したときは、速やかに、関係機関への通報その他の必要な措置を講ずるとともに、当該放置の状態にある自動車の状況、所有者等その他の事項を調査しなければならない。

（警告）

第 13 条 市長は、前条の規定による調査の結果、当該自動車が自動車の放置により置かれたものであることが判明したときは、当該自動車の放置により置かれている自動車（以下「放置自動車」という。）に、当該放置自動車を直ちに撤去すべき旨を記載した警告書を取り付けるものとする。

（勧告）

第 14 条 市長は、第 12 条の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等又は当該放置自動車を現に当該公共施設等に置いた者（以下「放置行為者」という。）が判明したとき（当該放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。）は、当該放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告しなければならない。

（命令）

第 15 条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等又は放置行為者が当該勧告に従わないときは、当該所有者等又は放置行為者に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう命じなければならない。

（放置自動車の移動及び保管）

第 16 条 市長は、第 13 条の規定により警告書を取り付けた日から 1 か月を経過しても、当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者が判明していな

いとき（次条第1項第1号において「所有者等不明の場合」という。）、又は当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者が判明したにもかかわらず当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者と連絡を取ることができないとき（同号において「連絡先不明の場合」という。）は、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該自動車が置いてあった場所又はその付近に、当該自動車を移動し、及び保管した旨並びに当該保管している自動車（以下「保管放置自動車」という。）の引取りに関し必要な事項を表示しておかなければならない。

3 市長は、第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、その旨及び当該保管放置自動車の引取りに関し必要な事項を公示しなければならない。

4 市長は、前項の規定による公示の日から次条第2項又は第19条第1項の規定による公示をする日までの間に、当該公示に係る保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したとき（当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。次条第3項において同じ。）は、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、直ちに当該保管放置自動車を引き取るよう通知しなければならない。

（廃物認定）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該保管放置自動車が、自動車としての本来の用に供することが困難であり、かつ、不要物であると認められる状態にあるときは、当該保管放置自動車を廃物として認定することができる。

（1） 前条第3項の規定による公示の日から1か月を経過してもなお当該公示に係る保管放置自動車について所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合

（2） 前条第4項又は第3項の規定による通知をした日から1か月を経過してもなお当該通知に係る保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が当該保管放置自動車を引き取らないとき。

2 市長は、前項の規定により保管放置自動車を廃物として認定したときは、その旨及び当該廃物として認定された保管放置自動車（次項を除き、以下「廃物認定保管放置自動車」という。）を次条の規定により処分する旨並びに当該廃物認定保管放置自動車の引取りに関し必要な事項を公示しなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による認定をした場合において、前項の規定による公示の日から同日から14日を経過する日までの間に当該公示に係る廃物として認定された保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、直ちに当該保管放置自動車を引き取るよう通知しなければならない。

4 前項の規定による通知をした場合においては、当該通知に係る保管放置自動車についてした第1項の規定による認定は、これをしなかったものとする。

5 市長は、第1項第2号の規定に該当することにより同項の規定による認定をしたときは、第2項の規定による公示と併せて、当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該公示の内容を通知しなければならない。

(廃物認定保管放置自動車の処分)

第18条 市長は、前条第2項の規定による公示の日から14日を経過してもなお当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定保管放置自動車を処分することができる。

(廃物認定外保管放置自動車に対する措置)

第19条 市長は、保管放置自動車について第17条第1項の規定による廃物としての認定をしなかったとき（同条第4項の規定により当該認定をしなかったものとした場合を除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

(1) 当該廃物としての認定をしなかった保管放置自動車（以下「廃物認定外保管放置自動車」という。）を直ちに引き取るべき旨

(2) 公示の日から5か月を経過しても引取りがない場合には、当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車を処分する旨

2 前項の場合において、市長は、当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明しているとき（当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。）は同項の規定による公示と併せて、同項の規定による公示の日から同日から5か月を経過する日までの間に当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したとき（当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。）は直ちに、当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該公示の内容を通知しなければならない。

(廃物認定外保管放置自動車の処分)

第 20 条 市長は、前条第 1 項の規定による公示の日から 5 か月を経過してもなお当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外保管放置自動車を処分することができる。

(所有権の帰属)

第 21 条 第 17 条第 2 項の規定による公示の日から 14 日を経過してもなお当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定保管放置自動車の所有権は、当該 14 日を経過した日において市に帰属するものとする。

2 第 19 条第 1 項の規定による公示の日から 5 か月を経過してもなお当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外保管放置自動車の所有権は、当該 5 か月を経過した日において市に帰属するものとする。

(費用の請求)

第 22 条 市長は、保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が当該保管放置自動車を引き取ろうとするときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該保管放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、第 18 条又は第 20 条の規定により保管放置自動車を処分したときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該保管放置自動車の移動及び保管並びに処分に要した費用を請求することができる。

第 4 章 補則

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 24 条 第 3 条の規定に違反して公共施設等に落書きをした者は、5 万円以下の罰金に処する。

第 25 条 第 15 条の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 26 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年3月31日条例第98号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下単に「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、市域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市域における一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、法第3条並びに第6条の2第6項及び第7項の規定によるほか、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する市長の指示に従わなければならない。

(家庭廃棄物の収集及び運搬)

第6条 市民の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（し尿及びがれきを除く。以下「家庭廃棄物」という。）については、市において収集し、及び運搬するものとする。

(一般廃棄物処理計画の公表)

第7条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを公表するものとする。

(清潔の保持義務)

第8条 市域の清潔保持に関しては、法第5条の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 土木、建築等工事の施工者は、不法投棄の誘発を防止し、及び都市美観を損なわないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

(2) 動物を飼育する者は、飼育場所の清潔の保持、害虫の発生防止及びその駆除並びに悪臭の発散防止に努めなければならない。

(家庭廃棄物の搬出)

第9条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者。以下同じ。）は、自ら処分することができない家庭廃棄物については、規則で定める種別に分別し、市長が定める方法により、あらかじめ市長が指定する日時及び集積場所に搬出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる家庭廃棄物は、前項の集積場所（以下単に「集積場所」という。）に搬出してはならない。

(1) 爆発性又は引火性のあるもの

(2) 感染性のあるもの

(3) 著しい悪臭のあるもの

(4) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物及び劇物に該当するもの

(5) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物に該当するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、処理作業に支障を生ずるおそれのあるもの

3 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物の処理については、市長の指示に従わなければならない。

4 第1項の規定による家庭廃棄物の搬出に当たっては、集積場所の清潔を保持し、及び運行の妨害とならないように配慮しなければならない。

(家庭廃棄物等の処理の届出等)

第10条 土地又は建物の占有者は、新たに家庭廃棄物の収集を受けようとするとき、又は動物の死体を自ら処分することができないときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに、その旨を市長に通報しなければならない。

(搬出された家庭廃棄物の所有権)

第11条 第9条第1項の規定に基づき集積場所に搬出された家庭廃棄物の所有権は、市に帰属するものとする。

(収集又は運搬の禁止)

第11条の2 市又は家庭廃棄物の収集若しくは運搬について市から委託を受けた者（次項において「市等」という。）以外の者は、前条の家庭廃棄物を収集し、又は運搬してはなら

ない。

2 市長は、市等以外の者が前条の家庭廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、当該収集又は運搬を行わないよう命ずることができる。

3 前項の規定による命令については、米子市行政手続条例（平成17年米子市条例第25号）第3章の規定は、適用しない。

（廃棄物減量等推進審議会）

第12条 法第5条の7第1項の規定に基づき、本市における一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、米子市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を調査し、及び審議する。

（審議会の組織等）

第13条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1） 学識経験のある者

（2） 民間団体の代表者

（3） 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長及び副会長）

第14条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第15条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることはできない。

（廃棄物減量等推進員）

第16条 法第5条の8第1項の規定に基づき、市長は、必要に応じ、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

(清掃指導員)

第17条 この条例に定める事項について調査指導を行わせるため、清掃指導員を置く。

- 2 清掃指導員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 清掃指導員は、その職務執行に当たり、常にその身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可)

第18条 法第7条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証を申請者に交付するものとする。
- 3 法第7条第6項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証を申請者に交付するものとする。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可をしないこととしたときは、申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(一般廃棄物処理業の変更の許可)

第18条の2 収集運搬業者（法第7条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び処分業者（同条第6項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、法第7条の2第1項の許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の許可をしないこととしたときは、申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(浄化槽清掃業の許可)

第19条 浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の許可をしないこととしたときは、申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。
- 4 第1項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その

効力を失う。

- 5 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（清掃業者の欠格要件に係る届出）

第20条 清掃業者（浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、同法第36条第2号イからニまで又はへからヌまで（同号リ又はヌに掲げる者にあつては、同号ホに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（収集運搬車の表示）

第21条 収集運搬業者は、規則で定めるところにより、その収集運搬車に収集運搬業者であることを表示しなければならない。

（代車の使用の承認）

第21条の2 収集運搬業者は、第18条第1項の許可に係る車両の検査、修理等を行う場合において、当該車両に代わるべき車両をその業務に使用しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

（許可証の再交付及び返還）

第21条の3 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、第18条第2項若しくは第4項又は第19条第2項の許可証（以下この条及び第24条第4号において単に「許可証」という。）を汚損し、若しくは損傷し、又は紛失したときは、直ちに、その再交付を受けなければならない。

- 2 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、許可証（第3号に該当する場合にあつては、当該発見した許可証）を市長に返還しなければならない。

- （1） 第18条第1項若しくは第3項又は第19条第1項の許可（次号において単に「許可」という。）の期間が満了したとき。

- （2） 許可を取り消され、又は業務の停止を命ぜられたとき。

- （3） 許可証の再交付を受けた場合において、紛失した許可証を発見したとき。

（許可の取消し及び業務の停止）

第22条 市長は、収集運搬業者、処分業者及び清掃業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは浄化槽法（これらに基づく命令を含む。）並びにこの条例及びこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく市長の処分に違反したとき。

(2) 市長の指示に従わなかったとき。

（業務の休止の届出）

第23条 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、その業務の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、その理由を付して市長に届け出なければならない。

（許可等の手数料）

第24条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者 1件につき1万円

(2) 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の許可の更新を受けようとする者 1件につき1万円

(3) 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者 1件につき1万円

(4) 許可証の再交付を受けようとする者 1件につき3,000円

（一般廃棄物の処理手数料）

第25条 市が行う一般廃棄物の処理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、次の各号に掲げる処理手数料（第3項及び第4項並びに次条において単に「処理手数料」という。）を徴収するものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の処理手数料 家庭廃棄物のうち規則で定めるもの（以下この号及び次項において「規則で定める家庭廃棄物」という。）の収集、運搬及び処理につき、当該規則で定める家庭廃棄物を集積場所に搬出するために使用する別表の左欄に掲げる廃棄物容器等の区分に応じ、同表の右欄に定める額

(2) 一般廃棄物（し尿を除く。）の処理手数料 可燃性の一般廃棄物のごみ処理施設（米子市ごみ処理施設設置条例（平成17年米子市条例第99号）第2条に規定するごみ処理施設をいう。）への搬入1回につき、次に掲げる額を合計して得た額

ア 199円

イ 搬入量が10キログラムを超える場合において、当該10キログラムを超える部分につき、10キログラム（その量に10キログラム未満の端数があるときは、その端数を10キログラムに切り上げる。）当たり199円として算定した額

(3) し尿の処理手数料 し尿のくみ取り1回につき、18リットル（その全量が18リットル未満であるときのその全量及びその量に18リットル未満の端数があるときは、その全量又はその端数を18リットルに切り上げる。）当たり261円として算定した額

2 規則で定める家庭廃棄物を集積場所に搬出する者は、あらかじめ、市長が指定する者から当該搬出のために使用する別表の左欄に掲げる廃棄物容器等の交付を受け、その際、同

表の右欄に定めるところにより、処理手数料を支払わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

4 既に納付された処理手数料は、還付しない。

(処理手数料の減免)

第26条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(設備等の改善)

第27条 市長は、法第19条第1項又は浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査を行った結果、収集運搬業者、処分業者又は清掃業者の業務、設備器材等に改善を要することを発見したときは、当該収集運搬業者、処分業者又は清掃業者に対して、その改善の指示をするものとする。

2 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、前項の指示を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第28条 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、法令に定める基準によるほか、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第30条 第11条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則 省 略

別表（第25条関係）

廃棄物容器等の区分		処理手数料の額
規則で定める廃棄物容器	容量 40 リットル	63 円
	容量 30 リットル	47 円
	容量 20 リットル	31 円
	容量 10 リットル	16 円
規則で定める廃棄物シール		63 円

米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例

平成19年3月28日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶、たばこの吸い殻その他のごみの投棄及び飼い犬等のふんの放置の防止並びに歩行喫煙の制限に関し必要な事項を定めることにより、市並びに市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境の美化を図り、もってきれいな住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 缶、瓶、ペットボトル等の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、包装袋、チューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他の軽微な廃棄物をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他屋外の市民等が広く利用する場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等、事業者及び土地所有者等に対して、きれいな住みよいまちづくりに関する意識の啓発を図るとともに、環境の美化に関する施策(以下「環境美化施策」という。)を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら率先してきれいな住みよいまちづくりの推進に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行う地域において主体的に環境の美化に取り組むとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の投棄を防止するために必要な措置に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

(空き缶等の投棄の禁止等)

第7条 市民等は、公共の場所においては、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

- 2 市民等は、公共の場所においては、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は所定の回収容器に収納しなければならない。

(歩行喫煙の制限)

第8条 市民等は、公共の場所においては、歩行しながらの喫煙(自転車に乗車しながらの喫煙を含む。)をしないように努めなければならない。

(飼い犬等のふんの回収等)

第 9 条 飼い犬その他の動物（以下「飼い犬等」という。）の所有者又は管理者（飼い犬等を現に管理している者をいう。）は、公共の場所において飼い犬等がふんをしたときは、自らの責任においてこれを回収し、持ち帰らなければならない。

（環境美化推進区域の指定）

第 10 条 市長は、きれいな住みよいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、環境美化推進区域として指定することができる。

2 市長は、環境美化推進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域に関係する市民等、事業者及び土地所有者等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境美化推進区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前 2 項の規定は、環境美化推進区域の指定の変更又は解除について準用する。

（環境美化推進計画）

第 11 条 市長は、環境美化推進区域ごとに環境美化推進計画を定めなければならない。

2 市長は、環境美化推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該環境美化推進区域に関係する市民等、事業者及び土地所有者等の意見を聴かなければならない。

3 環境美化推進計画には、当該環境美化推進区域における次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）きれいな住みよいまちづくりの推進に関する目標及び方針

（2）市、市民等、事業者及び土地所有者等が実施すべき環境美化活動に関する事項

（3）前 2 号に掲げるもののほか、環境の美化の推進に関し必要な事項

（指導）

第 12 条 市長は、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 9 条の規定に違反している者に対し、必要な指導をすることができる。

（命令）

第 13 条 市長は、前条の指導に従わない者に対して、原状回復、行為の禁止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令については、米子市行政手続条例（平成 17 年米子市条例第 25 号）第 3 章の規定は、適用しない。

（委任）

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第 15 条 第 13 条第 1 項の規定による命令に従わない者に対しては、2 万円以下の過料を科する。

附 則 省略

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ゴール 1	貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール 2	飢餓	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3	健康な生活	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール 4	教育	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
ゴール 5	ジェンダー平等	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワメントを行う
ゴール 6	水	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7	エネルギー	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール 8	雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する
ゴール 9	インフラ	レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る
ゴール 10	不平等の是正	各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 11	安全な都市	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 12	持続可能な生産・消費	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13	気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14	海洋	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
ゴール 15	生態系・森林	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
ゴール 16	法の支配等	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
ゴール 17	パートナーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

<策定経過>

時期		内容
R6 年	12 月	○市民・事業者アンケート実施
R7 年	5 月	○令和7年度第1回環境審議会 ・環境基本計画見直しスケジュールについて(報告) ・市民アンケート速報について(報告) ・第2次米子市環境基本計画原案審議(協議)
	8 月	○令和7年度第2回環境審議会 (以下、策定中)

<米子市環境審議会委員名簿>

(任期：令和5年12月21日～令和7年12月20日)

出身団体等	氏名	備考
鳥取大学医学部	オサキ ヨネ アツ 尾崎 米厚	会長
鳥取大学医学部	アマノ ヒロキ 天野 宏紀	
島根大学	バク ジャヨン 朴 紫暎	
島根大学	ヤマグチ ケイコ 山口 啓子	
米子工業高等専門学校	フジ ユウゾウ 藤井 雄三	
環境省中国四国地方環境事務所	オザキ エミ 尾崎 絵美	
鳥取県西部総合事務所環境建築局	ヒラキ ショウイチロウ 平木 尚一郎	
鳥取西部農業協同組合	ナカニシ ヒロノリ 中西 広則	
米子市漁業協同組合	ムラ ケンジ 武良 賢治	
米子商工会議所	イトウ ナオコ 伊藤 直子	
米子市自治連合会	タナベ タダオ 田邊 忠雄	副会長
鳥取県地球温暖化防止活動推進員	クマガエ ハルミ 熊谷 春美	
鳥取県地球温暖化防止活動推進員	タナベ ミホ 田部 美穂	
公募委員	イワナガ ヒデコ 岩永 秀子	
公募委員	ハヤシ アツシ 林 篤	

(敬称略)

< 諮 問 >

環政起第 53 号 - 1

令和 7 年 5 月 19 日

米子市環境審議会会長 様

米子市長 伊 木 隆 司



「第2次米子市環境基本計画中間見直し」について(諮問)

米子市環境基本条例第19条第2項の規定により、下記について諮問いたします。

記

1 第2次米子市環境基本計画中間見直しについて

以上

<答 申>

米子市環境審議会委員名簿(令和7年度)

(任期：令和5年12月21日～令和7年12月20日)

選出区分	出身団体等	氏名
学識経験のある者	鳥取大学医学部	オサキ ヨネアツ 尾崎 米厚
	鳥取大学医学部	アマノ ヒロキ 天野 宏紀
	島根大学	バク ジャン 朴 紫暎
	島根大学	ヤマグチ ケイコ 山口 啓子
	米子工業高等専門学校	フジイ ユウゾウ 藤井 雄三
関係行政機関の職員	環境省中国四国地方環境事務所	オザキ エミ 尾崎 絵美
	鳥取県西部総合事務所環境建築局	ヒラキ ショウイチロウ 平木 尚一郎
民間団体からの推薦者	鳥取西部農業協同組合	ナカニシ ヒロノリ 中西 広則
	米子市漁業協同組合	ムラ ケンジ 武良 賢治
	米子商工会議所	イトウ ナツコ 伊藤 直子
	米子市自治連合会	タナベ タダオ 田邊 忠雄
市長が適当と認める者	鳥取県地球温暖化防止活動推進員	クマガエ ハルミ 熊谷 春美
	鳥取県地球温暖化防止活動推進員	タナベ ミホ 田部 美穂
	公募委員	イワナガ ヒデコ 岩永 秀子
	公募委員	ハヤシ アツシ 林 篤

(敬称略)

